

内閣府 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解			
	区分	分野									支障事例			見解	補足資料		
											団体名	支障事例					
2	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	支給認定証の任意交付	子ども・子育て支援新制度における支給認定証の交付を、保護者が希望する場合に限る任意交付制度に改める。	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場合は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合と同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はまず無い。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が密であるために、要請の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場合は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合と同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はまず無い。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が密であるために、要請の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場合は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合と同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はまず無い。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が密であるために、要請の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場合は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合と同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はまず無い。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が密であるために、要請の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場合は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合と同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はまず無い。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が密であるために、要請の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場合は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合と同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はまず無い。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が密であるために、要請の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場合は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合と同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はまず無い。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が密であるために、要請の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場合は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合と同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はまず無い。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が密であるために、要請の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場合は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合と同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はまず無い。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が密であるために、要請の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場合は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合と同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はまず無い。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が密であるために、要請の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場合は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合と同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はまず無い。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が密であるために、要請の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場合は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合と同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はまず無い。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が密であるために、要請の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。
											石狩市、秋田県、鹿嶋市、茂原市、青森市、三条市、各務原市、瑞穂市、浜松市、津島市、豊田市、尾張旭市、八尾市、伊丹市、岡山市、山梨県、山陽小野田市、宇和島市、八幡浜市、東温市、北九州市、八女市、大分市	<ul style="list-style-type: none"> ○提案市と同様の事例が発生しているのと同様に、同じ保育所等に入所していても3号から2号への変更は毎月発生し、誕生日・毎月90～60枚交付しているが、当初入所時に交付した支給認定証を紛失している場合が多く、交付した支給認定証を使用するケースは稀であり、一方別に交付している事務となっている。入所調整は本市で行っているため、支給認定証の必要性は極めて低い。 ○支給認定内容の変更や紛失等に伴う認定証の発行業務が大きな負担となっている。保護者が支給認定証を活用するケースはほぼ無断と考えられ、事務量軽減のため何らかの対策が必要と考える。 ○支給認定証の意味を保護者が十分理解していないこともあり、保育所においては、毎月3歳到達者の保護者に対して2号への変更の認定証を交付すると、そのことに対する問い合わせが頻りに発生する。件数は年間500程度ではあるものの毎月発生する事務は、確実に増えている。また、入所申請書と支給認定申請書を兼ねた申込様式になっているため、入所できない方も30日以内に支給認定証を交付すると、入所できるものと勘違いをされるケースがあり、支障をきたした。 ○支給認定の事務処理は膨大な量であり、毎月変更があり、認定証を使用する機会も少なく、紛失している保護者もいる。ついでに、事務軽減を図るうえでも保護者が必要とする場合に交付する制度が望ましい。 ○保護者の就労時間等が変化することは頻繁であり、その都度支給認定の変更や保育料の変更も継続が必要となっている。また、保育短時間認定の場合にあっても、勤務時間帯によっては保育標準時間認定となるなど、その区分は明確ではない。待機児童解消の取り組みとともに、保育所等への入所児童数は年々増加する中、保護者の就労状況の把握を含め、支給認定の変更やそれに伴う保育料や給付費の変更にかかる事務は膨大なものとなっている。 ○子ども・子育て支援新制度の施行に伴う支給認定変更に係る事務及びこれに伴う支給認定証の交付事務は、本市においても事務の煩雑さが増し、事務量の負担増となっている。また、保護者においても、支給認定証交付の意味が十分浸透されておらず、支給認定変更があつたのにもかかわらず滞る事例が多い。支給認定証の交付については、提案団体の支障事例と同様と考える。 ○支給認定証については健康保険証や介護保険証のようにその都度提示する必要がないので、保護者と事業者(保育所等)と認定する市区町村で認定内容が把握できていれば、変更の都度証書を交付する必要はないのではないか。支給認定証は認定の内容に変更がなくても、住所変更や認定証の記載の内容に変更があつた場合は再度交付しなければならないので非常に事務処理が煩雑になるので、事務の合理化の観点からも、その都度認定証の交付を義務付けることは改善したほうがよい。 ○支給認定証については、1号利用者では、一度入園した園を市内転園により(市外転居の場合は認定証が無効となるため)退園し、他の園に入園することはまずなく、2・3号利用者についても利用調整を市がしているため、園には市から入園者情報が提供されるため、実際に使用する機会がほとんどないのが実情である。また、申請後、30日以内に支給認定証を交付することと規定されているため、保育料利用の滞り等において、期間的に事業者を精査しにくい状況で、認定証発行のために基準点とともに決定している方が効率的な保育標準時間・短時間を先に決定しており、事務の流れが二度手間になっている状況がある。 ○施設利用の相談や申請受け付け時には、まず制度や施設利用までの手順を説明することとなるが、認定証については、「利用することもありあらず紛失しないでください。ただ紛失しても実害は無いです」と説明することになり、結果的に保護者とも「意味がないことを双方確認することになる。また、児童福祉においては、各種医療証や手当の証書等が発行されており、証の発行・受領の管理や把握が双方の負担となっている。さらには、認定証の在庫管理や作成から発送まで、事務方の作業も大変な重荷となっている。ついでに、支給認定証の発行は任意交付の制度としていただきたい。 ○子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現状支給認定区分の変更時に返却時に再交付しているのみで、それ以外に必要とされていない。返却依頼時・紛失している場合は、変更前の支給認定証を再交付申請により再発行し、交付せず返却された扱いとしている。また、広域利用においても市外の利用する保育所等又はその保育所等が所在する市町村と支給認定保護者の住所の市町村とが専任契約することから、支給認定保護者の住所の市町村と支給認定区分が確認できるため、必ずしも支給認定証を必要としない。これらの理由から支給認定証は、支給認定の有無、支給認定区分の確認等のために必ずしも必要でなく、紛失する支給認定保護者もいるため、支給認定証の交付を希望する保護者だけに交付するよう制度改正を希望する。 ○提案市と同様の支障あり。産前・産後から育児休暇への変更の場合等、選定して処理する場面が多い。 ○事務が煩雑・保護者が書類の内容についてとまどいがある。 ○使用頻度の少なさや認定についての認識不足から認定証の紛失が多いため、任意交付してほしい。 ○支給認定証を保護者が実際に使用する機会は非常に少ない。3号から2号へ変わった時、要件が変わるたびに発行するのは非常に手続きが煩雑で、事務処理の負担や経費の負担(認定証の印刷や郵送料)が大きい。 ○保護者において、支給認定証を使用して手続きを行うことは、ほほほに等しい。しかし、保育が必要単身、保育必要など認定内容に変更が生じることが多く、その都度、保護者から変更前の支給認定証を返還してもらわなければならないのは、保護者にとって負担となっている。よって、保護者の負担軽減及び事務の軽減化において、支給認定証の発行は、保護者からの交付依頼があつた場合にのみ交付する、任意交付に改正するよう要望する。 ○子ども・子育て支援法第23条の規定により、支給認定証は支給認定内容が変更となるたびに回収、交付等が必要である。支給認定の変更の際、保護者は変更前の支給認定証を返還する必要があるが、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多々見受けられる。また取りまとめを行う保育所等も現場の全員の先生方が理解しているわけではないので、枚数にわたって保護者へ提出を案内をしなければならぬと現場も負担が増している。 ○支給認定証の返還については、実態として保護者が支給認定証を紛失している場合が多く、返還させることに必要性がないと感じている。 ○本県においては、提案市同様、支給認定証の使用機会の少なから保護者が紛失してしまっているケースも多く、支給認定証を保管していないといけないと理解している保護者が少ないといった実態がある(各市町村より)。特に、3号認定から2号認定への切り替え等は多く発生する事業であることから、提案市同様任意交付制度に同意する。 ○提案市と同様、現場において保護者が支給認定証を使用する場合は非常に少ない。幼稚園、保育所、認定こども園を利用する児童が、就学前に転園を希望することはほとんどない。保護者に支給認定を受けているという意識が薄く、2・3号認定について支給認定に関する変更があつた場合、事業者が保護者の実態を把握して届出を受理する場合がほとんどである。届出の際は支給認定証の回収を求めているが、使用頻度の少なさから、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多い。支給認定証の紛失に伴う再交付の申請は、平成27年度中約100件であった。子育て世帯の母親はパート等非常勤労働者も多く、求職→就労→出産により退職→求職→職探し→求職→就労と頻りに状況が変わる保護者もあり、変更前の支給認定証が交付される前に再度状況が変わっている場合もある。瑞穂市では、保育認定の支給認定こども約1400人に対し、平成27年度の支給認定変更等に係る処理件数が延べ750件以上であり、保護者、事業者、自治体の3者によって負担となっている。支給認定証の交付が任意となれば、保護者の保管・返還義務、事業者の取りまとめ、自治体の発行事務がなくなり、3者とも負担軽減が図れるものと考ええる。 ○当市も提案市と同様の事例があり、事務が煩雑になっている。支給認定証、入園決定通知書、保育料決定通知書の3通を保護者に送付しているが、後者の2つがあれば事は足り、支給認定証は不要ではないかと疑問に感じることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援新制度において、小学校就学前子どもの保護者は教育・保育給付を受けようとするときは、子ども・子育て支援法第19条第1項各号の区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。市町村は、認定を行ったときはその認定の区分、保育の必要性の事由及び保育の必要量その他必要な事項を記載した支給認定証を交付することとなっている。 ○支給認定証の交付により、保護者はその時点における当該小学校就学前子どもの認定区分等を把握することができる。市町村にとっても当該小学校就学前子どもの認定区分等の証明となり、教育・保育給付の不正受給を防ぐことができるなど、保護者、市町村、施設間の支給認定区分等に対する認識の齟齬によるトラブルの防止の観点からも必要なものであるため、提案に対する対応は困難である。 ○また、支障事例に示されている事例のうち、3号認定から2号認定への変更については、支給認定有効期間を明示することにより、3号と2号をまとめて申請・認許する運用も可能とするなど、支給認定及びその交付に関する事務については、随時その事務負担を軽減するための措置をとっているところである。 ○加えて、今回の提案を踏まえ更なる事務負担軽減のため、支給認定証については保護者の同意を得れば施設側が預かることも運用上認められることを明確化し、その旨FAQ等によりお示ししていくこととした。 	<p>現在の保育サービス利用については、介護保険制度のようにサービスやショートステイなど、複数のサービス・事業所を組み合わせる形態にはなっておらず、事業者への入所調整は市町村が行い、保護者と事業者との間では個別に利用内容等を双方で確認しているため、認定証の必要性は感じられない。</p> <p>実際に保育所等を利用する際には、事業者と保護者との間で調整(確認)がなされていることから、保護者の就労状況、登・退園時刻等について把握ができておらず、認定証がなくても支障が出ていない。</p> <p>また、保育の必要量の変更などにより、変更申請が提出された場合に従前の支給認定証を返還させ、新たな支給認定証を交付することとしているが、大半の保護者は紛失等で返還されていないのがほとんどである。</p> <p>よって、自治体、事業者、保護者の三者ともに、支給認定証の必要性を感じていないため、交付そのものが法律上の規定であるために、認定証を廃止することは困難であるならば、各自治体の運用上、任意交付とすることで三者の事務軽減が図られるものとして提案するものである。</p> <p>なお、「認定証を交付することで、不正受給が防げる」とのことが、利用者の状況を把握している事業所側で概ね就労状況等が確認できるため、変更等を確認した際には、事業者が保護者に対し、届出を促すなどにより不正受給は考えにくいと考える。</p>			

内閣府 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	<small>平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月25日(最終決定)) 提案の届出 ※共同提案(第1)は100%達成率、共同提案(第2)は50%以上達成率を目標として策定 ※共同提案(第3)は100%達成率、共同提案(第4)は50%以上達成率を目標として策定 ※共同提案(第5)は100%達成率、共同提案(第6)は50%以上達成率を目標として策定</small>	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
2			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		<p>支給認定証の在り方については、保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の区分の在り方と併せて、地方分権改革推進室と共同で実態調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ検討してまいりたい。</p>	<p>6【内閣府】 (7)子ども・子育て支援法(平24法65) (1)子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p>	省令	平成28年3月31日交付 4月1日施行	<p>【省令】 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成29年内閣府令第18号)を3月31日に公布。4月1日から施行。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名			支障事例	見解	補足資料
											団体名	支障事例				
9	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金事業などの地域再生法に關連する手続を簡略化し、年当初からの計画的な事業実施が可能な制度とする	<p>【制度の新設】</p> <p>地方創生推進交付金を利用した事業の執行には、「地域再生計画の認定または変更の認定」と「同交付金の交付決定」が前提とされている。今年度については、地方創生推進交付金(非公共分)に係る地域再生計画は6月中旬までの申請と、9月前半の認定及び交付金の交付決定が予定されていることから、事業執行は年度後半からとなり、繰越処理も原則として認められていない。</p> <p>【支障事例】</p> <p>計画認定に向けた申請は、5/9/1月の年三回とされているが、交付金交付決定前の事前着手は原則として認められない(個別相談を要する)など、年間の計画的な事業実施に困難が予想される。</p> <p>具体的には、来年度以降の計画認定・交付決定について、現時点でスケジュールが示されていないが、次年度事業費について変更認定を要する複数年度計画や新たに認定を要する新年度開始事業の計画などが、5月の申請・認定対象となった場合、今年度同様・年度途中からの執行となり、事業を実施できない。</p> <p>また、対象事業費の2割を超える増減のある場合、計画の変更を要することから、初年度に調査を行い次年度以降実際の事業に取り組む等の再生計画が、調査結果により概算の計画事業費に変動が生じた場合や、来年度以降の国の交付金予算の変動によって計画を変更した場合など、そのたびに計画変更の認定を求めなければならない。</p>	<p>地域再生法第5条、第13条</p> <p>地域再生法施行令第9条</p> <p>地域再生計画認定申請マニュアル</p> <p>地方創生推進交付金に関するQ&A</p>	<p>内閣府</p> <p>秋田県、岩手県</p>	<p>分権担当課、事業担当課いずれも総合政策課</p>	<p>北海道、鹿角市、山形県、福嶋県、福山市、青森市、津軽市、秋田県、旭川市、神奈川県、福嶋県、三條市、上野市、岐阜県、名古屋、半田市、津市、滋賀県、姫路市、加古川市、岡山県、岡山県、小野市、宇和島市、八幡浜市、福岡県、大村市、五島市、豊後市、熊本県、大分県、福岡県、鹿児島県</p>	<p><地域再生計画></p> <p>○認定計画の変更を随時認める等、計画認定を機動的に行う</p> <p>○社会資本整備総合交付金(非公共分)に付金同様、全体事業費に變更があった場合のみ計画変更を求め、又は計画終了までを達算して事業費の2割を超えない限り、途中年度での変更を求めないこととするなど、計画変更を求めない範囲(対象事業費の2割増減)を弾力化する</p> <p><地方創生推進交付金></p> <p>○内示時期を可能な限り早めるとともに、内示前の事前着手を柔軟に認める</p> <p><制度全体></p> <p>○計画認定・交付決定などに関して、年度当初からの執行が可能なスケジュールを早期に示す</p>	<p>各府県からの第1次回答</p> <p><地域再生計画></p> <p>○地域再生計画の変更認定には審査に時間を要し、変更認定を随時認めた場合の事務負担は膨大となるため効率的な事務作業を行う必要性があること、地方公共団体において中長期的な展望を見据えた変更を検討いただきたいこと等から、年3回を目途に行っている認定申請スケジュールに合わせて変更申請を受け付けることとしている。また、軽微な変更は随時受け付けていること、認定地域再生計画に係る相談は随時可能であること、一定の事前着手は取扱いを要していること等、地方公共団体の過度な負担とならないよう弾力的な運用に努めている。</p> <p>今後とも個別の運用において弾力的な対応をしていくとともに、地方公共団体等の要望を踏まえ適切に対応してまいります。</p> <p>○事業全体に影響を及ぼさない範囲での軽微な変更を認めており、この場合、地域再生計画の変更申請を要しないこととしていること、地方創生推進交付金に係る地域再生計画については、その事業費(地方創生整備推進交付金にあっては施設ごとの整備費又は種類ごとの事業費)の2割以上の増減は事業全体に影響を及ぼさない範囲の変更とは認められないことから、計画の変更申請が必要となる。今後とも個別の運用において弾力的な対応をしていくとともに、地方公共団体等の要望を踏まえ、適切に対応してまいります。</p> <p><地方創生推進交付金></p> <p>○地方創生推進交付金については、本年4月に施行された改正地域再生法に基づき創設されたものであり、今年度(平成28年度)が初年度であったため、28年度の開始前年間の交付決定等のスケジュールを示すことができなかったが、来年度(平成29年度)以降については、年度開始前に、年間スケジュール(申請時期、交付決定時期等)をお示しすることとしたい。</p> <p>○事業の事前着手については、①交付決定まで事業着手を遅らせること、当該事業の目的達成に重大な支障が生じること、および②地方公共団体の予算計上に当たり、対象となる事業についても本推進交付金の活用が明らかで、速なる経費繰替ではない場合には、交付決定以前の事業着手を可能とする取扱いをしており、弾力的な運用に努めている。</p> <p><制度全体></p> <p>○地域再生計画については1月申請受付・3月認定とのスケジュールをとおっており、交付決定についても本スケジュールに併せて実施することを予定している。平成20年度以降は、年度開始前に交付決定までのスケジュールをお示しすることとしたい。</p>	<p>意見なし</p>	<p>—</p>			
191	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金の申請手続の見直し	<p>【現状】</p> <p>改正地域再生法において、地方創生推進交付金の申請にあたっては、地域再生計画を作成し、交付金事業を記載した上で、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>【支障事例】</p> <p>地方版総合戦略は、産官学金労官の有識者の意見聴取やパブリックコメントの実施、議会の議決を経て策定されており、地方再生の認定基準(1号基準・地方再生計画基本方針に適合するものであること、2号基準・当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであることと認められること、3号基準・円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること)を満たしているものである。それにも関わらず、地方創生推進交付金の申請にあたっては地域再生計画の作成が義務付けられていることから、地方にとって二度手間となっている。</p>	<p>地域再生法第5条、13条</p> <p>地域再生法施行令第9条</p> <p>地域再生法施行規則第1条第1項</p> <p>地方創生推進交付金に関するQ&A</p>	<p>内閣府</p> <p>兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、堺市</p>	<p>別紙あり</p>	<p>秋田県、郡山市、南会津町、千葉県、秋田市、神奈川、三條市、津市、羽曳野市、姫路市、田原市、島根県、大分市、宮崎県、沖縄県</p>	<p>○支障事例について、地域再生計画は、地方創生推進交付金実施計画書記載内容を引用して作成することとなり、同じ内容を地域再生計画及び交付金実施計画書に記載することとなっている。また、地方版総合戦略は、今後5年間の地方創生の方針を定めたものであり、地域再生計画も求めるものが重複する。</p> <p>地域再生計画の認定に当たって、認定の判断をする書類を、地方版総合戦略と交付金実施計画書とすることで、地方の事務簡素化を図るべきである。</p> <p>○推進交付金の申請に当たり、「地域再生計画」の策定が必要となったが、当該計画は、「地方版総合戦略」及び「交付金実施計画」と内容や手続き等で重複する部分も多く、また、過去の例では事前相談から申請後にあって、たびたび記載の修正をしたことから、交付金申請主体にとって、事務の負担増となっている。</p> <p>○地方創生推進交付金の申請にあたっては、記載内容がほぼ同じである地域再生計画の作成が義務付けられており、地方にとって二度手間の事務処理である。交付金の交付決定については、交付金交付申請時に提出する書類で足りるのであれば、事務の簡素化のため、地域再生計画の作成義務付け廃止を希望する。</p> <p>○本市の地方版総合戦略の策定に当たっては、実現可能性の高い施策を優先的に盛り込み、計画期間内での効果発現を目指して速やかな予算化及び執行を目指している。このような中で、改めて地域再生計画をつつ作成する作業は大きな事務負担となり、スピード感と実現性が求められる地方創生の趣旨に沿わないと考え、本提案によって申請手続きの簡素化が図られることで、地方版総合戦略に盛り込んだ施策の円滑かつ早期の執行が期待できる。</p> <p>○提案団体が言及する支障事例に加え、予算措置に関しては、国から交付決定の内閣を受けた後に、予算計上に係る議会対応を行うことが議会との関係上適切ではないかと考えるが、申請の条件においては、事前に予算措置の確実性が求められている。交付金の活用が国に認められるかどうか、また、交付金の繰が確認できない状態で議会に説明することが難しく、現実的に申請することができない。また、制度内容についても、随時更新されるQ&Aによって明らかになる部分があり、対応に苦慮するところがある。</p>	<p>地方創生推進交付金は改正地域再生法に基づく法律補助であるため、地域再生法に基づき地域再生計画の策定・提出は必須となっており、同計画上に同法に規定された事項を盛り込むことが法律上義務付けられている。また、地方版総合戦略が、今後5年間の目標、施策の基本的方向性等を示すものである一方、地域再生計画は、地方公共団体が定めた目標達成に向け、当該地方公共団体が実施する事業及び当該事業を推進するために活用する支援措置を明らかにしたものである。このため、申請に係る事務の簡素化を図ることは重要であるものの、法律で規定された地域再生計画を、類似の内容であるとの理由から、地方版総合戦略により代替できるようにすることは制度の趣旨にそぐわないため、困難である。</p> <p>また、仮に地方版総合戦略により地域再生計画の代替とするとしても、実施する事業及び支援措置を明らかにし、地域再生法に基づき内閣総理大臣の認定を受ける必要性は変わらず、その場合、地方版総合戦略を変更するうえ記載することとなるため、地方公共団体の負担は変わらないばかりか、認定されなかった場合においては、再度地方版総合戦略の変更が必要になるといった不都合が生じるところである。さらに、地域再生計画として内閣総理大臣の認定を受けた地方版総合戦略を改訂するにあたっては、当府及び関係府庁との協議が必要となることと想定され、双方の事務負担の軽減には必ずしもつながらない。地域再生計画の提出に当たっては、地方公共団体の過度な負担とならないよう対応してまいります。</p>	<p>地方版総合戦略は、地域の現状や将来像、計画期間における施策等を記載しており、地域再生法に基づき、地域再生の目標や事業を定める地域再生計画と同じ趣旨のものである。そのため、地方創生推進交付金の申請にあたり、地域再生計画を改めて作成する必要はなく、地域再生計画を地方版総合戦略に替えるべきである。</p> <p>また、地方版総合戦略を地域再生計画として内閣総理大臣認定を受けなければならないが、地方版総合戦略は、5年間の基本的方向性を示すものであり、改訂することはほとんどなく、内閣府や関係府庁の協議の必要性は少ない。</p> <p>なお、現状どおり、地域再生計画への詳細な内容の記載を必須とするのであれば、地域再生計画と事業実施計画を1本化することについても検討していただきたい。</p>	<p>—</p>			

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	見解	補足資料				措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
9	【神奈川県】 地方創生推進交付金や地域再生計画などの地域再生法に関連する手続きについて、「今後とも個別の運用について弾力的な対応をしていく」とされているとともに、平成29年度以降の地方創生推進交付金については、「年度開始前に交付決定までのスケジュール(申請時期、交付決定時期等)を示す」とされており評価するが、より一層の手続きの簡略化などについて、さらなる検討を求め。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。							
191	【神奈川県】 地方創生推進交付金について、法に基づく財政支援であることから、一定の提出資料が必要となることは理解するが、地域再生計画や交付金実施計画を作成すること自体が過度な負担とならないように、引き続き事務の簡素化の検討を求め。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		地方創生推進交付金は地域再生法に基づく法律補助であるため、これを活用する場合には、具体的な事業の内容や当該事業の推進のために活用する支援措置等を盛り込んだ地域再生計画を、法に基づき作成し、内閣総理大臣の認定を受ける必要がある。 他方、地方版総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方公共団体自身が地方創生に向けた今後5か年の目標、施策の基本的方向性等を示すものであり、内閣総理大臣の認定は不要となっている。 したがって、両者の性質の違いや地域再生制度の趣旨に鑑みて、地域再生計画を地方版総合戦略により代替することは適当ではない。 地域再生計画と交付金実施計画の一本化については、各年度の事業費等、事業の詳細を記載した計画を認定することになるため、各年度の事業費等に変更が生じた場合に逐一認定申請が必要となり、かつて事務負担は増大することとなるため、事務負担を考慮し、事業の詳細を記載した交付金実施計画のうち、最低限の内容について引用する形で記載した地域再生計画を認定することとしている。 事務手続きの簡素化については、地域再生計画と交付金実施計画の記載フォーマットの作成及び記載内容の共通化等の事務負担の軽減のための取組を既に実施しているところであり、今後とも第1回の計画申請・認定等を踏まえた地方公共団体の要望を伺いつつ、引き続き事務手続きの簡素化を進めてまいりたい。	6【内閣府】 (10)地方創生推進交付金 (イ)地方創生推進交付金の申請手続きについては、地方公共団体の意見を踏まえつつ、引き続き申請手続きの簡素化を進めることについて、地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて平成29年中に周知する。	周知	随時実施	平成29年1月17日(火)に開催した「地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会」において、地方創生推進交付金の申請手続きの簡素化等について周知した。	引き続き、地方公共団体の意見を踏まえつつ、申請手続きの簡素化を進めることについて、地方公共団体に今後実施する説明会等において周知する。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
192	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金の先駆タイプについて、地方自治体が単独で交付申請できるような要件の緩和	【現状】 「地方創生推進交付金」に関するQ&A(平成28年5月27日事務連絡)で、先駆タイプの申請においては、生産活用のまち、コッパドランチ等の事業以外は、一つの地方公共団体が単独で申請交付申請を行うものではないとされた。 【支障事例】 当初、地方創生推進交付金の「先駆タイプ」について、地方自治体の単独事業では申請できないとされていたが、平成28年5月27日に発出された「地方創生推進交付金」に関するQ&Aにおいて、「先駆タイプ」は広域連携事業(複数の地方公共団体がそれぞれ予算計上を行い、共同で交付申請を行うもの)に原則限定されたため、地方の創意を發揮した事業が実施できない。	先駆タイプについて、単独の事業も認められることにより、地方の創意を發揮し、地域の特色や地域が抱える課題に対応した事業を進めることができる。	地方創生推進交付金に関するQ&A	内閣府	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、堺市		北海道、岩手県、秋田県、鹿角市、鶴岡市、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、相模原市、長野県、岐阜県、津市、羽曳野市、奈良市、奈良県、鳥取市、島根県、岡山県、新見市、広島県、宇和島市、東温市、高知県、福岡県、福岡市、長崎県、長崎市、熊本県、大分県	地方創生推進交付金については、7月6日付の事務連絡(「平成28年度における地方創生推進交付金の取扱い」の改訂について)により運用の弾力化を行い、ご提案のとおり、先駆タイプについて、予算の共同化以外の形で連携する場合であっても本タイプへの申請を可能とする方向で申請要件を緩和した。	地方創生推進交付金は、地方版総合戦略に基づく事業を着実に実施するためのものという趣旨を踏まえ、要件や制約は極力排除していただきたい。したがって、先駆タイプについて、申請要件を緩和していただいたことに加え、さらに、地方自治体単独の事業でも先駆タイプとして認めていただくようお願いしたい。	—	
23	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園法が定める公私連携型認定こども園の運営主体の拡大	【制度改正の経緯】 町では、平成28年度から公立の幼保連携型認定こども園の運営を開始した。公立ということで信頼性・安定性の面において、利用者から高い評価を受けているものの、個々の特性に応じたきめ細やかなサービスの提供、信頼性・安定性を担保しつつ民間の活力やノウハウを活かすかが課題となっている。 【支障事例】 公立園のため、定員管理の関係上、園の職員における臨時職員の割合が増加している。臨時職員は雇用環境が不安定であることを理由に、今年度の保育士等の募集には必要数の半分程度の人員しか確保ができず、人材確保に支障をきたしている。また、正規職員と臨時職員では、職務内容と求められる成果は同じにもかかわらず、賃金等の待遇に差があるため、職員の意欲低下を招くことになりかねない状況にある。	【改正の効果】 地方独立行政法人が運営することにより、独立採算制を原則とした経営ができる。また、地方独立行政法人が保育士等を正規職員として継続的に雇用することにより、安定的な人材確保と待遇面の向上が期待できる。さらに、その効果として職員の意欲向上と質の高いサービスの提供が見込まれる。 【国が進める政策との関係】 町が責任をもって、効率的に質の高い子育て支援を行うことを可能とする本提案は、「地域において子どもが健やかに育成される環境の整備」という認定こども園法の目的に沿うものであるとともに、国が最重要課題として推進する一億総活躍社会の実現や地方創生にも直接的に関係するものである。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町		—	—	公私連携幼保連携型認定こども園は、民間法人に子ども・子育て支援に関する中核的な役割を担う幼保連携型認定こども園を運営してもらうこと等を期待して、市町村と民間法人とが協定を結ぶことにより、市町村がその運営に一定の責任を果たす、あくまでも民間法人による幼保連携型認定こども園であることから、当該規定の適用は不適当である。	現行の地方独立行政法人第21条第4号により、地方独立行政法人が広汎に社会福祉事業を営むことが認められているものと認識している。その上で、貴府省の回答によれば、「民間法人に子ども・子育て支援に関する中核的な役割を担う幼保連携型認定こども園を運営してもらうこと等を期待して」運営主体を民間法人(学校法人、社会福祉法人)に限定していることであるが、提案の背景として、当初では民間法人が希少であることにより、支障が生じているという状況がある。「市町村と民間法人とが協定を結ぶことにより、運営に一定の責任を果たす」とあるが、地方独立行政法人であっても、業務方法書の認可権限や人事管理権を行使することにより、運営に対して一定の責任を果たすことも可能であると考える。その上で、改めて公私連携幼保連携型認定こども園の運営主体に地方独立行政法人を追加することについて検討いただきたい。また、民間法人(学校法人、社会福祉法人)に限定している趣旨についても、具体的に御説明をいただきたい。	—
24	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地方独立行政法人法施行令第4条が規定する公共的な施設に認定こども園を加える。	管理番号23に同じ	管理番号23に同じ	地方独立行政法人法施行令第4条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町		—	—	幼保連携型認定こども園は学校かつ児童福祉施設という位置づけを有しているが、学校教育法上、学校を設置できるのは国立・公立・私立の学校法人、地方公共団体及び公立大学法人、学校法人であり、幼保連携型認定こども園についてはそれに加えて社会福祉法人に限られているところ。地方独立行政法人を幼保連携型認定こども園の運営主体として追加することについては、学校かつ児童福祉施設の双方の機能を持つ幼保連携型認定こども園を安定的・継続的に運営できる体制整備等様々な観点から、具体的な観点のうち、具体的な観点で地方独立行政法人が不適当なかお示しいただきたい。	管理番号23で述べたとおり、当初においては、民間法人が希少であることにより、支障が生じているという状況がある。学校かつ児童福祉施設の双方の機能を持つ幼保連携型認定こども園を安定的・継続的に運営できる体制整備等様々な観点から、引き続き御検討いただくとともに、安定的・継続的に運営できる体制整備等様々な観点のうち、具体的な観点のうち、具体的な観点で地方独立行政法人が不適当なかお示しいただきたい。	—
291	A	権限移譲	医療・福祉	認定こども園(幼保連携型以外)の認定権限の中核市への移譲	【制度改正が必要な理由】 認定こども園の認可・認定等の権限について、平成27年12月22日地方分権改革推進本部決定「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」において、政令指定都市に対してのみ認定等の権限を移譲する方針が示されている。政令指定都市と同様に、住民に身近で専門能力を有する中核市においても、市で全ての認定こども園に係る事務ができれば、様式の統一等、事務の効率化が図れるとともに、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 【支障事例】 現在、幼保連携型認定こども園については市の事務、幼保連携型以外の認定こども園は府の事務となっている。施設類型によって権限を有する自治体が異なるため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。	幼保連携型認定こども園の認可等の権限を併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲すること、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条、第4条、第7条、第8条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		北海道、秋田県、神奈川県、長野県、京都府、高知県、沖縄県	○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も複雑になっている。 ○本県でも、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限については、事務処理特例条例において希望する政令指定都市・中核市に権限を移譲しており、幼保連携型認定こども園と同様の仕組みにすることは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながると考えられる。 ○本県でも同様の状況にあり、幼保連携型と幼保連携型以外の認定こども園では権限を有する自治体が異なるため、事業者にとって申請に係る相談先や書類の提出先などが分かりにくくなっているほか、中核市では認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。 ○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それぞれに手続きを要している。	中核市への認定権限の移譲については、指定都市と併せて検討していく。	全国的に待機児童の解消が喫緊の課題となっている中、事業者の負担軽減や行政事務の効率化によって認定こども園への移行が一層促進される、保育の受け皿確保へと繋がることから、早期に権限移譲が実現されるよう検討していただきたい。	—

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
192			<p>【全国市長会】 関係府からの回答が「提案どおり要件を緩和した」となっているが、改正内容の周知を徹底すべきである。</p>		<p>1. 地方創生推進交付金は、地方公共団体の自主性・主体性を尊重しつつ、官民協働、地域間連携、政策間連携等を行う先駆的な取組みを支援するものと位置づけられている。</p> <p>2. これを踏まえ、先駆的タイプにおいては、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の要素は重要であるので、原則として、これらの4つの要素が全て含まれることを、地域再生計画認定申請及び交付金申請の要件としている。特に地域間連携については、地方創生に関する基本法であるまち・ひと・しごと創生法において基本理念の一つとして第2条第6項に掲げられているように、地方創生の取組を進めるうえで重要な要素である。</p> <p>3. 地方、その在り方については、今般、地方6団体等からの要望も踏まえ、9月末を期限とする第2回公募より、複数の地方公共団体が共同で予算を実施する予算の共同化に限らず、それ以外の形で連携を広く認める形で運用の強化を図ったところである。また、地域間連携を伴わない取組についても支援することが出来るよう、自立性以外の3つの要素のうち2つが含まれれば申請できる「横展開タイプ」等を設けているところであり、さらにご活用いただきたい。</p> <p>4. なお、地域間連携の申請要件に関する運用弾力化については、7月6日、都道府県及び市町村の担当者宛に事務連絡(「平成28年度における地方創生推進交付金の取扱い」の改訂について)を发出し、その上で、第2回公募に向けて7月後半から8月上旬にかけてブロック別を実施した個別相談会(計11回)などの機会に直接説明を行うなど、周知徹底を図ってきたところである。今回、全国市長会から更なる周知徹底を図るよう要望を受けたことを踏まえ、今後実施する予定の説明会等の機会を積極的に活用し、地方公共団体に対するより一層の周知徹底を図ることとした。</p>	<p>6【内閣府】 (10)地方創生推進交付金 (11)地方創生推進交付金の申請要件については、複数の地方公共団体が共同で予算を実施する予算の共同化に限らず、それ以外の形で連携を広く認めるという地域間連携の申請要件に関する運用弾力化について、改めて地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて平成29年中に周知する。</p>	周知	随時実施	平成29年1月17日(火)に開催した「地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会」において、地方創生推進交付金の地域間連携の申請要件の緩和をはじめとするに運用弾力化について改めて周知した。	引き続き、地方創生推進交付金の地域間連携の申請要件に関する運用弾力化について、地方公共団体に今後実施する説明会等において周知する。
23					<p>ご指摘の「公私連携幼保連携型認定こども園」は、民間法人に施設運営してもらうためのインセンティブを付与しつつ、協定により市町村がその運営に一定の責任を果たすための仕組みである。あくまでも「公」と「私」の連携として、民間法人へ地方公共団体が一定の関与及び補助を行うことを目的としているものであることから、地方公共団体が設置するものである地方独立行政法人を対象とすることは、その目的・主旨からみて不適当である。</p>					
24					<p>管内の民間法人が希少であれば管外の法人を招致したり、協力を得て新規に設置したりすることも可能であり、また、民間法人であっても公私連携協定の締結等により、自治体が安定的・継続的に運営できる体制整備に關与することから、ご指摘の事由により地方独立行政法人が幼保連携型認定こども園を設置する必要性は認められない。</p>					
291			<p>【全国知事会】 指定都市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。</p> <p>【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。</p>		引き続き関係団体と協議・調整を行ってまいりたい。					

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府所庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
																団体名
31	B	地方に対する規制緩和	その他	個人番号を利用した情報連携の対象情報の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関し、難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票関係情報」の対象に「住所地情報」を加えるよう、番号法の改正等	マイナンバーによる情報連携においては、都の医療費助成システム等への入力情報を活用し、区市町村に対する住民票関係情報の照会を効率的に行うことが可能となるが、現行の番号法の規定では、「住所地情報」が取得できない。住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)により「住所地情報」を確認する場合、マイナンバーには個別検索しかできないことや、一括での情報検索作業は自治体に台しおこなわれていて、照会回数が多いことから、照会件数が多い場合は、情報提供を受けるまでに時間を要する。難病法に基づく特定医療費の認定事務においては、申請者の住所地確認が必要となるが、住基ネットにより住所を検索する場合、医療費助成の認定までに時間を要することとなり、申請者に対し不利益を生じさせるおそれがある。そのため、申請の際に住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上が図れない。なお、難病法に基づく事務以外で、番号法の規定による情報連携を行える事務においても、住所地確認を必要としているもの(児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成事務等)があり、同様の課題がある。	申請等の際に住民票の添付省略が可能となり、対象者の利便性が向上されるとともに、都道府県において支給認定に必要な情報を円滑に取得できることから行政事務の効率化につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二第119の項	内閣府、総務省、厚生労働省	東京都		山形県、茨城県、神奈川県、長野県、長野県、静岡県、豊田県、滋賀県、鳥取県、岡山県、沖縄県	○本県でも同様の支障事例が生じており、申請者に対し住所地情報と共に同一保険に加入している世帯員を確認するための住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上は図られていない。 ○提案案と同様に番号法の規定では住所地の確認ができないため、申請者に個人番号の記載を求めた上で住民票の提出を求めることになり、住民にとって利便性の向上が図られない。また、住基ネットによる取得も可能であるが、端末が本庁にしかなく申請を受け付ける保健所では確認ができず、事務処理に時間を要することになる。 ○現時点では情報連携が始まっていないが、本県においても毎年1万件程度の申請があり、職員が個別に住民基本台帳システムで住所確認を行うと膨大な事務処理手間が増える。一方で、申請者の方にこれまで通り住民記載事項証明書を市町役場で取得するよう求めることは、個人番号制度導入の意義につながらないと考えている。 ○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、本県においても、住所地を確認する必要があり、住民票の添付を求めているところである。マイナンバーを利用した情報連携により住所地情報が取得できない場合、申請に際し、住民票の提出を求めることになり、申請者の負担が軽減されないことと、本県における認定事務の効率化も図れない。 ○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、申請には対象者の住所地確認が必要となる。しかし、マイナンバーによる情報連携では「住所地情報」が取得できないため、住基ネットによる検索を利用することとなるが、医療費助成の認定までに時間がかかり、申請者に対し、不利益を生じさせるおそれがある。	住所地情報については、住民基本台帳法に基づき、各地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムにより確認することが可能であることから、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象とはしていません。	各府省からの回答にあり、住民基本台帳ネットワークシステムにより住所地情報を確認する方法をとることで、具体的な支障の解消等が図られるものと認識しているが、他県における支障事例にもあるとおり住基ネット進捗を遅滞する方法による支障の解消は、自治体の現状等に即しておらず、費用の面からも現実的ではない。 申請者の利便性の向上及び行政事務の効率化の観点から、住基ネットの追加配備に依らない形での情報検索が求められており、情報セキュリティを担保した上で、情報提供ネットワーク上の制約を解消すべきである。	—
46	B	地方に対する規制緩和	その他	税除対象NPO法人の指定方法の見直し	【制度概要】 認定NPO法人は、PST(パブリック・サポート・テスト)要件を満たすことで、様々な税制優遇措置を受けられる。 一方、指定NPO法人は、地方税法第37条の2第1項第4号及び第3項の規定により、道府県の条例で指定されることにより法人の名称及び主たる事務所の所在地を明示する必要がある。 本県では平成25年に「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例」を制定しており、現在10法人を指定している。 【支障事例】 NPO法人の新規指定や、指定NPO法人の名称及び主たる事務所の所在地に変更があった場合は、その都度条例改正を行わなければならない。 しかし、条例改正のタイミングは年4回の議会開会時という制約から、本県では、申請から指定までに最長で約半年を要している。 そこで、認定NPOは一定の客観的基準を満たした団体を告示で明示する扱いである点も踏まえ、指定NPO法人の名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せようか。	寄付金税額控除の対象となるNPO法人の申請から指定までの期間を1〜2か月程度短縮することが可能となる。これにより、指定NPO法人がその活動(寄付金獲得活動)を早期に開始することができる。	地方税法第37条の2第3項	内閣府、総務省	埼玉県		神奈川県、横浜府、徳島県、長崎県、熊本県	○本県においても、平成25年12月に「県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例」を制定し、1法人を指定するとともに、2法人を指定するための条例案を現在開会中の平成28年6月定例会議に提出している。 提案団体と同様に、本県でも、議会開会日の関係から、いずれの法人についても、法人の申出から指定までに5〜6か月を要しており、指定までに半年程度の期間を要することで、地域において活動するNPO法人を支援するという制度の趣旨(平成23年度税制改正大綱)からも支障を求めている。 本県の指定NPO法人は、現在3法人であるが、今後、これらの法人の名称や所在地が変更されることも十分に考えられ、制度の円滑な運営にあたって支障が生じることが想定される。 そこで、条例で明示することとされる名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せようかと提案する。 ○指定NPO法人の名称及び主たる事務所所在地の明記が規定されていることにより、本市においても、新規指定や、法人名称及び主たる事務所所在地の変更の都度、議会での議決を臨むなければならないため、速やかな対応ができないといった支障が生じている。 ○寄附をした場合も地方税控除対象となるNPO法人は、条例に法人の名称及び主たる事務所までの明記を要しており、法人の移転や名称変更の都度条例改正が必要となるなど、発生事象に対し、即時の対応が出来ていない。 法人が申請後、審査会の審議を経て、議会での条例改正まで約半年間を要すること等、手続きが煩雑なことから、実際に申請する法人は限られ、制度が、より活発なNPO法人活動へ結びついていない。条例により指定する方法の手續内容が見直されれば、速やかな指定が促進される。	内閣府としても、一億総活躍社会の実現の上で特定非営利活動法人(NPO法人)は重要な担い手となっており、これらの活動の広がりを後押しすることは重要な課題であると認識している。 地方税法第37条の2第1項第4号又は第34条の7第1項第4号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、特定非営利活動促進法第45条第1項第1号ハの規定に基づき、国税の優遇対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPST要件を満たすものとされていること。 これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、当該地方団体の個人住民税の控除の対象となるのみならず、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合がある。 このため、より慎重な手続きが求められ、寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にする必要があることから、議会の議決を経る必要がある条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があると考えられる。 また、特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、その性格から制度に関わることはこれまで全て議員立法で制定・改正がなされているところであり、条例個別指定に関する内容については、国会で議論いただくべきものと考えている。	本県では、地域活動の要としての役割が期待できる認定NPO法人や指定NPO法人を増やすことが重要であるとの認識から、県独自の取組として、認定NPO法人や指定NPO法人の取得を目指す県内NPO法人を対象とした支援事業を実施している。 また、指定NPO法人の取得にあたっては、認定NPO法人よりもPST基準を緩和し、取得しやすい条件を整えているにもかかわらず、現在2,097ある認証NPO法人のうち、条例指定NPO法人は10法人にとどまっている。 申請件数が伸び悩んでいる大きな要因として、手続きに時間がかかることが挙げられ、一つには、そのスピードアップを図りたいという意図から今回の提案を行ったところである。 指定NPO法人については、より厚い税制控除の対象となる認定NPO法人の要件ともなことから、慎重な手続きが求められることは認識している。 しかし、指定NPO法人の名称・所在地の扱いについては、議会の議決を経る条例で規則へ委任することで地方団体の意思を明確にできるのではないかと考えており、改めて検討をお願いしたい。	—	

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
31	<p>【静岡県】</p> <p>静岡県では、住基ネットの利用について、安易に増設という形をとるのではなく、業務フローの見直しによって運用を行う方針であるため、住基ネット端末の増設は予定しておらず、他業務で使用している既存の住基ネット端末を利用する。</p> <p>その結果、他部署端末までの移動の手間と検索結果データの運搬リスクの課題が挙げられる。</p> <p>また、他業務と共用で住基ネット端末を利用することでの混雑や、難病受給者証更新時期は多くの時間を窓口や電話対応に費やすことを踏まえ、患者情報を必要とする難病業務において住基ネット端末で検索を行うことは難しいと考える。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>		<p>住基情報については、住民基本台帳法に基づき、各地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムにより確認することが可能であることから、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象とはしていない。</p> <p>なお、マイナンバー制度は、個人情報保護の観点から、特定個人情報は分散管理を行い、情報連携は個人を特定し得ないよう、個人番号とは異なる符号を用いて行う仕組みとしている。このため情報提供ネットワークシステムにおいては、個人を容易に特定し得る住所情報と特定個人情報と紐付けることは、この仕組みの根幹に反する。</p>					
46	<p>【神奈川県】</p> <p>内閣府の回答では、現行どおりの運用を考えているようだが、神奈川県では、NPO法人の指定にあたって、議会の議決を経て「地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例」に則り指定を行っており、また、指定の審査にあたっては外部有識者による審査会に諮り、指定の是非について知事への答申を受けていることから、適正に運用されていると考えている。</p> <p>現状では、法人の主たる事務所の住所変更さも条例改正のために議会の議決を求めなければならないが、議会は本来、政策的議論を行う場であり、住所変更などの形式的な要件について判断を求めることはなじまないと考えることから、最低限これらについては、改善を求める。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		<p>第一次回答のとおり、地方税法第37条の2第1項第4号又は第314条の7第1項第4号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、国税の控除対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPST要件を満たすものとすることとされている。</p> <p>これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合がある。</p> <p>このため、より慎重な課税上の手続が求められ、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にするため、現行では、住民全体を代表する機関である議会の議決を経て定める条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があるとされている。</p> <p>当該地方団体の意思を明確にする手法については、総務省として整理されるべきものとする。</p>					

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
52	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の施設整備に際し保育所整備交付金及び認定こども園施設整備交付金を活用する見直し	平成27年の類似の提案に対する結論として、原則安心こども基金で対応することとし、安心こども基金が使えない場合の事務手続きの簡素化を図るため、協議書の様式の一部化や申請の提出締め切りの調整が図られたが、安心こども基金による対応については、交付元に応じた事業への活用に限られるため、幼保連携型認定こども園の施設整備を行う際に教育機能部分(文部科学省所管)の基金の残額が足りない場合に、教育機能部分については認定こども園施設整備交付金を、保育機能部分(厚生労働省所管)については安心こども基金を活用することとなり、事務手続きの簡素化の効果がない。 また、平成28年度安心こども基金要綱は現時点で示されておらず、契約等に着手できない状況にあるため、平成29年4月から開設予定の幼保連携型認定こども園の事業着手の遅延を招くこととなり、開園が遅れる危険性がある。さらに、両交付金の申請の提出締め切りについては調整が図られたが、間接補助である認定こども園施設整備交付金は県での予算措置と審査が必要であることから、保育所等施設整備交付金より事業者にとっての提出締め切りが前倒しとなるため、県、市町村及び事業者の作業時間の確保が困難な状況にある。	幼保連携型認定こども園に係る施設整備補助について、国庫の直接補助に統一する等の事務の見直しを行うことで、県、市町村及び事業者の事務の効率化が期待される。	・児童福祉法第56条の4の3 ・保育所等整備交付金交付要綱 ・認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	岡山県、日本創生のたのび未来世代応援知事同盟		旭川市、岩手県、秋田県、茨城県、栃木市、柏市、長岡市、鳥取県、島根県、倉敷市、防府市、徳島県、徳島市、宇和島市、高知県、北九州市、大分市、沖縄県	○厚労省、文科省と所管が分かれ補助要綱が分かれていることで、それぞれの内示を待って事業に着手する必要があるが、補助の内示時期に開きの開始が遅くなってしまふ。 ○本県においても、幼保連携型認定こども園の整備において、教育部分は文部科学省の認定こども園施設整備交付金及び保育部分は安心こども基金(厚生労働省所管)を活用する事例が発生しており、事務手続きの簡素化の効果が薄いと考える。 ○本市においては、幼保連携型認定こども園の施設整備を行う際に、安心こども基金の残額及び国予算の不足により、保育所等整備交付金と安心こども基金を活用することになった。このため、双方で交付金の基や協議書の様式が異なることにより、協議の準備を別々に行う必要が生じ、結果として事務の簡素化が図られていないだけでなく、むしろ煩雑化することとなった。また、交付金と安心こども基金との併用により、県の審査期間を要することから、事前協議書を前倒して提出しなければならず、事前協議書の作成から事業者手までに相当の期間を要し、開園スケジュールの遅れ等の影響が生じている。 ○本市において幼保連携型認定こども園ではないものの、幼稚園型認定こども園化にむけた施設整備を予定している幼稚園があり、安心こども基金により施設整備を進めていくこととする。現時点において、平成28年度安心こども基金要綱は示されておらず、整備に着手することができない状況となっており、平成29年4月の認定こども園移行に支障が生じかねない状況となっている。 ○国交付金が分かれているのみならず、現在は都道府県の安心こども基金も併用する状態となっており、計3つの補助制度が重複している。交付要綱の作成や内示スケジュールなどが省庁ごとに異なるため、円滑な事務の執行に支障をきたしている状況にある。また、6月下旬に内示が出るのでは単年度で施設整備を終えることがほぼ不可能なスケジュールであるため、遅くとも5月中旬には内示が出るようスケジュールを見直す必要がある。 ○厚生労働省より「全国的に所要額の満額は交付されない」及び「所要額に満たない部分は平成27年度保育所等整備交付金を充てる(=事業繰越はできない)」との連絡があった。「事業費が確保できない」及び「事業遅延が発生した場合対応できない」という懸念があることから、実質的には平成28年度は安心こども基金が利用できない状態である。	ご指摘を踏まえ、地方公共団体、事業者の事務負担の軽減されるよう申請書類の簡素化やあらかじめ申請時期を明示しておく等申請期間が十分確保されるよう努めてまいります。	申請期間の確保のみならず、幼保連携認定こども園の整備において補助金等の手続きの都合により、整備計画に遅延が生じることのないよう、年度当初に交付要綱や年間スケジュール等を発出するとともに、厚生労働省と文部科学省のスケジュールや手続等について、差異が生じないよう調整を図りたい。 また、予算措置についても、同一施設の整備において、地方公共団体や事業者が、複数の補助制度の併用などの余分な事務負担を強いられることのないよう、十分な予算枠の確保、あるいは基金方式による都道府県からの補助とするなど、柔軟な制度設計に努めていきたい。	
66	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	延長保育と放課後児童クラブを併設運営する場合の職員配置基準の緩和	保育所等と放課後児童クラブが同一敷地内の1つの建物に併設している場合で、17時30分から18時00分の間、延長保育事業の延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブの利用児童が6人のとき、それぞれ2人ずつの職員を配置し、運営している現状にあり、職員(特に保育士)の確保に苦慮している。	延長保育事業(又は預かり保育事業)及び放課後児童クラブの両事業を同一施設(同じ居室)で実施する場合には、保育士及び放課後児童指導員の配置基準を緩和することによって、効率的な人員配置が可能となり、両事業の人員確保及び職員の負担軽減につながる。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 延長保育事業実施要綱(児保発0717第10号 平成27年7月17日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長発出) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号、最終改正:平成二八年二月三日厚生労働省令第一二号)	内閣府、厚生労働省	東広島市	石狩市、相模原市、宇和島市	○保育所等と放課後児童クラブが同建物内で行っている場合、延長利用時間(本市の児童クラブは概ね18時以降)は、現在それぞれで規定の職員を確保しているが、その勤務の確保に苦慮している児童クラブがある。 ○本市においても放課後児童クラブと幼保連携型認定子ども園の一時預かり事業(幼稚園部分)を併設実施し同様の課題を有する施設があることから、これらの要件が緩和・改善されることで、限られた人材を有効に活用することができる。	○延長保育(又は一時預かり)は、家庭において保育を受けることが困難な乳幼児に対して保育を提供する事業であり、乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置することとなっている。 ○一方、放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であり、放課後児童支援員を2人以上配置することとなっている。 ○よって、延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブについては、目的や制度内容が異なるものであり、そうした違いを考慮せず、人材不足への対応の観点から一方の施設に児童を集約することは、両サービスの質の低下と運営への支障をもたらしかねず、対応は困難。	本市は、業務者が相互に放課後児童支援員研修や子育て支援員研修を受講して質を確保でき、同一場所で兄弟が保育されることは保護者の安心感にも資すると考える。 また、「特別保育事業の実施について(平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知)」で、別添1「延長保育促進事業及び長時間延長保育促進基金整備事業実施要綱」(3)2で対象児童について「事業に支障が生じない範囲内で放課後児童(保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生の児童をいう。)を対象とすることができる」とあり、別添3「保育所地域活動事業実施要綱」中で、⑥保育所の地域に開かれた社会資源としての機能を活用するために「小学校低学年児童の受入れについて(小学校低学年児童(1年生から3年生程度)を一時保育の場を活用して5名程度受入れ、当該児童の適切な処遇、安全の確保等を図る。)」として、以前は類似する園事業が実施されており、本市では当該事業を単事業で継続しているが、平成15年度以降、事故は発生していない。 さらに、「特別保育事業の実施について」の取扱いについて(児保第9号、平成12年3月29日)1(4)2で実施要綱において、「事業に支障が生じない範囲内で放課後児童を対象とすることができる」とされているが、通常の対象児童に対する処遇に支障がなく、かつ、放課後児童が、昼間の時間帯において延長保育実施保育所と同一建物内又は同一敷地内で実施する放課後児童クラブを利用している場合には、放課後児童についても適切な処遇が確保されるものを対象とすること。」とあり、適切な処遇を確保した上で、両サービスを実施することは可能と考える。		

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
52	【栃木市】 ・現行では、認定こども園の施設整備に係る補助としては、保育所等緊急整備交付金(厚生労働省所管)、認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)の他、安心こども基金による補助もあるが、申請書類の簡素化にあたっては、安心こども基金による補助も含めて、申請書類の簡素化及び統一化を図っていただきたい。 ・上記の各補助制度においては、補助制度ごとに取扱い基準のバラつき(一方の補助においては対象経費として認められる経費が他方の補助では対象経費として認められない等)が見られるため、これについても統一した基準としていただきたい。 ・申請期間の確保については、実施要綱及び交付要綱の発出時期による部分が大きい。平成29年度分については、早期に示していただきたい。 ・支障事例に記載があるのとおり、各補助制度における内示時期について、遅れ及びバラつきがあるために、施設整備のスケジュールにも支障が生じていることから、内示時期を同一時期とするよう、関係省庁間で調整を図っていただきたい。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		ご指摘を踏まえ、あらかじめ申請スケジュール等を事前に示し、地方公共団体、事業者が見通しを立てて事業申請ができるようにするとともに、申請書類の簡素化等、事務負担の軽減が図られるよう努めてまいります。 【6(内閣府)】 〔3〕児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金については、以下のとおりとする。 ・文部科学省及び厚生労働省への交付申請を不要とするよう、優先的に安心こども基金により対応することとし、安心こども基金により対応できず、両省に協議がまとまる場合は、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の編成を一本化する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省) 〔措置済み(平成28年1月13日付け文部科学省事務連絡、平成28年4月18日付け文部科学省初等中等教育局通知、平成28年1月7日付け厚生労働省事務連絡、平成28年4月20日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)〕 ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請等の年間スケジュール、申請書類の簡素化等について、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)	事務連絡及び任意書類の送付	事務連絡:平成29年2月 任意書類:平成29年3月	平成29年度の申請スケジュールを平成29年2月1日に自治体へ周知した。(平成29年2月1日付事務連絡) 交付金の協議における任意様式の必要書類について、様式例を明示し事務の簡素化を図った。		
66			【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。	○過去に厚生労働省では、保育士2名以上を配置基準として、保育所で未就学児と放課後児童を対象とする延長保育促進事業を実施していたと承知しているが、今回の提案と類似した事業であり、このような事業例があれば、目的や制度内容が異なり、安全性や衛生上の問題があるとは必ずしも言えないのではないか。どのような条件設定であれば、合同開催が可能か示すべきではないか。 ○(対象とする年齢を限定するなど)安全・衛生面での一定の配慮を行った上で)職員の合理的な配置、同一の場所で運営できることによる保護者の負担軽減等のメリットを活かすという趣旨で検討する余地はないか。	延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブについては、過去の類似の事業の実施状況も踏まえたうえで、適正かつ円滑な実施のために現行の基準を設けているものであり、前回の回答のとおり、両サービスの目的や制度内容の相違を考慮せず、人材不足への対応の観点から一方の施設に児童を集約することについては、対応は困難である。 ただし、過去の経緯も踏まえ、放課後児童クラブの利用児童数が極めて少人数に留まり、また、延長保育事業の利用児童に3歳未満の児童がいない場合であった。 延長保育に係る基準の遵守や開仕切りの設置、放課後児童支援員研修を受講している保育士の配置、安全面・衛生面に配慮した保育プログラムの実施等、両サービスの目的や制度内容に十分配慮した措置がとられている場合については、延長保育(又は一時預かり)と放課後児童クラブを併設する施設において、放課後児童クラブを閉鎖し、放課後児童クラブの利用児童を延長保育事業において受け入れることは可能であると考えられるため、今後、具体的な事例を含め、柔軟な対応が可能である場合について示した事務連絡を各自治体宛てに発出することとする。	<平成28> 【6(内閣府)】 〔2〕児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 〔1〕延長保育事業(子ども・子育て支援法59条2号)又は一時預かり事業(子ども・子育て支援法59条10号及び児童福祉法6条の3第7項)の定員に空きがあり、当該事業を放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法59条5号及び児童福祉法6条の3第2項)(対象児童が少人数の場合に限る。)と合同で実施する場合について、双方の事業の安全面、衛生面等に配慮した上での職員配置基準の特例措置等の事業の合同実施に係る要件を検討し、平成28年度中を目途に結論を得、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省) <平成29> 【6(内閣府)】 〔4〕児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 〔ii〕延長保育事業(子ども・子育て支援法59条2号)又は一時預かり事業(子ども・子育て支援法59条10号及び児童福祉法6条の3第7項)を実施する保育所等を運営する法人が同一敷地内で放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法59条5号及び児童福祉法6条の3第2項)を実施する場合には、 「延長保育事業実施要綱」(平成28厚生労働省雇用均等・児童家庭局)及び「一時預かり事業実施要綱」(平成28厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を改正し、放課後児童健全育成事業の利用児童数がおおむね2人以下である場合に、延長保育事業又は一時預かり事業及び放課後児童健全育成事業の対象児童を合同で保育することを可能とする。 (関係府省:厚生労働省) 〔措置済み(平成29年4月3日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知、平成29年4月3日付け文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)〕	実施要綱	42828	対応済み。 ・「延長保育事業の実施について」の一部改正について(平成29年4月3日雇児発0403第21号) ・「一時預かり事業の実施について」の一部改正について(平成29年4月3日文科初第1795号・雇児発0403第22号)	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
68	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業における通所児童数の少ない日に2つの学童クラブを合同で実施した場合に、双方の開所日数に合同開催日数をふくめることができるよう要件緩和を図られた。	土曜日については、通所児童数が10人にも満たない学童クラブ(放課後児童健全育成事業所)が多くあり、放課後児童健全育成事業の少人数の学童クラブを有する場合は、1つの学童クラブに集約し合同で行った方が効率的である。しかしながら、2支援合同で実施した場合、1か所しか開所扱いとならない、開所扱いとならない学童クラブは、年間開所日数250日以上の事業所に該当しなくなる可能性がある。	放課後児童健全育成事業所の効率的な運営 放課後児童支援員(職員)等の確保及び処遇改善	「放課後児童健全育成事業の実施について」(平成27年雇発0521第9号) ・子ども子育て支援交付金交付要綱	内閣府、厚生労働省	三鷹市		<p>〇開所した支援の単位分しかカウントされないことから、年間の開所日数を維持するため、無理をして支援の単位ごとに人員配置し開所しているところが多い。</p> <p>〇本市でも、土曜保育は複数の学童クラブを1つの学童クラブに集約し合同で行っている事例があるが、利用人数の実績からこのような対応にならないを得ない。</p> <p>〇本市においても、土曜日については、通所児童数が10人にも満たない学童クラブ(放課後児童健全育成事業所)があり、放課後児童支援員の人数に限られていることから、同一学校区内において2つの学童クラブは、1つの学童クラブに集約し合同で行った方が効率的である。</p> <p>〇本市においても、土曜日のクラブ利用希望については、各クラブごとに少ないながらも利用希望があるため、各クラブごとに少ない参加人数による個別開所を実施するよりも、同一地域のクラブにおいて合同実施の希望がある場合は、合同で実施して子ども達の交流を図ると共に、職員配置についても合理的な配置をすることが放課後児童健全育成事業に資すると考えられる。また、年間開所日数加算である250日以上を要件を満たすために、利用ニーズが少ない日も複数クラブ開設を余儀なくされており、非効率的な運営となっていることから、左記提案事項に共同提案団体として参画するもの。</p> <p>〇本市においても、土曜日の利用については、平日の2室または3室運営から1室で行っているところがある。</p> <p>〇土曜日については、通所児童数が通常時の半数にも満たない学童クラブが多くある。放課後児童支援員の確保に苦慮している現状において、同一の学校区において複数の学童クラブを有する場合は、1つの学童クラブに集約した方が効率的である。しかしながら、2クラブ合同で実施した場合、支援員を4名以上(2クラブ相当分)配置しなければ2か所を開所扱いにできないとすると、開所日数250日以上の事業所に該当しなくなる可能性があり、合同実施ができない。</p> <p>〇本市では同一学校に複数の学童クラブは存在しないが、土曜日の開所については同様の課題がある。本市では土曜日は月2回の開所としているが、通所児童数が10人にも満たないクラブがほとんどである。土曜日の開所を必要とする利用者のニーズもあり、今後は土曜日開所の増加を検討する必要もあると考えている。しかしながら、支援員の人数不足による負担増や経費の増加などの課題があり、個々のクラブでの土曜日開所日数の増加は大変厳しい状況となっている。</p> <p>〇同一学校において複数の学童クラブ(支援の単位)を有する場合は、土曜日は利用児童数が少ないことから1つの学童クラブに集約し合同で行った方が効率的である。</p>	<p>放課後児童支援員については、資格が保育園等とも重なることから人員の確保に苦慮している状況である。週休日や有給休暇の取得等と職員が働きやすい環境を整えることも、事業を進めていくことが大切であることから、あらかじめ出席児童数が少ない土曜日については、合同での実施をした場合、どちらとも開所日数としてカウントできるよう基準の改正を要望したい。</p> <p>三鷹市の学童保育所27か所の土曜日の利用状況は、平均で4.2人(平成28年4月実績)となっており、職員1人に対し児童2.1人となっている。一方で、平成28年4月時点で、市内の学童保育所の待機児童数は78人となっており、来年度に向けて学童保育所の新設も計画されていることから、施設の円滑な運営のためにも更なる職員の確保が必要と考えている。</p>	—		
88	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	緊急通行車両等の事前届出における事務の見直し	<p>【制度改正の必要性】 災害は、常に様々な様相を呈し発生する。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。そのため、緊急通行車両等の事前届出制を採用していることは意義がある。しかしながら、現在の運用では、自治体は迅速な災害応急対策活動が求められているにも関わらず、事前届出済の車両であっても、災害発生後でないと標章・証明書が交付されない仕組みとなっている。</p> <p>【制度改正の内容】 現場の最前線に立つ自治体の公用車等についても、緊急自動車と同様、災害発生後に迅速な災害応急対策を可能とする仕組みが必要である。</p> <p>【支障事例】 事前届出済の車両であっても、災害発生後の標章・証明書の確認申請時、車両使用者は車両毎に確認申請書を作成し、確認者は車両毎に標章・証明書を交付するなどの事務手続きが省略できず、事務手続きに時間を要する。 栃木県においては、平成28年熊本地震に伴う被災地での医療支援のために使用する車両について、緊急通行車両等確認証明書の発行を受ける際に、車両ごとに車検証等の書類が必要となり、事務手続きが非常に煩雑であったとの意見もあった。また、災害時に必要な物資(医療ガス)の供給に関する協定を締結している団体から、災害発生に備えて事前に標章・証明書を交付してほしい旨の要望があった。 【状況の変化】 東日本大震災の教訓等を踏まえ、全国知事会では、都道府県相互の広域応援体制におけるカー(支援)機体制を構築するなど、災害時の広域応援体制の重要性・必要性が増している。平成28年熊本地震においても、新潟県をはじめ日本全国の各自治体から被災地へ応援派遣しているが、被災地まで公用車で移動せず、被災地周辺でレンタカー等の車両を調達し、現地で災害応急対策の支援を行うなど、広域応援自治体による災害応急対策において車両の特定が困難である場合もある。このように、想定とは異なる事態も生じている。</p>	<p>事前届出の段階で、予め標章・証明書を交付する仕組みとすることで、車両使用者にとって災害直後における確認申請に係る事務負担を軽減できるばかりか、確認・交付する側も事務負担が軽減でき、その労力分を災害対応業務に回すことができる。よって、これまで以上に、災害発生後に迅速な災害応急対策が実施できるため、災害時の住民の福祉に資するものである。</p> <p>同様に、車両毎の届出ではなく、使用者毎や使用台数のみの届出で標章及び証明書を交付するように見直すことで、使用者及び確認者双方にとって事務負担が軽減できる。また、非常時に緊急通行車両の届出があった場合でも、事業者毎に発行する仕組みであれば、車両を確認する事務が軽減され、その労力分を災害対応業務に回すことができる。よって、これまで以上に、災害発生後に迅速な災害応急対策が実施できるため、災害時の住民の福祉に資するものである。</p> <p>「大規模災害に伴う交通規制実施要綱」(平成24年3月8日付け警察庁内規発第7号等)</p>	災害対策基本法施行規則(第6条、別記様式第3、4) 災害対策基本法施行令第33条 災害対策基本法第76条第1項	内閣府、警察庁、総務省	新潟県、福島県、栃木県	<p>茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、岐阜県、長野県、山梨県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</p>	<p>〇災害時に、複雑多様な事務を行うことは困難であり、応急対応を迅速に行うよう事務の簡素化が図られることは非常に有用。</p> <p>〇当団体の場合、環状7号線以内への車両流入規制がかかるが、現状では交付手続き・交付後の必要車両への配布等の事務手続きで、環状7号線の内外を何度も往復しなければならぬ状況が発生する。事前届出の段階で、標章・証明書の交付が可能になることにより、迅速な災害対応業務に資することができる。</p> <p>また、教護活動・応急復旧活動等を実施する災害時協力協定団体の届出については、事業者名及びその使用台数のみの届出で標章及び証明書を交付することによって、発災後の迅速な対応が可能となる。</p>	<p>発災時、真に人命救助等に従事する緊急通行車両の円滑な通行を確保するという災害時の交通規制の役割に照らせば、別紙の理由から、標章・証明書の事前届出時の交付や車両を特定しない事業者ことや台数のみの事前届出の受理を行うことは適切でない。</p> <p>災害時の交通規制に際しては、標章の交付枚数を把握することにより交通規制を実施する区間の縮小や通行を認める車両の範囲の拡大等の交通規制の見直しを行っており、災害発生後の段階に応じて必要な車両の通行を可能としている。</p> <p>(別紙あり) なお、支障事例に「平成28年熊本地震に伴う…緊急通行車両等確認手続を受ける際に…事務手続きが非常に煩雑であったとの意見もあった」とあるが、熊本地震においては緊急交通路を指定していないことから、事実誤認である。</p>	<p>災害は、常に様々な様相を呈し発生するため、迅速な災害対応を図る観点から緊急通行車両等の事前届出制の見直しの必要性に着目すべきであることをご理解いただき、更なる災害対策法制の見直し(第三弾)と併せて、今後、ご検討をお願いしたい。</p>	—	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況					
	見解	補足資料				措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定		
68			【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		提案団体のように2つのクラブを合同で実施する場合は、支援員を2名配置している1つのクラブに限り、実施日数に加工可能としているが、開所日数が仮に250日未満であっても、200日から249日開所し、平均して一定数の児童が所在する場合には、特例として補助金を交付することとしている。 こうした措置を活用していただき、事業の円滑な実施をお願いしたい。						
68			【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		本提案事項に対する考え方は第1次回答の通りであるが、今後も引き続き、迅速な災害対応の観点から、緊急通行車両に係る手続の適切な運用を図り、災害応急対策に必要な車両の円滑な通行の確保に努めて参る。						

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
97	A	権限移譲	医療・福祉	一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務を市町村に移譲する。(市町村以外のものが実施するものに限る。) 【備考】 ○「市町村以外のもの」にあたる事業者 一時預かり事業・・・社会福祉法人、学校法人、宗教法人等 病児保育事業・・・社会福祉法人、学校法人、医療法人、医師等	【経緯】 一時預かり事業については、以前は、全て県が行っていた(実施主体は保育所等)が、子ども子育て支援新制度では、指導監査は県に残り、事業(補助事業)の実施主体は市町村となった。 病児保育事業については、以前は、指導監査はなかったが、新制度では、指導監査(法令違反事案)は県の業務となり、事業の実施主体は市町村となった。 【支障事例】 一時預かり事業及び病児保育事業の実施主体は市町村であり、実施主体としての指導内容と立入検査における指導内容の整合をとるのが困難となる。例えば、顕在化はしていないが、指摘事項の改善策(重要事項説明をどの程度行うか等)の意見を求められた場合、検査主体としては回答が難しいことがある。 なお、病児保育事業の検査については、違反とならない範囲での指導事項があった場合に、履行確認等は市町村に委ねることとなっている。	事業実施から検査まで同一の主体が行うことにより、一貫した指導監督が可能となる。この点、実際に事業を実施している市町村の方が現場の課題や問題点について良く把握していると考えられるため、検査主体としても適当と考えられる。	児童福祉法第34条の12、第34条の14、第34条の18、第34条の18の2	内閣府、厚生労働省	栃木県		茨城県、神奈川県、北九州市、大分市	事業規制としての指導監督に当たっては、広域的な病児保育事業や一時預かりの状況、専門的な見地からの指導を行うことが必要であることから、広域自治体でありかつこれまで病児保育事業・一時預かり事業を実施してきた専門的な知見の蓄積のある都道府県を届出先及び指導監督実施主体としているものであり、対応は困難。	病児保育事業と一時預かり事業については、既に市町村が実施主体であり、委託している場合は補助も行うなど、実務上の関わりも深くなっている。むしろ、事業者からの問い合わせが多い実務や現場対応等については、実施主体である市町村の方が詳しく把握している状況であり、これらに関する専門的見地については、市町村の方が有していると言える。このため、現行制度下における運用では、都道府県が行う立入検査等において事業者から質問を受けた際に、都道府県としては要綱等に明確に定められた事項の範囲でしか回答できず、仮に、要綱等に明確に定められていない事項に関する質問を受けた場合、一度持ち帰って市町村に確認した上で事業者へ回答すると、非効率な運用ととらえざるを得ない状況である。また、届出提出事務においても、実施主体である市町村が届出の状況を把握、確認する必要があることから、当県においては既に市町村を経由して届出を受理することとしており、非効率な運用となっている。 これらの実情を鑑みると、専門的見地を理由として都道府県を届出先及び指導監督実施主体として位置づける意義は薄く、総合的な事務の効率化や事業制にとっての利便性等の観点から、住民や事業者に身近な市町村が届出先及び指導監督実施主体として対応することが合理的である。		
99	B	地方に対する規制緩和	その他	番号法の規定による個人番号を利用した情報連携に関する特定医療費の支給に関する事務において、提供が受けられる住民票関係情報の対象について住所地情報を追加	【支障事例】 難病法に基づく特定医療費の支給認定、認定内容の変更の事務等においては、対象者の住所地を確認することが必要となるが、現行の番号法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第19条第7号の二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年12月12日省令)の規定では、住所情報も確認できないため、対象者に対し、個人番号の記載の他に住民票の添付を求める必要があり、対象者の負担が大きい状況である。 また、住所情報については、住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という。)を通じて情報も取得することも可能だが、住基ネットを利用するためには、専用端末が必要となる。申請書は各健康福祉センターで受付事務を行うが、各健康福祉センターには端末が配備されていないため、住基ネットを利用するために端末が配備された部署まで出向(必要)があり、住基ネットを利用する場合は事務の効率化が図れない。	申請等の際の住民票の添付省略が可能となり、対象者の利便性が向上されるとともに、都道府県において支給認定に必要な情報を円滑に取得できることから、行政事務の効率化につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第19条第7号の二の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二の項	内閣府、総務省、厚生労働省	栃木県	連絡・確認等を行う際は、必ず窓口課を通じていただきますよう、お願いします	山形県、茨城県、神奈川県、静岡県、長野県、長野県、豊田県、滋賀県、鳥取県、島根県、岡山県、兵庫県	○本県でも同様の支障事例が生じており、申請者に対し住所情報と共に関一保険に加入している世帯員を確認するため住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上は図られていない。 ○提案県と同様に番号法の規定では住所地の確認ができないため、申請者に個人番号の記載を求めた上で住民票の提出を求めることになり、住民にとって利便性の向上が図られない。また、住基ネットによる取得も可能であるが、端末が本庁にしかなく申請を受ける保健所では確認ができず、事務処理に時間を要することになる。 ○現時点では情報連携が始まっていないが、本県においても毎年1万件程度の申請があり、職員が個別に住基基本台帳システムで住所確認を行うと膨大な事務処理手間が増える。一方で、申請者の方へこれまで通りに住民記載事項証明書を市町役場で取得するよう求めることは、個人番号制度導入の意義につながらないと考えている。 ○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、本県においても、住所地を確認する必要があり、住民票の添付を求めているところである。マイナンバーを利用した情報連携により住所情報が取得できない場合、申請に際し、住民票の提出を求めることになり、申請者の負担が軽減されないとともに、本県における認定事務の効率化も図れない。 ○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、申請には対象者の住所地確認が必要となる。しかし、マイナンバーによる情報連携では「住所情報」が取得できないため、住基ネットによる検索を利用することとなるが、医療費助成の認定までに時間がかかり、申請者に対し、不利益を生じさせるおそれがある。	住所情報については、住民基本台帳に基づき、各地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムにより確認することが可能であることから、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象とはしていません。	対象者の利便性向上のため、住所地情報を住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という。)を通じて取得することは可能だが、住基ネットを利用するための専用端末が申請書受付事務を行う各健康福祉センターに配備されていないため、住基ネットを利用するためには端末が配備された部署まで出向(必要)がある。そのため、現状では情報連携が不十分と言わざるを得ず、行政事務の無駄を排除できていないのでは無いかと思慮する。 また、各健康福祉センターへ住基ネット端末を配備するためには追加的な予算措置を要するため、費用の面からも効率化が図れないとはいえない。 以上から、対象者の利便性の向上と行政事務の効率化の両方を同時に達成するためには、住基ネットの追加配備に依らない形で情報検索が求められており、情報セキュリティを担保した上で、制度上の制約を解消すべきである。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
97			<p>【全国市長会】</p> <p>指導監督の公正性や専門性の担保、事務負担の増加について配慮が必要。</p>	<p>○ 一時預かり事業及び病児保育事業の事業実施要綱上の実施主体が市町村であることを踏まえると、市町村が当該事業に関する専門的見地に欠けているとは言えないのではないか。むしろ、事業を実施している現場との関係性においては、都道府県の方が現場の状況を十分に把握できおらず、届出受理や立入検査の主体として不適当と考えるのではないかと。</p> <p>○ 同じ地域子ども・子育て支援事業である放課後児童健全育成事業については市町村が届出受理・指導監査の権限を有している。子ども・子育て支援新制度によって、統一的に市町村が実施主体と位置づけられている地域子ども・子育て支援事業において、届出受理・指導監査の権限は統一すべきではないか。また、権限を統一することを考えた場合、地域や事業者身近な市町村が権限を有することが適切ではないかと。</p>	<p>ご提案を踏まえ、現在、各自治体に対して、仮に移譲が行われた場合の支障の有無等についての調査を実施しているところであり、今後、当該調査の結果をみて、具体的な対応について検討してまいりたい。</p>	<p>6【内閣府】</p> <p>(1)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先・立入検査等の事務・権限(34条の12、34条の14、34条の18及び34条の18の2)については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により市町村に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。あわせて、同制度の運用状況を踏まえつつ、当該権限の市町村への移譲を含めた事務処理体制等について、子ども・子育て支援法(平24法65)附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。</p> <p>(関係府省:厚生労働省)</p>	事務連絡	42775	対応済み。	対応済み。
99	<p>【静岡県】</p> <p>静岡県では、住基ネットの利用について、安易に増設という形をとるのではなく、業務フローの見直しによって運用を行う方針であるため、住基ネット端末の増設は予定しておらず、他業務で使用している既存の住基ネット端末を利用する。</p> <p>その結果、他部署端末までの移動の手間と検索結果データの運搬リスクの課題が挙げられる。</p> <p>また、他業務と共用で住基ネット端末を利用することでの混雑や、難病受給者証更新時期は多くの時間を窓口や電話対応に費やすことを踏まえても、患者情報が必要とする難病業務において住基ネット端末で検索を行うことは難しいと考える。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>		<p>住基情報については、住民基本台帳法に基づき、各地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムにより確認することが可能であることから、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象とはしていない。</p> <p>なお、マイナンバー制度は、個人情報保護の観点から、特定個人情報とは異なる符号を用いて行う仕組みとしている。このため情報提供ネットワークシステムにおいては、個人を容易に特定し得る住所情報等を特定個人情報と紐付けることは、この仕組みの根幹に反する。</p>					

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	
															補足資料
103	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	結核医療費負担申請時に記載する個人番号の削除	平成27年11月24日厚生労働省健康局長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(結核医療費公費負担)については、個人の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療公費負担申請については、前者と違い入院等の措置はなく、申請受付先となる保健所において個人番号を活用することはない。そのため、個人番号使用による申請者の負担軽減できない点があり、不必要な情報を入力するとう個人番号を追加する等の規定の整備が必要だが、結核患者の医療に係る費用負担の申請に関し、個人番号を削除すること。	感染症法において平成28年1月1日から、結核医療費公費負担申請書に個人番号を記入することになったが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、個人の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療公費負担申請については、前者と違い入院等の措置はなく、申請受付先となる保健所において個人番号を活用することはない。そのため、個人番号使用による申請者の負担軽減できない点があり、不必要な情報を入力するとう個人番号を負わせることになり、保管する保健所においても、不必要な個人番号の取扱い、管理等が困難な状況である。 ※当該取扱いの施行後、患者からも不要な情報まで取るのかと、苦情が寄せられているところ。	記載項目が減ること、申請者にとって記載等に係る負担が軽減され、行政にとっても不要な情報を管理するコスト及び漏えい等のリスクを回避でき、事務の効率・簡素化に資する。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条、第37条の3	内閣府、総務省、厚生労働省	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	いわき市、埼玉県、東京都、横浜府、長野県、豊田市、大津市、京都市、大阪市、大分市	いわざ市、埼玉県、東京都、横浜府、長野県、豊田市、大津市、京都市、大阪市、大分市	マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報、別表第2において規定されています。 同表に規定される特定個人情報については、上記の観点踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供できると考えられています。 本件については、感染症法第39条第1項の費用の調整に関する事務において、保険の加入状況等を把握するため、他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報を個人番号を用いて連携し、行政運営の効率化を図るものです。	厚生労働省、内閣府、総務省からの一次回答では、特定個人情報の必要性や事務の効率性のうえで、本件については、感染症法第39条第1項に関する事務において、保険の加入状況等を把握するための必要であるとの回答であった。しかし、今回、要望している感染症法37条の2に基づく公費負担医療申請時の記載事項については、同法施行規則第20の3に示されているが、その記載事項に保険の加入状況に関する必要な保険加入状況の確認については、申請前に医療機関が保険証の提示を求め確認している事項である。従って、法39条第1項で必要となる保険の加入状況は医療機関が把握することから、申請を受付する保健所では、個人番号を以て保険の加入状況を確認しない情報であり、そのために個人番号を求めることは、マイナンバー法の主旨に反して、不必要な情報入手のために、あえて特定個人情報の提供を求めることとなるため、引き続き法37条の2の申請における個人番号記載を求めないことを強く求める。	
120	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法に規定する救助の種類への「福祉」の追加	【現状】 災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む)」に関する規定はなく、位置づけが不明確。 東日本大震災津波では県内福祉専門職団体が行った要配慮者の支援のうち、避難所及び福祉避難所における活動と見なされたものは、避難所設置に係る経費として後付けで整理され、災害救助費から支弁された。 【支障事例】 災害時において、要配慮者に対する様々な福祉的支援が必要となるが、福祉・介護等専門職員による支援について、災害時の位置付けが不明確であることから、救助に必要な支援に必要な支援の把握・調整、避難環境の整備・調整、介護、相談援助などが、災害救助の基本施策の一つであることを明確化する。	【現状】 災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む)」に関する規定はなく、位置づけが不明確。 東日本大震災津波では県内福祉専門職団体が行った要配慮者の支援のうち、避難所及び福祉避難所における活動と見なされたものは、避難所設置に係る経費として後付けで整理され、災害救助費から支弁された。 【支障事例】 災害時において、要配慮者に対する様々な福祉的支援が必要となるが、福祉・介護等専門職員による支援について、災害時の位置付けが不明確であることから、救助に必要な支援に必要な支援の把握・調整、避難環境の整備・調整、介護、相談援助などが、災害救助の基本施策の一つであることを明確化する。 東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところ。	災害救助法の救助の種類に福祉を規定することで、位置付けが明確となり、福祉・介護等専門職員の派遣が速やかに行われ、災害時における要配慮者への支援が迅速かつ適切に行うことができる。	災害救助法第4条、第7条	内閣府、厚生労働省	岩手県	補強資料 ①28.6.7(予定)岩手県からの政策提言 ②27.11北海道東北地方知事会 震災提言 ③28.5.29岩手日報	北海道、茨城県、岩手県、静岡県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、東京都、徳島県、宇都宮県	○災害救助法において「福祉(介護を含む)」が明確に規定されておらず、位置付けが不明確である。本県においては、「災害福祉広域支援ネットワーク」の構築を検討しているが、その福祉人材派遣の費用負担の規定の根拠について、法令上の位置づけが不明確なため考慮している。災害救助法における救助の種類に福祉を位置づけることで、介護職員等の福祉人材の派遣が迅速かつ適切に行われるものと考えられる。 ○本市の高齢化率は36.0%で、今後、将来的には40%を超えることが予想されている。このような背景をもとに、介護あるいは要配慮者への支援は重要課題として取り扱われるべきであり、災害時の支援について、明確に位置付ける必要があると思われる。 ○過去の災害において、要配慮者支援が避難所設置に係る経費として整理され、災害救助費から支弁された実績があり、それが各種災害において一般化できるのであれば、制度の改正を検討してもよいと考える。 ○当団体地域防災計画 震災編(平成26年修正)において、当団体(福祉保健局)は、福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区市町村に対する広域的支援を実施することとされている。しかし、福祉支援が災害救助法上に位置付けられていないことが、発災時の円滑な支援活動の妨げとなるおそれがあることは、当団体においても同様である。 ○熊本地震においても避難所における福祉的な支援の重要性は再認識されたところであり、要配慮者の対応を迅速かつ適切に行うためには、「福祉」を災害救助法に規定する救助の種類に追加することが必要であると考える。 ○東日本大震災においても熊本地震においても、福祉的支援へのニーズは高く、災害時の取次ではなく、法に明確化することで、要配慮者支援に係るより迅速な対応が可能となる。 ○現在、要配慮者に対する救助の種類には「避難所の設置」しかなく、どこまでが要配慮者に対する救助として対象となるのか不明確な部分があるため、「福祉(介護を含む。)」の救助の種類を明確に規定し、災害時における要配慮者に対する福祉的支援を実施し、要配慮者への適切な支援を行う必要がある。	大規模災害時において、発災直後から膨大な福祉的支援ニーズが緊急的に発生する場合があり、一般の避難所に避難し混入した住民の中から要配慮者を把握した上で、福祉避難所への移送や福祉施設への緊急入所などの判断、受け入れ先との調整などを行うため、相当数の福祉専門職が集团的に必要となる。 災害救助法に基づく緊急救助に「福祉」を追加することを求める理由は、被災等により自治体や福祉施設等の機能が著しく低下している中で、自らも被災者となり得る被災地の福祉専門職のみで、これらの膨大な福祉的支援に対応することが困難であることは、東日本大震災津波の経験からも明らかで、避難後、直ちに福祉的支援を行うことにより、環境の変化への対応が困難な要配慮者層への状態に応じた適切な生活環境を確保するとともに、生命の危機にも至りかねない急激な心身の機能の低下等を防ぐ観点から、一刻も早い対応が強く求められるためである。 発災後から継続的な福祉的支援につなげるまでの緊急的な対応が必要とされる期間(被災した自宅等や一般の避難所及び福祉避難所から長期的支援を行う福祉施設へ移行するまで)における被災地での福祉的支援活動について、災害救助法による救助に福祉を位置付けることと、災害派遣福祉チームなどの福祉専門職を迅速かつ適切に派遣できる体制を整備することが必要であるので再検討を求める。	

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
103			【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。		御指摘のとおり、感染症法第37条の2第1項に基づく公費負担申請時の記載事項として、保険の加入状況は求めていない。しかし、申請時の添付書類の省略のために個人番号の記入を求めているのではなく、感染症法第39条第1項により、公費負担額の決定の際には、金額のみならず都道府県において保険情報を確認する必要性が生じるため、この点における事務の効率化を行うために個人番号の記入を求めているものである。マイナンバー法に反した不必要な情報の入手ではないため、引き続き個人番号の記入を求めることとしたい。なお、本取扱いについては通知を発出し周知させていただくこととしたい。	6【内閣府】 (5)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) 公費負担の申請時(37条の2第1項)に個人番号の記入を求めていることについては、公費負担額の決定(39条1項)の際には、都道府県において保険情報を確認する必要があることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省:総務省及び厚生労働省)	通知	42796	「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の規定に基づく事務の対応について(平成29年3月2日付事務連絡)を各地方公共団体に対して発出し、マイナンバー記載の必要性について周知した。	
120	【北海道】 福祉的支援が災害救助法の応急救助として位置づけられれば、現地の施設職員が被災した場合などにおいても、他の都道府県から、広域的な派遣調整の際の経費協賛など迅速な派遣が可能となる。 災害救助法における応急救助は、医師常勤という制約があるが、東日本大震災でも熊本地震でも、災害発生が都度、介護職員等における避難所等支援への災害救助法適用の通知が発出されており、災害時の介護職員等福祉的支援が必要なことは明確であり、応急救助に福祉的支援を明文化していただくことで、今後、通知の発出の手間を省略し、通知を受けずとも迅速な派遣を行うことができる。 【静岡県】 本県においては、「災害福祉広域支援ネットワーク」の構築を検討しているが、その福祉人材派遣の費用負担の規定の根拠について、法令上の位置づけが不明確なため、仕組みづくりに苦慮している。 また、災害が発生した時点で福祉人材派遣を行いたくとも費用負担が発生するかどうか不明なため、即座に派遣を決定することができないと想定される。 現行制度下での対応の可否ではなく、災害救助法上の「福祉」の明確化についての回答を内閣府に求める。		【全国知事会】 所管府省からの回答が「現行制度下において対応可能」となっているが、事実関係について、提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管府省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		災害救助法に基づく応急救助については、被災後、応急救助の一時的に行うものであることから、被災したことにより直ちに生命上の危険が及ぶような場合等については、避難所において医療を提供することが可能であり、その経費については災害救助法の対象となる。 一方で、「福祉」は災害に起因するものではなく、平時の日常生活においても必要な支援であり、当該支援は介護保険制度等において対応されているものである。 そのため、災害時における長期的・継続的な対応が必要な福祉的な支援については、もとより重要なものと認識しているが、応急救助である災害救助法ではなく、介護保険制度や障害者福祉制度などの施策で対応すべきものである。これらの当該制度下において、緊急時における介護保険等の緊急入所や緊急ショートステイの措置などが確立されているところであり、そうした支援措置の活用を検討されたい。 なお、災害救助法においても、応急期における支援として、高齢者や障害者等の避難所における生活の面で特別な配慮が必要とされる要配慮者に対しては、既存のバリアフリー化された建物を活用した福祉避難所を設置することが可能であり、相談等に当たる専門職の確保等その生活環境の整備に必要な経費については、国庫負担の対象としているところである。 災害の規模、程度等様々であるが、その状況に応じてこれまでも各制度において適切に対応してきたところであり、過去の災害において要配慮者への対応として災害救助法でどのような支援が特例的に行われたか全国会議等を通じて周知してまいりたい。	6【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) (1)高齢者や障害者等の避難所における生活の面で特別な配慮が必要とされる要配慮者に対する災害時の対応として、既存のバリアフリー化された建物を活用した福祉避難所を設置すること、各福祉制度におけるサービスの提供等につき、柔軟な取扱いが可能であること及び過去の災害において要配慮者への対応として行われた特例的な支援について、「平成29年度災害救助法等担当者全国会議(平成29年5月19日開催)」にて周知を行った。	周知	42874	(内閣府) 要配慮者に対する災害時の対応として、福祉避難所の設置や、各福祉制度におけるサービスの提供等について柔軟な取扱いが可能であること及び過去の災害において要配慮者への対応として行われた特例的な支援について、「平成29年度災害救助法等担当者全国会議(平成29年5月19日開催)」にて周知を行った。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
121	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害派遣福祉チームの制度化	【支障事例】 厚生労働省において平成26年度から「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」が創設され、一部の都道府県においては、体制整備が進められてきているものの、「災害派遣福祉チーム」を派遣・調整するシステムが存在しないため、被災県へのチーム派遣手順が不明確であるなど、都道府県の相互応援体制が構築されておらず、迅速にチーム派遣を行うことが困難。 熊本地震では、岩手県災害派遣福祉チームを熊本県に派遣したが、派遣・調整システムが存在しないため、直接、被災県と交渉せざるを得ず、チーム派遣まで相当の時間を要した。	「災害派遣福祉チーム」が制度化されることにより、全ての都道府県において災害福祉支援体制の整備が進むほか、都道府県の相互応援体制が構築される。また、災害派遣福祉チームの派遣や調整を行う全国的な組織ができることで、大規模災害時でも要配慮者への支援が迅速かつ適切に行うことができる。	災害救助法第4条、第7条 平成28年3月4日付事務連絡(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金) 「災害福祉広域支援ネットワーク」の構築支援事業)	内閣府、厚生労働省	岩手県	補強資料 ①28.6.7(予定)岩手県からの政策提言 ②27.11北海道東北地方知事会 震災提言 ③28.5.29岩手日報	北海道、宮城県、上越市、新潟市、静岡県、浜松市、滋賀県、徳島県、大牟田市、熊本県	○本県では、施設間の福祉人材の派遣、受入れの相互支援体制を構築するため、県内福祉団体等で構成する福祉的支援の広域ネットワークの構築を進めている。 上記の構築を進める上では、現在、災害時における福祉人材の派遣、受入れに関する全国的なルールがなく、取組状況も都道府県で異なっているため、大規模災害時における都道府県の枠を越えた相互支援体制を確立することが課題となっている。都道府県を越えた派遣、受入れを円滑に行うことができるよう、国として全国統一のルールを設けることが必要である。 ○東日本大震災において高齢者、障害者等の要配慮者を避難所等で支援するための福祉・介護の専門職の派遣の仕組みがなく、必要な支援が困難となっていたことから、提案のあった制度化は必要なものと考えられる。 ○当団体においても、「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」により、社会福祉協議会を事務局として検討を継続している。災害派遣福祉チームを派遣・調整する全国的なシステムを設ける必要性は当団体においても同様である。 ○本県ではまた、「災害派遣福祉チーム」の組成について検討段階ではあるが、今後、チームの組成・研修・訓練等を実施するにあたり、都道府県単独では、困難な課題も多いと考えられることから、岩手県のご提案のとおり、災害派遣福祉チームの制度化は必要であると考えられる。 ○市町村における福祉避難所の指定を進めるにあたり、生活支援・心のケア・相談等を行う専門知識をもつ生活相談職員の配置の確保が課題の一つとなっており、当団体の派遣チーム(災害派遣ケアチーム)による支援のほか、全国的な制度化による都道府県単位での相互応援も可能となれば、福祉避難所の指定に係る民間施設等の協力も得やすい。 ○本県では、災害発生時の介護福祉ニーズを把握し、支援調整に対応するため、県職員による「県介護福祉コーディネーター」を配置しており、「災害派遣福祉チーム」が制度化されることにより、広域的な支援活動をよりスムーズに行うことが可能になる。 ○災害時に福祉避難所等において、高齢者及び障害者等要配慮者の個々の状況に応じた介護・介助などを支援する、事業者やボランティアの確保は大きな課題である。そのために、人材の育成をはじめ、広域にわたり相互の支援や派遣ができる体制を整備することは重要である。 ○熊本地震の発生直後の時期において、本県には、他県のチーム派遣について調整する余裕はなかった。 災害福祉チームの派遣については、派遣の可否、被害の状況、被災者のニーズ、交通や宿泊の状況など、調整する項目が多岐にわたるため、全国的なシステムを設けることで、被災した自治体に過重な負担をかけることなく、スムーズにチームを派遣することができるものと考えられる。	災害時の避難所や福祉避難所における要配慮者に対する対応等のため、複数の県(岩手県・福島県・熊本県)において、福祉・介護職員の派遣チームを設置していることと承知している。 災害救助法においても、高齢者や障害者等の特別な配慮が必要とされる要配慮者に対しては、既存のバリアフリー化された建物を活用した福祉避難所を設置し、その生活環境の整備に必要となる経費については、国庫負担の対象としているところである。 なお、ご提案の内容については、国が地方に対し何ら規制をかけているものではなく、現行制度下において対応可能であると考えられる。	発災直後から刻々と変化する要配慮者の状態に応じて、一般の避難所から福祉避難所への移送や、福祉施設への緊急入所の措置を講じるなど適切な福祉的支援を行う必要があるが、自らも被災者となり得る被災地の福祉専門職のみでは、一時的に増大するこれらの福祉的支援に 대응することは困難である。 また、被災地以外からの福祉専門職の派遣・受入れに関する全国的なルールが無い中で、被災自治体自らがこうした調整を迅速に行うことも困難である。 よって、要配慮者へ必要な福祉的支援を迅速に行うことができるよう、災害派遣福祉チームを制度化し、大規模災害時に増大する福祉的支援に対応する福祉専門職を都道府県間で派遣・調整する全国的なシステムを構築することが必要であると考え提案したところであるので、再検討を求めます。	一

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	見解	補足資料				措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
121	<p>【静岡県】 現状、広域での支援体制構築が都道府県に委ねられているため、都道府県を越えた派遣、投入を円滑に行うことが困難であり、国としての全国統一のルールを設ける必要があると考える。 現行制度下においての対応の可否ではなく、全国的な制度創設の可否についての内閣府の意見を求める。</p> <p>【熊本県】 現行制度において国が地方公共団体に対して災害派遣福祉チームについての規制をかけているものでないことは承知しているが、制度化や派遣・調整のシステムについては国の協力・支援が必要と考える。</p>	-	<p>【全国知事会】 所管府省からの回答が「現行制度下において対応可能」となっているが、事実関係について、提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管府省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		<p>災害救助法においても、災害が発生した際には高齢者や障害者等の避難所における生活の面で特別な配慮が必要とされる要配慮者については、既存のバリアフリー化された建物を活用した福祉避難所の設置に当たり、その生活環境の整備に必要となる経費(相談等に当たる福祉専門職の費用)を国庫負担の対象としているところである。</p>	<p>6【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) (1)災害時の要配慮者に対する福祉的支援については、災害の状況や被災地のニーズを踏まえつつ、広域的な福祉・介護人材の応援派遣の調整等必要な支援を適切に行う。また、引き続き、災害福祉広域ネットワークの構築支援事業による都道府県単位での体制づくりを推進するとともに、先駆的な地方公共団体における実践の内容や課題等を把握し、全国会議等を通じて平成29年中に関係者間で幅広く共有及び周知するなど、全国的な災害福祉支援体制の構築に努める。 (関係府省：厚生労働省)</p>	<p>(内閣府) 周知 (厚生労働省) 周知</p>	<p>(内閣府) 平成29年5月19日 (厚生労働省) 平成29年3月2日</p>	<p>(内閣府) 災害時の要配慮者に対する福祉的支援について、「平成29年度災害救助法等担当者全国会議(平成29年5月19日開催)」にて周知を行った。 (厚生労働省) 平成29年3月2日に開催された「社会・援護局関係主管課長会議」において、熊本地震の際の岩手県、京都府及び熊本県における災害福祉派遣チームの活動内容等について周知を行った。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承認された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名			見解	補足資料
											団体名	支援事例			
143	A	権限移譲	医療・福祉	施設型給付費等に関する「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	施設型給付費等に関する「処遇改善等加算」の加算率の認定については、「処遇改善等加算」の認定は、その施設・事業所を管轄する市町村が取りまとめた上で、都道府県知事が行うこととされているが、「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成27年4月)前は、当該認定に関する権限についても、中核市が有していた。 【支援事例】 当該権限が都道府県に移行したことにより、新制度施行前と比較し、加算率の認定までに、相対的に多くの期間を要している状況であり、年度当初から加算率の認定までの期間は、概算による給付で対応している中、概算給付とせざるを得ない期間が、以前よりも長期化している。 施設・事業所の中には、概算給付の期間中は、保育士等に対する加算分の賞金の支払いを留保しているところもあり、当該施設・事業所に勤務する保育士等に対する賞金支払いにこれまで以上の遅れが生じている。	都道府県のスケジュールに左右されることなく、認定までの作業を進めることができるため、現在よりも数か月程度、概算給付の期間を短縮できる。その結果、施設・事業所が保育士等に対し、より早期から本来の賞金を支払うことができる。	・子ども・子育て支援法第27条～第30条 ・施設型給付費等に関する処遇改善等加算について(平成27年3月31日 府政共生第349号・26文科第1463号・雇発第0331第10号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇都宮市		秋田県、神奈川県、浜松市、豊田市、大府、伊丹市、北九州市、大分市	○申請から認定までの期間が短くなること、申請時期を市町村が自由に設けられる期間を短くすることができる。 ○本市でも処遇改善を早く申請してから、認定の通知が出るまでの期間が、以前より長期化している。 ○新制度施行前同様、市で認定することが可能であれば、市で認定する他の加算の認定作業と並行して事務を進めることができ、給付費の精算に係る事務が円滑に実施できると考える。 ○処遇改善等加算の加算率の認定は、市町村が確認を行い取りまとめた上で、都道府県知事が行うこととされているが、新制度(平成27年4月)前は、当該認定に関する権限についても、指定都市・中核市が有していた。指定都市・中核市が管轄する多くの施設・事業所の認定を都道府県が行うには、多くの期間を要するため、「処遇改善等加算」の加算認定についても、権限を移譲することを求める。 ○処遇改善等加算について、認定権者は都道府県知事となっていることから、事務処理スケジュールも都道府県に従う必要がある。県内市町村全てに認定を行うため、認定時期が遅くなってしまふことが想定される。 政令・中核市のように件数が多い場合、認定後さらに多大な事務を行わなければならないことを考えると、施設への給付が更に遅くなってしまふ。よって、提案のとおり処遇改善等加算の認定事務を政令・中核市に移譲することは良いと考える。 ○給付の主体は各市町村であること、また、処遇改善等加算の認定に係る書類も市町村を通じて都道府県に提出している現状から、施設数が多い指定都市、中核市においては提案と同様、事務を移譲することによって概算給付の期間を短縮可能と考えられる。	処遇改善等加算の認定については、①従前の民間施設給与等改善費における対応、②平均勤続年数の算定に当たっては、市町村を超えて情報を集約することが必要、③教育・保育の提供に当たって必要人材の確保や賃金向上に対する関与の必要性、といった要素を考慮し、都道府県が認定する仕組みとなっている。以上の仕組みは、子ども・子育て支援新制度について審議するため、内閣府に置かれている「子ども・子育て会議」における議論を経て決定したものであることから、今回の提案を踏まえ同会議にお諮りをした上で、対応を検討させていただきたい。	全国同様、本市においても待機児童が発生しており、その解消に向けて、現在、施設整備と保育士確保に取り組んでいるところである。特に、保育士の処遇改善は喫緊の課題と捉えている。 このような中、保育士賞金は他の職種との格差が大きく、栃木県のアンケート調査においても、7割を超える保育士が給与改善を求めている。保育現場での保育士等の確保や就業定着の観点から、保育士等に対し、早期に本来の賞金を支払うことは重要であると考えているため、制度見直しの緊急性を理解いただき、実現に向け、速やかに結論を得よう願いたい。	
153	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務処理に即して対象拡大する(特別支援学校への就学支援のため必要な経費の支弁に関する事務に即して拡大))	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二に定めるマイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 しかし、別表第二に規定されている特定個人情報のみでは事務処理に支障が生じる事務がある。 【支援事例】 特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務の申請において、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報は、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(マイナンバー法別表第二37の項)。 当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要額の算定要領」)。 しかし、当該事務において、生活保護受給情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの向上が期待できない。	生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二37の項 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要額の算定要領Ⅱ2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	京都府、滋賀県、大府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	北海道、神奈川県、滋賀県、和歌山県、大牟田市、鹿児島県、沖縄県	○提案団体同様、当該事務の申請に当たっては、生活保護受給者は、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要額の算定要領」)であるが、今後、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報は、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(マイナンバー法別表第二37の項)。 生活保護受給情報が情報連携の対象とならない場合、現行どおり生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの十分な向上が期待できない。 ○特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の負担能力の程度に応じて就学のために必要な経費について支弁している。 経費の支弁の基準とするため、生活保護受給証明書の提出が必要な場合があるが、マイナンバー制度における情報連携の対象とならない場合、該当者は別途証明書を提出する必要が生じるため、情報連携の対象である市町村民税情報等を基準とする対象者との不均衡が生じることになる。 ○生活保護受給証明書については、引き続き申請者に取得を求める必要があるが、地方税関係情報とともに、情報連携が可能になると、申請者の負担が軽減されるとともに、行政側の事務も簡素化できる。	マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第二において規定されています。 同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供できると考えられるものについて規定されているものです。	本制度は法律や国の基準に基づくものであり、全国一律の対応が必要である。 申請者が提出すべき資料の1つに保護者等の生活保護の受給を証明する書類がある以上、マイナンバー制度による情報連携の対象外となった場合、生活保護受給者のみが別途、市役所等で証明書を取得する必要が生じるため、申請者の負担が他の申請者よりも大きく、住民サービスにおいて不公平である。 また、経済的に困難な家庭環境にある子どもたちへの就学支援の充実の観点からも対応が必要であり、前向きに検討願いたい。 なお、本件については、文部科学省とも調整の上、対応願いたい。		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
143			<p>【全国市長会】 指定都市への移譲については、積極的な検討を求める。 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。</p>	<p>○子ども・子育て会議に語りつつ対応を検討するとのことだが、年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。 ○また、子ども・子育て会議において本件を議論する際には、都道府県が認定を行うことによる認定期間の遅れという支障を明確にした上で議論し、議論の経過・内容について事務局に情報提供いただきたい。</p>	<p>次回の子ども・子育て会議にお話しし、対応を検討してまいりたい。</p>	<p>＜平28＞ 5【内閣府】 (3) 子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の加算率の認定に係る事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する方向で検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：文部科学省及び厚生労働省)</p> <p>＜平29＞ 5【内閣府】 (2) 子ども・子育て支援法(平24法65) (ii) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の加算率の認定に係る事務・権限については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平27内閣府政策統括官(共生社会政策担当)、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を改正し、指定都市及び中核市に平成29年度から移譲する。 (関係府省：文部科学省及び厚生労働省) 【措置済み】(平成29年4月27日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)</p>	通知	平成29年4月	<p>【通知】 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部改正について(平成29年4月27日付け府子本第375号、29文科初第215号、雇児発0427第8号)</p>	
153	【北海道】 北海道では、当該事務に係るマイナンバー制度における情報連携(情報照会)を平成30年4月から開始する予定としているため、開始までに所要の措置を講じるよう要望する。		<p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、文部科学省から、提案の実現に向けて、関係府省と相談しながら対応について検討していきたいとの趣旨の発言があったところであり、文部科学省において早急に検討いただきたい。</p>	<p>特別支援学校への就業奨励に関する法令によれば、生活保護関係情報について情報連携を行う必要性が認められるため、生活保護関係情報を連携対象とするよう、関係省庁と連携して必要な法改正等を行う。 なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。</p>	<p>6【内閣府】 (8) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1) 特別支援学校への就業奨励に関する法律(昭29法144)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(別表2の37)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加する。 (関係府省：総務省、文部科学省及び厚生労働省)</p>	法律省令	<p>【法律】平成29年4月26日公布・施行 【省令】平成29年7月上旬公布、施行予定</p>	<p>【法律】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第7次地方分権一括法)(平29法25)において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)別表第二の37に生活保護関係情報を追加する改正を行い、平成29年4月26日付で公布・施行した。 【省令】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令(平29内閣府・総務省令6)を、平成29年7月上旬公布・施行予定。</p>	

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
154	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(特別賃貸府営住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする)	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関して、独自利用事務として情報連携を行う予定である特別賃貸府営住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする。	214,000円を超える収入階層の世帯について添付書類が不要となり、利便性を向上させることができる。また同一団地の入居者にかかる添付書類が同一となり、住民の不公平感の解消につながる。	行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律第9条第2項、第19条第7号、別表第二31の項	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県			情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第9号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。	府民の不公平感を是正する意味から214,000円を超える収入階層の世帯について情報連携の利用が可能であるかについて、本府から個人情報保護委員会に対して照会を行った結果、当該世帯については委員会規則で定める要件に合致しないと整理されたため、情報連携の利用ができないとの回答があったものと考えられる。このような経緯を踏まえた上で再度御判断願いたい。また、内閣府におかれては、上記の趣旨に鑑み、当府の見解を御理解いただきたい。		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
154			<p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、法定事務である公営住宅の趣旨・目的に合致するのかが否かの判断にかかっており、収入の上限のみ判断基準があるわけではないため、おおむね公営住宅の趣旨に合致すること総合的な視点で地方公共団体と相談しながら考えたいとの趣旨の発言があったところである。このため、提案団体が挙げている収入階層が公営住宅に準ずる対象者と整理できるのかについて、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じた提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。</p> <p>○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、公営住宅に準ずる対象者、特定優良賃貸住宅に準ずる対象者を、上限の収入が重なる部分が生じる可能性があるが、定性的に整理すれば、結果的に一連の階層全てが対象になり得るとともに、個人情報保護委員会が示しているQ&A(独自利用事務と準ずる法定事務は1対1対応していなければならない)には抵触しない、との趣旨の発言があったところである。これを受け、本件提案の実現に向けて、提案団体の挙げている収入階層を、公営住宅に準ずる対象者とするのか、それとも特定優良賃貸住宅に準ずる対象者とするのかのいずれが妥当なのか、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じた提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。</p> <p>○ 上記の検討に当たっては、地方分権改革推進室を通じて独自利用事務について情報連携を可能とするための提案団体の条例制定に向けたスケジュールを把握した上で調整を進め、情報連携が開始される平成29年7月に間に合うよう、個人情報保護委員会において早急に検討いただきたい。</p>	<p>提案団体が挙げる収入階層について、準じる法定事務として「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」による賃貸住宅の管理に関する事務」を独自利用事務の情報連携対象事務とする。</p> <p>また、1つの独自利用事務(提案団体の事務)で、対象者を整理した上で複数の法定事務(公営住宅の事務及び特定優良賃貸住宅の事務)に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出することは可能なので、その旨を個人情報保護委員会のQ&Aに明示することとする。</p> <p>なお、実施開始時期については、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、園におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となるため、最速で平成30年4月以降となる。</p> <p>同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等で構成)を年1回開催することとする。</p>	<p>6【内閣府】 (8)「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)」 (i) 地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めることとする。また、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)による学費の負担に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。 (関係府省:個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省) ・1つの独自利用事務において対象者を整理した上で複数の法定事務に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることが可能であることについて、「情報連携に関するQ&A」(平27特定個人情報保護委員会事務局総務課)を平成28年度中に改正し、明示する。 (関係府省:個人情報保護委員会、総務省及び国土交通省) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。 (関係府省:個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)</p>	通知等	平成28年度中	<p>左の提案事務については、情報連携の対象となることを自治体に連絡済み(平成29年3月30日付事務連絡「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に規定する情報連携の対象となる事例の追加について」)。 また、左の提案事務に限らず、「情報連携の対象となる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める事務の事例等について(照会)」(平成29年3月30日個人情報第444号)において、独自利用事務の事例追加等に係る検討会開催に向けた参考とするため要望照会を行い、検討会開催を経て、事例追加を行った。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
296	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における条例事務の情報連携要件の見直し(不妊治療費助成関係事務のマイナンバー利用対象化)	【支障事例】 地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報提供を求めるとは、準ずる法定事務と趣旨又は目的が同一であることが求められている。 独自利用事務である不妊治療の助成に係る事務は、現在個人情報保護委員会が公表している事務の中で、類似している事務があるかどうかの判断が難しい。 そこで、個人情報保護委員会が規則で定める要件を緩和し、不妊治療の助成に係る事務においてもマイナンバーの利用を可能とすることを求める。	【効果】 所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。 情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	茨城 町、京 都市 生駒市	○不妊治療費の助成に当たっては、利用者の住基情報(続柄等)や所得情報の確認が必要であり、マイナンバーの利用が可能となれば、これらを迅速、的確に把握でき、利用者の負担軽減につながる。 ○当団体では、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費等の一部を助成している。マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用が認められることで、納税証明書等の添付書類の省略など、自治体事務の効率化が見込まれるため、制度の改正には賛同する。	情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。	提案内容については既に実現しているため、特に意見なし。	—
155	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報連携(行外連携)に関する要件緩和(独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大)	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(行外連携)を行うこともできる。 その上で、情報連携(行外連携)に関しては、特定個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求め特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】 法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」において、市町村から入手可能な特定個人情報、地方税関係情報及び住民票関係情報のみであり、生活保護関係情報は入手不可能である。 本府における上記事務に準ずる独自利用事務(高等学校就学支援金の上乗せ補助)においては、生活保護関係情報も必要であるが、市域からは同情報の入手が不可能であるため、独自利用事務の検討に当たり制約を受けている(府内全域における添付書類の取扱に差異が生じる)。	生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	京都府、滋賀県、大塚市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	北海道、青森県、島根県、大分県、長崎県、大村市、大分県	○法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」において、生活保護関連情報も取得し、支給者を把握することにより、独自利用事務である奨学のための給付金支給事務においても給付額を未然に防ぐことができる。 ○就学支援金事務及び独自利用事務(学直し)支援金支給事務、奨学のための給付金支給事務)において、生活保護受給証明書が必要。マイナンバー制度を整備されたにもかかわらず、申請者から生活保護受給証明書をもらなければならない状況になっている。申請者の負担軽減のために生活保護情報入手可能にしてもらいたい。 ○各種行政サービスを受ける際の利用者負担金の決定については、地方税の徴収や生活保護の受給の有無等に応じて決定するのが一般的であり、様々な事務の効率化を進めるためには必要な情報である。また、生活保護情報はマイナンバーを利用して管理している情報であり、連携のためのハードルも比較的低いものと考えられる。 ○高等学校等就学支援金の認定申請において、生活保護受給者の場合は、課税証明書以外に生活保護受給証明書でもよいとしているが、提案内容のとおり、生活保護受給情報も情報連携の対象となれば、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考えられる。 ○「奨学のための給付金」の対象者のうち生活保護受給者からは生業扶助の支給の有無がわかる生活保護受給証明書を提出してもらう必要があるが、正しい書類提出のためのやりとりにより負担が生じている。マイナンバー制度での情報連携が可能となれば、申請者は書類の添付を省略することができ、申請者の負担が軽減され利便性が向上するとともに、行政は必要な情報を迅速確実に把握することができ、事務の効率化に繋がる。 ○具体的な支障事例は以下のとおりである。 【準ずる法定事務】高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務:課税証明書に記載された市町村民税所得割額が照会項目となっている。 【独自利用事務】県立学校等の授業料の減免:課税証明書に記載された総所得額、控除額、市町村民税均等割額、市町村民税所得割額の情報に加え、生活保護世帯であるかの確認の情報(生活保護関係情報)が必要。	情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。	独自利用として行う事業が、法定事業である高等学校等就学支援金の上乗せ事業であり、特に貧困世帯である生活保護世帯には手厚く補助をする制度となっており、生活保護の受給状況を把握することが必須になっているため、支給資格申請者である生活保護世帯の認定申請における利便性を高め、事務の省力化を進めるため、利用可能な情報を拡大することが必要と考えています。 また、全国すべての都道府県で実施している国が創設した「奨学のための給付金」は、非課税世帯と生活保護世帯で支給単価に差を設けており、国が給付申請書の添付書類として生活保護世帯については生活保護受給証明書の提出を求めているため、生活保護関係情報入手することは必須である。非課税世帯については添付書類は不要であるが、生活保護世帯については生活保護証明書を添付することを求めることは、国民の理解を得ることは難しいため、子どもの貧困対策として実施する「奨学のための給付金」において必要な生活保護情報についても、情報連携の対象として認めるべきであると考えています。 なお、法定事務である高等学校等就学支援金事務においても、生活保護受給証明書は課税証明書の代替として使用することができますが、生活保護関係情報入手することができれば、市町村民税所得割額を用いる場合と比較して事務を効率的に処理できると考えられるため、情報連携の対象として認めるべきであると考えています。	—	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
296			【全国市長会】 所管府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。							
155			【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。	○ 上乗せ補助事務である奨学給付金の国の補助要綱及び法定事務である高等学校等就学支援金事務の国の事務処理要領で必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事務である授業料減免を実施する上で地方公共団体において必要とされている生活保護関係情報及び地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基となる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から懸念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。	提案団体が挙げる特定個人情報(生活保護関係情報)を情報連携に用いる法定事務(独立行政法人日本学生支援機構法による学費の貸与に関する事務)を、準じる法定事務として独自利用事務の情報連携対象事務とする。 なお、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。 同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等で構成)を年1度開催することとする。	6【内閣府】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (11)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めることとする。また、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)による学費の貸与に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。 (関係府省:個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。 (関係府省:個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)	通知等	平成28年度中	左の提案事務については、情報連携の対象となることを自治体に連絡済み(平成29年3月30日付事務連絡「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に規定する情報連携の対象となる事例の追加について」)。 また、左の提案事務に限らず、「情報連携の対象となる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める事務の事例等について(照会)」(平成29年3月30日情報第444号)において、独自利用事務の事例追加等に係る検討会開催に向けた参考とするため要望照会を行い、検討会開催を経て、事例追加を行った。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
297	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し	【支障事例】 独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。 【効果】 所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。 情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	豊田市、京都市、京都府、京都市、加古川市、鳥取県、島根県、大分県	<p>○独自利用事務の情報連携は、番号法第19条第14号に基づき特定個人情報保護委員会規則第3号により定められたが、準ずる法定事務での情報照会では、本県福祉医療費助成事業実施要綱、市条例に基づく子どもの医療費助成に関する事務などの独自利用事務において、十分な情報連携ができないことから、助成対象者の資格審査の確認等ができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。</p> <p>〔準ずる法定事務〕障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務：総所得額、公的年金等収入額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額</p> <p>〔独自利用事務〕重度心身障害者等の医療費助成に関する事務：準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、一般扶養者数、扶養控除対象(本人該当区分)が必要。</p> <p>〔準ずる法定事務〕児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務：市町村民税所得割額</p> <p>〔独自利用事務〕こどもの医療費助成に関する事務：準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、控除額、一般扶養者数が必要。</p> <p>〔準ずる法定事務〕児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務：控除額、扶養状況</p> <p>〔独自利用事務〕ひとり親等の医療費助成に関する事務：準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、総所得額、公的年金等収入額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要。</p> <p>○独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。</p> <p>〔準ずる法定事務〕高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務：市町村民税所得割額しか照会できない。</p> <p>〔独自利用事務〕就学援助事務：所得金額、配偶者控除の有無、扶養人数が必要。</p> <p>○具体的な支障事例は以下のとおりである。</p> <p>〔準ずる法定事務〕難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務：市町村民税所得割額、均等割額、総所得金額等が照会項目</p> <p>〔独自利用事務〕特定不妊治療費の助成に関する事務：総所得額、諸控除(例：医療費控除、障害者控除)等が必要</p> <p>○不妊治療費助成に係る事務において、所得要件の確認のため、総所得額及び諸控除額が必要となるが、現状ではこれらの情報が得られないため、事務の効率化や利用者の負担軽減に繋がらない。</p>	<p>情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第9号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。</p> <p>個人情報保護委員会規則には、「その事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲が、当該法定事務において提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部であること。」と定められており、番号法別表第二では、情報提供が可能な特定個人情報について「地方税関係情報」と規定されている。</p> <p>特定個人情報の「市町村民税所得割」、「市町村民税均等割」といった項目については、「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針」で規定されたデータ標準レイアウトにより、データ項目として示され、独自利用事務として情報連携するためには、その項目まで法定事務と一致するよう制限されている。</p> <p>番号法別表第二で定める特定個人情報を単位とすれば、「市町村民税所得割」、「市町村民税均等割」といった項目の違いは、「地方税関係情報」という同じ特定個人情報内での違いであると考慮しており、法定事務と異なる項目を、独自利用事務で照会が可能であるとしても、利用可能な特定個人情報の拡大に当たらないと考えている。</p> <p>独自利用事務の拡大による、行政事務の効率化、国民の利便性の向上という観点からも速やかに解決していただきたい。</p>			

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
297			<p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○ 上乗せ補助事務である奨学給付金の国の補助要綱及び法定事務である高等学校等就学支援事務の国の事務処理要領で必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事務である授業料減免を実施する上で地方公共団体において必要とされている生活保護関係情報及び地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。</p> <p>○ 医療費助成事務である感染症医療費助成や不妊治療費助成の国の補助要綱が必要とされている地方税関係情報や、医療費助成事務である障害者、こども、母子家庭等の医療費助成を実施する上で地方公共団体において必要とされている地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用を改める方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。</p>	<p>提案団体の独自利用事務の情報連携で必要とする地方税関係情報は、現行の準じる法定事務(難病法に基づく医療費支給事務等)の地方税関係情報の範囲に含まれると整理することとする。</p> <p>照会を希望する地方公共団体においては、必要とする地方税関係情報の項目を個人情報保護委員会に届け出ることと可能とし、必要性が認められれば、情報連携が可能となると考える。</p> <p>なお、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。</p> <p>同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等で構成)を年1度開催することとする。</p>	<p>6【内閣府】</p> <p>(8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>(ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。</p> <p>・高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務及び医療費助成に関する事務については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の項目と認められる場合には、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。</p> <p>(関係府省:個人情報保護委員会、総務省、文部科学省及び厚生労働省)</p> <p>・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。</p> <p>(関係府省:個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)</p>	通知等	平成28年度中	「情報連携の対象となる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律9条第2項の条項で定める事務の事例等について(照会)」(平成29年3月30日個情第444号)において、左記要望について検討の対象と位置付けるとともに、類似の要望を含めて、独自利用事務の事例追加等に係る検討会開催に向けた参考とするため要望照会を行い、検討会開催を経て、当該要望について対応することを決定した。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
177	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積に関する従うべき基準の参酌化	<p>【再提案理由】平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が施行され、保育の申込者数が急増している中、待機児童数については5年ぶりに増加している(428,10→471,10 2,131人増)。このようなか、一億総活躍社会の実現向け、働き方改革や国立支援の推進が示されており、国全体で保育の受け皿の更なる拡大に取り組んでいる。また、本年4月7日には「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」が発出され、国の基準を上回る部分を活用して保育所等への受入れ強化を求めるなど、保育士の確保や保育園の増設が喫緊の課題となっている。</p> <p>【支障事例】認定こども園における園庭については、同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならず、必要な面積についても「従うべき基準」とされており、空き地が少ない都市部でも、比較的土地に余裕がある地域と同じ面積が求められている。</p> <p>本県の都市部の市において、幼保連携型認定こども園の設置しようとしたが、空き地が限られており、基準を満たす園庭の設置が困難なため、計画変更を余儀なくされた。なお、当該事例においては、代替となる場所(公園等)が存在していたが数百メートルほど離れているため、国が定める特別基準(①園児の安全な移動、②園児の安全な利用、③園児の日常的な利用、④教育・保育の適切な提供)の確保が困難であった。</p>	地域の实情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。園庭の設置場所に関する条件が緩和されることで、利用者の利便性の高い駅前等の地区での整備が可能になる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県、滋賀県、大坂府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合			<p>○幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向かせ、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に出入りできる園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。</p> <p>○園庭の位置及び面積については幼児教育の根本に関わる重要なものであり、その要件を緩和することは、上記の幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねないものである。</p> <p>○また、同じ幼児教育を行うことを目的としている幼稚園よりも基準を低くすることは、幼保連携型認定こども園の基本的な考え方を覆すものであるとともに、要件緩和により幼児教育施設としての質の確保を担保できなくなるおそれがあり、保育の量の拡充のみならず質の確保も掲げている「ニッポン一億総活躍プラン」と齟齬を来す可能性もある。</p>	<p>現行の基準は学級数及び児童数に応じて園庭の面積を算出しており、いわずもがな園児が園庭を利用すると想定した場合に必要な面積を想定しているとも考えられる。</p> <p>しかし、実態として全ての園児が園庭を一堂に利用するケースはほとんど無く、あったとしても臨時的に公園等を利用すればよい。園庭については事業主体が、確保できた面積に応じて使用人数を限定すれば、教育・保育の質を落とさず学びを確保できるのではないかと考えている。</p> <p>また、保育所から幼保連携型認定こども園に移行する際には移行特例があるが、園舎の建て替えを行う場合、園庭の面積が減少しなくても移行特例が適用除外となることは、教育・保育の質を減らすものではないことから、円滑な移行を促進する観点から均等を失っている。</p> <p>一億総活躍社会の実現を図るためにも、幼保連携型認定こども園の設置や移行を進めるように見直すべきである。</p>		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
177			<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。</p>	<p><総論> ○教育的観点から基準の緩和は困難であることだが、現行の園庭基準や保育室の設置階基準でしか維持できない教育的観点とは何か、具体的に明示していただきたい。 ○幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設としての性格を持つ一方で、あくまで「単一の施設」である。現行の基準のような幼稚園と保育所の高い基準の足し合わせではなく、教育と保育を同時に行う総合的な施設としての幼保連携型認定こども園の基準のあり方を再検討し、その中で、園庭の位置・面積の基準や、保育室等の設置階の基準のあり方について、見直す必要があるのではないかと。 <園庭基準について> ○園が教育的な観点から必要な面積を維持しようとするあまり周辺環境よりも必要面積の確保を優先した認可施設を整備せざるを得なくなったり、基準を満たさない認可外施設等で教育・保育を受けざるを得ない層を生んでいるとすれば、行政サービスの提供のあり方として、総合的に問題ではないかと。 ○幼稚園における運動場面積の基準の過去の経緯や、保育所において屋外遊戯場の規定が参酌化されていることを見ても、教育上必要な園庭の広さは、必ずしも明らかではない。社会情勢の変化や、保育所における教育内容と比較して、なぜ幼保連携型認定こども園において現行の園庭面積を必要とするのか、実証的に明示していただきたい。 併せて、ヒアリングの場において、「現行の幼稚園設置基準における運動場の面積基準は直線で25mを確保できる最低限度の基準である」旨の説明があったが、例えば、幼保連携型認定こども園の園庭を地上と屋上に分けて設けた場合、1つの園庭では直線で25mを確保できない場合もある。この場合にも教育的な観点が維持できる理由を、具体的に明示していただきたい。 ○提案団体の事例では、新たな認定こども園で3学級を編制するため、基準上は400㎡とされているが、実際には350㎡しか確保できていない。この場合、運用により一度に園庭で活動する人数を1学級までとし、園庭の利用頻度を十分に配慮すれば、児童一人当たり面積が最大であるケース(学級編制が1学級のみの場合、面積基準は330㎡であり、1人当たり10㎡弱となる)さえも上回ることとなり、教育上の支障が生じないのではないかと。仮に、教育上の支障が生じるとすれば、その理由を具体的に明示していただきたい。 ○小学校設置基準では、校庭の面積基準について「地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない」とされており、幼保連携型認定こども園においても、教育上支障がない場合は、面積基準の要件緩和は十分考えられるのではないかと。</p>	<p>幼保連携型認定こども園は幼児教育を行う学校であり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)には、園児の興味や関心が行外にも向くように、園児の動線に配慮した園庭や遊具を配置するよう明記されており、園児の遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるということを一つの重要な教育目標としているところ。 そのため、保育室と園庭の行き来が自由かつ容易にできる、一体となった教育のための空間が必要不可欠であることから、隣接した位置に子どもの活動のために最低限必要な広さの園庭を設置することを求めているところである。 このように幼児教育において、園舎、園庭、保育室の全体的な空間構成が重要な意味を持っていることをご理解いただき、確保できる面積に応じた定員設定をしていただきたい。 一方で、ご意見を踏まえ、幼保連携型認定こども園の設置・移行が円滑にできるよう、上記の幼保連携型認定こども園における教育・保育の実施に支障が無い範囲において、基準の柔軟な取扱いが可能かどうかの検討を行ってまいりたい。</p>	<p>6【内閣府】 (6)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平16法77) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)については、以下のとおりとする。 ・現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所を設置する場合の園庭面積の特例(同省令附則4条)については、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の園舎を建て替える場合であって、園庭の面積が減少しない場合においても適用できること。地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省：文部科学省及び厚生労働省)</p>	通知	42825	<p>「幼保連携認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」の一部改正について(通知) (平成29年3月31日付け府子本第224号、28文科初第1838号、雇児発0331第17号)</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
181	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	病児保育事業の補助要件の設定	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)の補助要件である保育士等の配置要件について、利用児童2名以下でも、看護師と保育士それぞれ1名の配置が求められるが、診療所等で病児保育を実施する際、病児保育未実施地域では、保育士の確保が困難であるとの声があることから、利用児童数が定員2名以下の場合には、看護師1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること。	【再提案理由】 現状の病児保育事業の補助要件では、利用児童おおむね10人までは看護師1名以上及び利用児童おおむね3人までは保育士1名以上の配置が求められている。昨年の提案募集では看護師の配置については一定緩和されたものの、地方部など人口減少地域においては、診療所等で病児保育を実施しようとしても保育士の確保が難しく、女性の社会進出の妨げとなっている。 【支障事例】 本県の、但馬、淡路地域、西播磨地域の病児保育事業未実施市町では、診療所等で病児保育事業を行いたい、病児保育のニーズが都市部より少なく、常に病児を預かることは想定できないため、常時在中する保育士の確保が診療上の経営を圧迫するとの理由から、病児保育に踏み切れないという声があがっている。 本県では、こうした状況から平成27年度から県単独で「診療所型小規模病児保育事業」を実施している(利用児童定員2名以内、看護師、准看護師、保健師、助産師又は保育士2名以上を配置)、県内の町にあるクリニックでは、同事業を活用し本年4月から病児保育を実施しており、(利用児童2名、看護師等1名を配置)部屋を保育用にリフォームして、ベッド2台を配置し、診察室から子供の様子が見えるように窓も設けている。県内の町では初めての病児保育であり、特設の支障も生じていないことから、今後も活用が見込まれている。	人口の少ない地域や区域が広いため複数の病児保育施設が必要な地域で病児保育施設の設置が促進され地方における子育て環境の充実、女性の活躍促進に資する。	子ども・子育て支援交付金交付要綱 病児保育事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県、堺市		神奈川県、長野県、豊田市、姫路市、福岡市	<p>○病児保育事業の保育士配置はされているが今後、新たな保育士確保にあたっては困難な状況が想定される。</p> <p>○当時の病後児保育では定員の設定を2名までとしており、2名に対しては看護師1名までの対応でも可能ならば、保育士確保の面で費用の面でも負担が減る。</p> <p>○市場が広く、実施施設が備わっているため、サービスが利用しにくい空白地域がどうしてもできてしまう。</p> <p>医療機関併設型の施設が市内に無く、既存の施設(児童養護施設・保育園が実施)の利用には、かかりつけ医の連絡票が必要なため、利用者や医療機関にとって手間がかかる。</p> <p>○病児・病後児保育事業の事業に踏み切れない理由のひとつとして、保育士確保が困難であるとの声があるため、有意義であると考ええる。</p> <p>○当事においても、利用児童に応じた保育士の確保に苦慮しており、施設から基準を緩和してほしいという意見が出されている。</p>	<p>○保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う保育の専門家であり、その資格を有して業務に従事している。</p> <p>○一方で、看護師は傷病者等に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者であり、保育の専門家とはいえない。</p> <p>○本提案のような保育士不在の状況を生む配置要件の緩和は、保育の質の低下を引き起こしかねず、病児保育事業がとりわけ保育の質への配慮が求められる事業であることにも鑑みれば、対応は困難。</p>	<p>病児保育は、一時的に病児を診る事業であり、健康な児童と同じような日常的な活動(屋外での活動や集団行動)が求められておらず、必要な保育の内容・質が保育所等と異なると考えている。ついでに、貴省が想定している病児保育の内容や質を具体的に示していただきたい。</p> <p>また、病児保育事業の「非施設型(訪問型)」では、「病児の看護を担当する一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名以上配置すること」となっており、看護師が病児保育を実施することも想定されている。</p> <p>病児保育未実施地域の解消に向け、診療所で実施する少人数の病児保育については、</p> <p>①病児の看護を担当する一定の研修を修了または小児科経験のある看護師等の配置</p> <p>②近隣の保育士経験者または公立保育園に勤務する保育士から必要に応じて援助・指導が受けられるよう連携が得られること</p> <p>③病児を常に観察できる体制の確保等を条件に、保育士がいなくとも病児保育が可能となるよう要件を緩和していただきたい。</p>	
219	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	「子ども・子育て支援交付金補助要綱」の対象経費の明確化	病児・病後児ファミリーサポートセンターの円滑な設立・運営のため、「子ども・子育て支援交付金」の対象経費を明確化し、「感染症対策に要する経費」についても対象になる旨明記すること。	病児・病後児ファミリーサポートセンターの設立・運営については様々なニーズがあるが、特に慎重な対応を要する病児・病後児預かりを行うため感染症対策の強化について市町村及びファミサポ運営者より強い要望が出されている。また、「提供会員自身を通じて家族にうつることが心配」という提供会員の不安感から、提供会員と依頼会員のマッチングを行いやすく、県内の病児・病後児ファミリーサポートセンターの事業展開が円滑に進まない状況にある。	病児・病後児ファミリーサポートセンターに対する市町村の取組みが促進され、女性が働き続ける上での「最大の阻害要因」といわれている病児対応への課題が大きく解消される。	子ども・子育て支援交付金要綱第3条	内閣府、厚生労働省	徳島県、滋賀県、大取市、和歌山県、鳥取県、堺市	倉敷市、鴨門市、北島町、藍住町	<p>○病児・病後児ファミリーサポートセンターについては、様々なニーズがあるが、特に慎重な対応を要する病児・病後児預かりを行うため感染症対策の強化について運営及び利用者からの要望がある。子ども・子育て支援交付金交付要綱の交付対象に記載されることにより事業の運営の円滑化が図れると考えている。</p> <p>○ファミリーサポートセンターでの病児・病後児の預かりを行うため、運営者から感染症対策の強化についての強い要望が出ている。また、感染症に対して不安を抱えている提供会員も多いことから、事業展開が容易に進まない状況であるが、感染症対策は特に重要であると考え、子ども・子育て支援交付金の交付対象は「実施に必要な経費」と曖昧に記載であるため、感染症対策に関する経費について交付対象であるかが読み取れず、提供会員・依頼会員双方の要望に応える設立・運営に踏み切れていない。</p>	<p>別途、通知を发出する予定である。</p> <p>「ファミリーサポートセンター事業における感染症対策について」として、以下2点の内容を記載したものを发出する。</p> <p>・感染症対策にご留意いただきたいこと</p> <p>・ファミリーサポートセンター事業として必要経費と認められるもの、例えばマスクや消毒薬などの消耗品も、従前どおり運営費(交付対象)に含まれること</p>	<p>感染症対策の必要経費の明示については、予防接種費用も含め、可能な限り現場で有効活用できる内容としていただきたい。</p>		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
181			<p>【全国知事会】 子育てへの不安の解消などに向けて、病児保育事業に係る国庫補助の職員配置に関する要件の緩和を図るべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。</p>	<p>○ 提案団体である兵庫県・徳島県の病児保育の実施状況を把握したところ、児童数の多い都市部においては実施されているが、兵庫県における但馬・淡路・西播磨地域、徳島県における県南・県西地域といった地方部において、その要件を満たすことが困難なことから、病児保育事業自体が実施できない状況にある。このような地域において、質の担保を前提としつつ、ニーズに応じたきめ細かく柔軟なサービス提供を行うための手法について検討すべきではないか。</p> <p>○ 一般的な保育所等における保育と比較して、病児保育事業において保育士に求められる役割を明確にし、その上で、看護師やファミリー・サポートセンター会員がその役割を果たすために不足している資質について、説明すべきではないか。</p> <p>○ その上で、看護師やファミリー・サポート・センター会員では果たせない役割を補うために、施設要件や研修要件等を設定することによって対応できる余地がないか検討すべきではないか。</p> <p>○ ファミリー・サポート・センター事業については、平成21年度より病児・病後児の預かりを実施するなど、そのサービス提供会員の活躍の範囲については拡大している。このような状況を踏まえ、徳島県のように病児保育に対応する研修を別途設けることや、子育て支援員研修の受講を促進することによって、病児保育事業におけるファミリー・サポート・センター会員の活動の範囲を一層拡大することについて、検討する余地があるのではないか。</p>	<p>病児保育事業は、児童福祉法に基づき実施される「保育を行う事業」であり、「病児」といっても、ベッド上で安静に過ごす子どももいれば、活動的な遊びができる子どもまで様々であることも踏まえれば、その保育の内容(室内での遊びや食事の提供、午睡等)は、通常の保育所と基本的に同様である。ただし、保育所と異なり、毎日同じ児童に対して保育を提供するわけではなく、病児に難という緊急的な状況に陥った児童に臨時的に保育を提供する事業であることから、保育を提供する側は当日までどのような保育を提供することになるかを測ることが、児童の側は普段と異なる環境で保育を受けることになる。ゆえに、よりきめ細やかに、職員が1人1人の児童を十分に受容できる体制を整えた上で、病状の悪化等に備え、複数人体制で保育を行う必要がある。</p> <p>ゆえに、病児保育における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技術を有する者による保育が行われることが必要である。</p> <p>保育士になるためには、指定保育士養成施設の卒業又は保育士試験の合格が必要であり、指定保育士養成施設について言えば、修業年限は2年以上とされており、講義により、保育や教育の内容の専門的な科目を学ぶほか、保育実習等を行うこととなっている。</p> <p>一方で、看護師になるためには専門の養成教育を受けたうえで、国家試験に合格する必要があるところ、当該教育内容には保育や教育の内容についての科目は設けられていないなど、看護師に求められる知識や技術の内容は保育士に求められるものと全く異なっている。</p> <p>ゆえに、病児保育が「保育を行う事業」である以上、保育士の配置は不可欠である。</p> <p>ただし、福島その他、利用児童の見込みが少なく定員2名以下の場合において、保育士の確保が困難な地域であると市町村が認める地域において、うち1人以上の看護師が保育士資格を有していることを要件として、看護師2名の配置を認めることとする。今後、具体的な内容を検討した上で、事例を含めて各自治体宛てに周知するための事務連絡を发出することとする。</p>	<p>6【内閣府】 (7)子ども・子育て支援法(平24法65) (iv)病児保育事業(59条11号及び児童福祉法6条の3第15項)については、原則保育士及び看護師をそれぞれ最低1名以上配置する必要があるが、「病児保育事業実施要綱」(平28厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を改正し、平成29年度を目途に例外的に以下に掲げる要件等を満たす事業の実施を可能とする。</p> <p>・福島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認められた上で、医療機関に併設された施設において実施する。</p> <p>・利用児童が2名以下で実施する。</p> <p>・子育て支援員研修(地域型保育)を修了しているなど、必要な知識や技術等を修得している看護師1名が常駐する。</p> <p>・病児保育以外の業務に従事している看護師1名が、必要な場合に迅速に対応できる体制とする。</p> <p>(関係府省：厚生労働省)</p>	実施要綱	42828	対応済み。	対応済み。
219			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。 なお、対象経費の明確化に限らず、病児・病後児ファミリー・サポート・センター運営上の感染症対策について、指針を示されたい。</p>		<p>別途、通知を发出する予定である。 ファミリー・サポート・センター事業における感染症対策についてとして、以下2点の内容を記載したものを发出する。 ・感染症対策にご留意いただきたいこと ・ファミリー・サポート・センター事業として必要経費と認められるもの、例えばマスクや消毒液などの消耗品も、従前どおり運営費(交付対象)に含まれること なお、あくまでも例示であり、対象経費については各自治体でご判断いただきたい。</p>	<p>6【内閣府】 (7)子ども・子育て支援法(平24法65) (iii)子ども・子育て支援交付金の交付対象事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)については、感染症対策に要する消耗品等の経費が交付対象経費に含まれること等を、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</p> <p>(関係府省：厚生労働省)</p>	通知	平成29年1月26日	「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)における感染症対策について」(平成29年1月26日付、事務連絡)を自治体あて发出済み。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
220	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	病児・病後児ファミリーサポートセンター安定運営のための保育士配置基準の緩和	地方においては、病児保育需要の絶対数が都市部より少なく、病児保育事業を実施しようとしても、預かる病児が少数であることや、預からない時間帯が多く発生することが想定される。また「潜在保育士の言葉が通ずるよう保育士の確保が困難である状況が存在することから、保育士の配置を義務付けてしまうことにより、病児保育施設での人材不足や固定人件費の負担が大きな課題となり、結果として施設のスムーズな運営や、新規設立を妨げてしまっている。このような中、本県では平成27年7月に24市町村全てにファミリーサポートセンターが設置され、同年11月には全市町村においてファミリーサポートセンター会員が国の基準を満たす50人以上の会員数となるなど、ファミリーサポートセンターを活用した子育て援助の体制整備が年々普及していることから、これら会員の力を活用して、保育士確保の問題に悩む地方における病児保育事業の普及を図ることができると考えている。	病児・病後児ファミリー・サポート・センター提供会員による病児保育の対応を可能とすることで、現行の配置基準では対応できないような柔軟な人材手当てによる病児保育事業の安定的な運営につなげることができ、地方における安心できる子育て環境の確保に資する。	病児保育事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、香川県、高松市、高松市、高松市		○ファミリーサポートセンター事業においては、体調の変化が起こりやすい乳幼児の預かりをする場合、提供会員は、特に慎重な対応を求められている。 ファミリーサポートセンター病児・病後児預かり事業において、提供会員の不安感を払拭する規制緩和については、必要と考える。 病児保育事業と病児・病後児預かり事業を同じ施設において実施するとした場合、利用料金や雇用形態などの運用面について、明確な基準を策定することが課題と考える。 ○保育士不足から、今後、本案件の支障が懸念されている。 そのため、提案内容に同意するほか、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の改正内容である、「保育の担い手確保」の要件も取り入れるべきと考える。	○保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う保育の専門家であり、その資格を有して業務に従事している。 ○一方で、ファミリーサポートセンター会員は子育て支援に必要な専門的な知識・技術を習得する講習のみを受講した者であり、保育の専門家とはいえない。 ○本提案のような保育士不在の状況を生む配置要件の緩和は、保育の質の低下を引き起こしかねず、病児保育事業がとりわけ保育の質への配慮が求められる事業であることにも鑑みれば、対応は困難。	・現行の制度のもとでは、都市部と地方、また地方でも人口の多いところと少ないところで子育て環境に大きな差があるなど、病児への対応の地域間格差が大きいのが現状である。本県の提案は、柔軟な条件設定を行うことで地域の格差を解消できる、極めて有効な手段であると考えている。 ・保育の質の低下を懸念されているところであるが、本県の提案はファミリーサポート会員をマンツーマンで配置することで、より「見守りの密度」を高めることとなり、かつ病児保育施設で保育が行われるため、保育の質を確保することは十分可能と考えている。 さらに、本県においては病児・病後児預かりについて、子育てについて経験豊富なベテランの会員に、独自の授業講習(7.5時間)を行うこととしており、実質的な質の向上に自ら努力していることを考慮願いたい。		
299	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム(NWS)の活用に関する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備	【支障事例】 公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や経費の面において、極めて困難である。	【効果】 情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体の関係機関等による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、総務省、国土交通省	九州地方知事会	大分県提案分	—	—	中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携のために必要なものであるため、情報連携の主体において適切に措置していただく必要があるものです。	公営住宅法第47条により、入居者の決定、同居の承認、地位継承などの権限が管理代行者に移っており、管理代行者の責任において、ワンストップに対応している。 マイナンバーの導入により管理代行者は、これらの事務において、審査に必要な情報を、地方公共団体から提供を受けようとする必要が生じる。 入居者サービス向上や行政の効率化等の観点に立てば、管理代行者が情報連携を行うことができる環境を整備する必要があるが、管理代行者に設置主体となり費用負担を求めることは、代行する期限が定められていることから不合理であると考えており、自治体中間サーバープラットフォームが利用出来るよう検討していただきたい。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
220			<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。</p>	<p>○ 提案団体である兵庫県・徳島県の病児保育の実施状況を把握したところ、児童数の多い都市部においては実施されているが、兵庫県における但馬・淡路・西播磨地域、徳島県における県南・県西地域といった地方部において、その要件を満たすことが困難なことから、病児保育事業自体が実施できない状況にある。このような地域において、質の担保を前提としつつ、ニーズに応じたきめ細かく柔軟なサービス提供を行うための手法について検討すべきではないか。</p> <p>○ 一般的な保育所等における保育と比較して、病児保育事業において保育士に求められる役割を明確にし、その上で、看護師やファミリーサポートセンター会員がその役割を果たすために不足している資質について、説明すべきではないか。</p> <p>○ その上で、看護師やファミリーサポートセンター会員では果たせない役割を補うために、施設要件や研修要件等を設定することによって対応できる余地がないか検討すべきではないか。</p> <p>○ ファミリーサポートセンター事業については、平成21年度より病児・病後児の預かりを実施するなど、そのサービス提供会員の活躍の範囲については拡大している。このような状況を踏まえ、徳島県のように病児保育に対応する研修を別途設けることや、子育て支援員研修の受講を促進することによって、病児保育事業におけるファミリーサポートセンター会員の活動の範囲を一層拡大することについて、検討する余地があるのではないか。</p>	<p>病児保育事業は、児童福祉法に基づき実施される「保育を行う事業」であり、「病児」といっても、ベッド上で安静に過ごす子どももいれば、活動的な遊びができる子どもまで様々であることと踏まれば、その保育の内容(室内での遊びや食事の提供、午睡等)は、通常の保育所と基本的に同様である。ただし、保育所と異なり、毎日同じ児童に対して保育を提供するわけではなく、病児になつたという緊急的な状況に陥つた児童に臨時的に保育を提供する事業であることから、保育を提供する側は当日までどのような保育を提供することになるかを測ることが、児童の側は普段と異なる環境で保育を受けることになる。ゆえに、よりきめ細やかに、職員が1人1人の児童を十分に受容できる体制を整えた上で、病状の悪化等に備え、複数人体制で保育を行う必要がある。</p> <p>ゆえに、病児保育における保育の質を確保するためには、保育に関する専門的な知識と技術を有する者による保育が行われることが必要である。</p> <p>保育士になるためには、指定保育士養成施設の卒業又は保育士試験の合格が必要であり、指定保育士養成施設について言えば、修業年限は2年以上となつており、講義により、保育や教育の内容の専門的な科目を学ぶほか、保育実習等を行うこととなっている。</p> <p>これに対して、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)は、乳幼児や小学生等の子どもがいる主婦などを会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における子育ての総合援助活動を推進するものである。よって、ファミリーサポートセンターの会員が提供するのは、子どもの保護としての「預かり」であつて、子どもに健康、安全で情緒の安んじた生活ができる環境を用意し、健全心身の発達を図る「保育」ではない。</p> <p>また、ファミリーサポートセンターの会員になるためには、約30時間程度の子育て支援に関する基礎的な知識等の研修を受講すればよいこととされており、保育士との知識・技能の差は、施設要件や研修要件等の設定で補えるものではない。</p> <p>なお、保育人材の確保にあたっては、「ニッポン一億総活躍プラン」でも掲げられている処遇改善の拡充に加え、新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援といった総合的な対策を講じる必要があり、今後の予算編成過程で、引き続き、保育の受け皿確保に伴い必要となる保育人材の確保に総合的に取り組んでまいりたい。</p>	<p>6【内閣府】 (7)子ども・子育て支援法(平24法05) (14)病児保育事業(59条11号及び児童福祉法6条の3第15項)については、原則保育士及び看護師をそれぞれ最低1名以上配置する必要があるが、「病児保育事業実施要綱」(平28厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を改正し、平成28年度を目途に例外的に以下に掲げる要件等を満たす事業の実施を可能とする。</p> <p>・利用児童が2名以下で実施する。 ・子育て支援員研修(地域型保育)を修了しているなど、必要な知識や技術等を修得している看護師1名が常駐する。 ・病児保育以外の業務に従事している看護師1名が、必要な場合に迅速に対応できる体制とする。 (関係府省：厚生労働省)</p>	実施要綱	42828	対応済み。	対応済み。
299			<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、総務省から、中間サーバーについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構の判断となり、総務省に照会する必要はないとの趣旨の発言があつた。これを受けて、中間サーバーの利用の可否は地方公共団体情報システム機構が判断する事項であることを地方公共団体に明確に示すべきではないか。また、これまで総務省から示されているQ&A(管理代行者は地方公共団体とは別の団体であるためマイナンバー制度による情報連携を利用する場合には独自で中間サーバーを設置する必要がある)は改正すべきではないか。</p> <p>これらの点について、総務省において早急に検討いただきたい。</p>	<p>今般の提案を踏まえ、デジタルPMOの「FAQ」に、自治体中間サーバープラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項であり、地方公共団体と機構の間で調整する事項である旨の補足を加えた回答を記載することを検討する。</p>	<p>6【内閣府】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (15)自治体中間サーバー・プラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構が設置及び管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項であり、地方公共団体と当該機構の間で調整する事項である旨の補足を加えた回答を、「デジタルPMO(番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール)」の「FAQ」に、平成28年度中に記載する。 (関係府省：総務省及び国土交通省)</p>	デジタルPMO掲載	42774	平成28年度内に措置(デジタルPMOに掲載)済	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	補足資料
218	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	自主防災組織等への円滑な「避難行動要支援者名簿」の提供のための見直し	地域の支援関係者に対して、平時においても本人同意や条例の特別の定めを要せず「避難行動要支援者名簿」の提供が可能となるよう、災害対策基本法の見直しを行うこと。	発災時に避難支援を行うためには、平時時から対策が重要であるが、地域の支援関係者への「避難行動要支援者名簿」の情報提供が十分に行われていない。本県内の市町村においては、名簿情報を外部提供する場合、本人同意を得られた方のみ行っているが、全ての避難行動要支援者から、本人同意を得ることは極めて難しく、名簿の外部提供が進まない要因になっている。本人同意の得られない方の名簿情報を外部提供できていないため、地域の支援関係者との情報共有ができておらず、発災時に円滑かつ迅速な避難支援を行うことが困難な状況にある。平時においても、災害時においても、情報提供の必要性は変わらないため、災害対策基本法を改正すべきである。	「災害に強いまちづくり」の実現が図られる	災害対策基本法第49条の11	内閣府	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県	千葉県、千葉県、八王子市、阿波市、藍住町、つるぎ町、愛媛県、大牟田市、延岡市、小林市	<p>○災害発生時に、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合には、同意を得ることなく名簿情報を関係者へ情報提供できるが、事前の情報提供がないと災害発生時に避難支援等を円滑に行うことは困難である。</p> <p>また、避難行動要支援者の個別計画は、自主防災組織や自治会等の地域の方々の協力を得て作成することとなるが、要支援者名簿の外部提供を本人同意なしで可能とし、全ての避難行動要支援者の個別計画の作成を目指すことが望ましいと考える。</p> <p>○災害の状況によっては、発災後の名簿提供では迅速な避難行動支援活動がとれないことが懸念される。</p> <p>発災時に支援を行うためには、平時からの対策が非常に重要であるが、支援関係者への「避難行動要支援者名簿」の情報提供が十分に行われていない。「本人が同意しない場合は、外部提供すべきでない」とされるケースがあり、本人同意の得られる方しか避難行動要支援者名簿が提供されず、全ての避難行動要支援者の個別計画の策定がすすまない。</p> <p>○要支援者を支援する町会・自治会や自主防災組織から、個人同意等がないと平時から要支援者に係る情報を得られないことで、避難計画など支援者対策が進まないとの意見・要望を多数受けている。</p> <p>○個別計画策定が進まない原因が、本人同意の得られる方しか避難行動要支援者名簿が提供されないことであると断言することはできないが、都内各区市町村における避難支援プラン(個別計画)の策定状況は、「平成27年度区市町村防災事業の現況」によると、避難行動要支援者625,862名の名簿掲載者に対して、16,125名の個別計画しか策定されていない。</p> <p>○平時においても、本人同意や条例の特別の定めを要せず「避難行動要支援者名簿」の提供が可能となるよう、災害対策基本法の見直しを行うことに同意する。</p>	避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への提供については、心身の機能の障害等に関する情報を他者に知られることにより、避難行動要支援者やその家族等が「社会生活を営む上で不利益を受けるおそれもあるところである。 <p>このため、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、平時時から行う提供については、事前に本人の同意を得ることを前提としているが、市町村の状況に応じてより積極的な避難支援も可能となるよう、同項の規定により、市町村の条例に特別の定めがある場合については、本人同意を要しないこととしているところである。</p> <p>については、平時に本人同意を要せずに避難行動要支援者名簿の事前提供を行うとする市町村におかれれば、この制度を活用して取り組んでいただきたい。</p> <p>なお、本提案は、現在、各市町村の状況により、必要に応じ条例により対応可能な制度となっているところ、地域の状況を考慮せず法律により一律の制度化を求めているものであり、地方分権改革の趣旨に逆行するものと考えている。</p>	要保護者支援対策、とりわけ個別計画の作成が喫緊の課題となっているが、本人の同意を得ることが難しく、全国的に条例を制定している自治体が少ない中、その取組は進んでいない。「避難行動要支援者」情報については住所や電話番号、避難支援を必要とする事由等であり、個人情報保護に強く配慮する必要があることから、外部提供について同意しない住民が多いのではないかと考えられたため、条例を制定している市町村であっても一切本人の同意を不要とする形ではなく、本人が同意しないとの申出がない限り、名簿登録や外部提供をする形で規定しており、全ての要支援者の避難支援には繋がっていないと聞いている。 <p>こうした状況において、市町村が防災活動を自ら担い進めていくためには、災害対策の国の統一した取組として災害対策基本法に規定することで、取組の促進、効果的な活用や迅速な支援活動が期待できると考えている。</p> <p>以上のことから、現行法上可能ではあるが、国の施策として、災害対策法への規定を要望するもの。</p>	—

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
218			<p>【全国市長会】個人情報保護やプライバシー保護の点で留意が必要。</p>		<p>避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)、は、災害発生時における自力避難が困難な高齢者や障害者等への避難支援体制の構築にあたり、従前においては、高齢者や障害者等に関する個人情報の利用・提供が適切に行えない等の問題が生じていたことから、名簿の作成を市町村に義務付け、その作成に必要な個人情報保護条例との関係を整理するとともに、平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援等関係者への名簿情報の提供に係る制度を法制化したものである。本制度は、自助、共助を基本としつつ、市町村がこれを適切に支援するための体制構築が主眼であり、これを実効性のあるものとするためには、平常時から避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供しておくことが望まれるところである。</p> <p>しかし、避難行動要支援者の中には、このような個人情報の外部提供を望まない者も存在するため、「個人情報保護」と「生命・身体保護」のそれぞれの重要性に鑑み、平常時においては、個人情報保護の観点から、本人同意を得た場合のみ名簿情報の提供を可能とするとともに、災害発生時には、個人情報の利用による利益が個人情報の保護による利益に優越するとの判断に基づき、市町村長が「特に必要がある」と認めるときは、当該同意を得ていない場合についても当該提供を可能としたものである。</p> <p>このように、平常時から避難支援等関係者への名簿情報提供について一律に法律により可能とすることは、個人情報保護の観点から適切ではない。</p> <p>このため、名簿の活用については、個人情報の保護を図りつつ災害発生時に避難行動支援が行えるよう、市町村においては、引き続き名簿情報の外部提供に係る本人同意に努めていただくことが重要である。</p> <p>内閣府としては、住民の理解を助け市町村の避難行動支援の取組を支援するため、平成29年度までに、名簿に関するパンフレット作成等の普及・啓発を行う予定である。各市町村におかれては、このパンフレットを活用するなど、今後も災害発生時における住民の生命・身体保護に努めていただきたい。</p> <p>なお、各市町村の状況に応じ、特に条例で定める場合には名簿情報を本人同意を要せず外部提供することも可能であり、この規定を適用する市町村においては、当該市町村の避難行動要支援者に係る個人情報保護について、当該市町村の状況及び個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、適切な判断の下で行われるものと考えている。</p>	<p>6(内閣府) (4)災害対策基本法(昭36法223) (1)避難行動要支援者名簿については、住民の理解を助け、市町村の避難行動支援の取組を支援するため、当該名簿に関するパンフレットの作成等、住民への普及・啓発を平成29年度中に行う。</p>	周知	平成29年度	住民の理解を助け、市町村の避難行動支援の取組を支援するための、避難行動要支援者名簿に関するパンフレットを作成し周知しているところ。	作成したパンフレット等を活用し、避難行動要支援者名簿についての住民への普及・啓発を行っている。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府者からの第1次回答	各府者からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解		
														見解	補足資料	
232	B	地方に対する規制緩和	その他	広域連合が地方創生推進交付金を申請した場合は、関西広域連合についても全国の都道府県と同様に、5事業の申請を可能とする。広域連合が申請した場合に地方公共団体が1事業ずつ申請したという取扱いを行わないこと。	地方創生推進交付金の申請手続きでは、広域連合が推進交付金の申請を行った場合には、関係地方公共団体が広域連携事業を申請するのと同様、それぞれが1事業ずつ申請したものとすることとした。広域連合が処理する事務は、構成団体が処理権限を有する事務の一部を規約により広域連合に移管し、広域連合が実施権限を有し、連携を図りながら実施する広域連携事業とは、大きくその趣旨が異なることから、両者を同一視すべきではなく、関西広域連合が交付金申請を行うことにより、構成関係府県市の申請等に影響を及ぼすことは、当該関係府県市に大きな支障を及ぼすことになる。	関西広域連合は、既存の府県事務の連携という範疇を越え、都道府県とは別の特別地方公共団体として、先駆性を発揮した広域的な事業を展開している。このような団体は全国でも関西広域連合のみである。広域連合では、例えば、関西の強みである健康・医療分野において、イノベーション部局を所管する兵庫県が関西の産学官を連携させ、健康長寿に向けた健康・医療の新たなしくみづくり、モデルの開発の実現を目指す関西健康・医療創生会議を設立(H27.7)した。同会議のもと、関西広域の共通課題として取り組むべきテーマごとに分科会を設置し、シンポジウムや産学官連携による調査研究等を行うことでビジネスイノベーションを実現し、新たなこと創生につながるものである。当該事業などを広域連携事業として取り扱わず、5事業までの申請が認められれば、地方創生に資する大規模な事業が推進できる。	地方創生推進交付金制度要綱平成28年度における地方創生推進交付金の取扱いについて地方創生推進交付金に関するQ&A	内閣府	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県		徳島県	○地方創生推進交付金の申請手続きでは、広域連合が推進交付金の申請を行った場合には、関係地方公共団体が広域連携事業を申請することとされている。本県においては、5事業の申請枠を活用することとしており、広域連合が広域連携事業として交付金申請することについて推進すべきとするもの、本県を含めた構成府県市の申請枠にまで影響を及ぼすことは本県は、本県のみならず構成府県市にも大きな支障を及ぼすこととなる。	広域連合及び一部事務組合については、主に都道府県から構成されている場合には2事業まで、主に市町村から構成されている場合には1事業まで申請することができるとしており、また、その際、広域連合及び一部事務組合の申請事業数については、それを構成する各々の地方公共団体の申請事業数の「目安」の内数としてカウントすることはないとの取扱いをしている。	貴府回答については、平成28年6月20日付け地方創生推進交付金に関するQ&Aの改正により承知しており、これまで関西広域連合が要望させていただいた内容に対して御配慮いただけたと考えている。	—	
243	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	広域連合への災害救助法の特別基準決定権限の付与	【広域的な視点での救助の必要性判断】大規模広域災害発生時には、ある程度の地域的なバランスや、最低限の水準維持が必要になる場合もあり得るため、国に代わり、地方自治体である関西広域連合が調整し、決定することが地方分権の趣旨に合致し、かつ効果的である。【適用が想定される災害】南海トラフ地震等、複数の関西広域連合構成府県において災害救助法の適用があった災害	・被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、的確で十分な被災者支援が実現する。 ・関西広域連合においては、関西広域連合及び構成府県市や関係機関・団体等が、南海トラフ地震等の大規模災害発生に備え、とるべき対応方針やその手順を定めた「関西防災・減災プラン」の策定、同プランに基づく具体的な活動手段を定めた「関西広域応援・受援実施要綱」の作成、さらには、大規模災害が発生した場合を想定した広域訓練の実施など、広域調整機能を発揮している。府県域を越える広域行政課題の解決を図る目的と、その能力を有する関西広域連合が、広域的な視点で検討・決定することにより、一定水準の救助内容が確保され、広域的に均衡のとれた救助を速やかに実現することができる。	災害救助法施行令第3条	内閣府	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県		徳島県	○複数の府県を跨ぐ大規模広域災害の場合、ある程度の地域的なバランスや、最低限の水準維持が必要となる場合もあるため、関西広域連合が調整し、決定することが効果的である。	災害救助法は法第1条によりこの法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行いしと規定されており、国の責任において、法第2条により都道府県知事が法定受託事務として救助が実施されるものである。そのため、一般基準についても内閣総理大臣が定めた基準に従い、予め都道府県知事が定めることとされ、特別基準についても、国の責任において災害に即した救助が行えるように協議を求めているため、ご提案の内容は法律の趣旨に反するため、対応することはできない。なお、協議については文書をもって行うこととされているが、担当者間における電話等の事前協議を行い、事後的に文書で正式に協議を行うなど事務の簡素化を図っているところである。	被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、また、広域的な災害における地域バランスを考慮した一定の救助内容が確保されるよう、制度設計を見直すべきであるとする。	—	
244	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設	【大規模災害からの復興に関する法律】(以下「大規模災害復興法」という。)に定める国の復興基本方針の策定にあたり、広域連合を含む被災自治体の意見を反映させる制度的枠組みの創設を求める。	【国土の復興推進】阪神・淡路大震災の際には、被災地主体の復興を国が最大限支援する仕組みが採用され、被災地の意向や実情を反映した復興対策が実現した。将来の大規模災害における復興にあっても、国土の復興推進ではなく、地域主体の理念のもと、地域主体の復興が実現できる制度的枠組みが不可欠である。しかしながら、東日本大震災を踏まえて制定された大規模災害復興法においては、国が復興対策委員会の意見を聴いて復興基本方針を策定することとされ、被災自治体は、復興対策委員会に委員として参加する可能性が示されているのみである。大規模災害復興法を改正し、被災都道府県知事、広域連合長による復興基本方針に対する提案権限の創設、復興対策委員会への被災都道府県知事、広域連合長の参加義務づけなどにより、被災地重視の枠組への転換が必要である。	被災都道府県の意見が確実に国の復興基本方針に反映されることとなり、地域主体の復興推進が実現する。	大規模災害からの復興に関する法律第7条	内閣府	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県		徳島県	○大規模災害復興法で定められる復興対策方針の決定については復興対策本部に置かれた復興対策委員会から有識者あるいは関係地方公共団体の長から総理大臣が任命することとなっているが、被災都道府県知事、広域連合長の参加が義務付けられていない。被災地や被災地域の意見が反映された地域主体の復興基本方針を策定するためには、復興対策委員会にこれらの被災地からの委員を必ず任命し、地域主導の復興の体制づくりを行うべきである。	大規模災害からの復興は、「大規模災害からの復興に関する法律」の基本理念(第3条)に規定されているとおり、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して推進するものであり、復興基本方針の策定においても、被災地・被災自治体の意向を十分に反映させる必要がある。このため、同法においては、復興対策本部が復興基本方針を作成する際、関係地方公共団体の長や有識者を構成員とする復興対策委員会の意見を聴くことが義務付けられており(第6条第2項及び第7条第4項)、現行制度においても広域連合を含む被災地方公共団体の意向を十分に反映させることのできる仕組みとなっている。実際、復興基本方針が策定される場合には、被災地域の意向を十分に踏まえたものとなるような委員会の構成を行うこととされており、	貴府回答では、被災地・被災自治体の意向を反映させる仕組みとなっているということとあれば、復興対策委員会の構成員として、「関係地方公共団体」に「被災自治体」が含まれることが明確に理解できるよう、法令上明言すべきと考える。	—
245	A	権限移譲	消防・防災・安全	関西広域連合への復興方針策定の権限の付与	【関西広域連合による復興方針の策定】大規模災害復興法では、被災都道府県が復興方針を策定する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴くこととされている。関西のように、市街地が複数の府県にまたがって広く連たんしている地域が南海トラフ地震や大規模な直下型地震に見舞われた場合、広域的に被害が発生し、隣接府県の知事の意見交換では不十分で、地域全体の長期的なあり方を展望した広域調整が必要となる。府県域を越える広域行政課題の解決を図る目的と、その能力を有する関西広域連合に対し、関西全体を見据えて意見調整を行い、関西としての復興方針を策定する権限を付与すべきである。	・府県・政令市で構成する関西広域連合が復興方針を策定することにより、関西全体を見据えた復興の姿が迅速に示され、実現する。 【構成府県との役割分担】 関西広域連合：広域課題に基づく復興方針の策定 構成府県：上記以外からなる復興方針の策定	大規模災害からの復興に関する法律第9条	内閣府	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県		徳島県	○広範囲にわたる大規模災害が発生した場合の復興のため各府県単独で復興指針を策定することは、府県間の連携が考慮されておらず、復興と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して推進するものである。このため、復興法において、被災都道府県の知事は、国が示した復興基本方針に即して都道府県の区域内に係る復興のための施策に関する方針(都道府県復興方針)を定めることができるとされており、策定に当たっては、他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならないこととされ(第9条)、関係都道府県の意見が十分に反映される仕組みとなっている。復興法の体系は、災害対応において国・都道府県・市町村がそれぞれの責務を有する災害対策基本法の体系にも沿ったものであり、復興法の基本理念にも即し、それぞれの役割分担を規定しているものである。現行の体系により、広域連合の区域内にある被災都道府県が策定する都道府県復興方針に、広域連合を構成する各県の意見を十分に反映させることは可能なものとなっていると考える。	南海トラフ地震等により広域的に被害が発生した場合、地域全体の長期的なあり方を展望した広域調整が必要となるが、現行法上、広域にわたる府県間の調整が明記されていない。関西全体を見据えた復興の姿を迅速に示し、実現するためにも、広域調整機能を有し府県域を越えた広域課題に取り組む関西広域連合が、関西全体の復興方針を策定することに、十分意味があると考える。	—		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
232										
243			【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。		災害救助法による救助は、第1条において、「この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い」と規定されている通り、国の責任において行われるものであり、都道府県知事が法定受託事務として救助を実施し、国がその費用の一部を負担しているものである。 そのため、一般基準についても内閣総理大臣が定めた基準に従い、あらかじめ都道府県知事が定めることとされ、特別基準についても、あらかじめ法令上基準を設定することが困難な中で、国の責任において災害に即した救助が行えるように協議を求めているものであり、ご提案の内容は法律の趣旨に反するため、対応することはできない。 一方、広域的な災害における地域バランスを考慮した一定の救助内容が確保されるよう調整を行うことも必要であり、例えば広域連合が事務的な窓口として、こうした調整や都道府県の特別基準を取りまとめて一括して国との協議を代行するなどにより、事務作業の簡素化が図られることも考えられる。	6【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) (ii)災害救助に係る特別基準については、広域的な災害における地域バランスを考慮した一定の救助内容が確保されるよう調整を行うことが必要であり、広域連合が事務的な窓口として当該調整や都道府県の特別基準を取りまとめて一括して国に伝えることができることについて、地方公共団体に全国会議等を通じて平成29年中に周知する。	周知	42874	広域連合が事務的な窓口として当該調整や都道府県の特別基準を取りまとめて一括して国に伝えることができることについて、「平成29年度災害救助法等担当者全国会議(平成29年9月19日開催)」にて周知を行った。	
244			【全国知事会】 所管府省からの回答が「現行制度においても広域連合を含む被災地方公共団体の意向を十分に反映させることのできる仕組みとなっている」となっているが、事実関係について、提案団体との間で十分確認を行うべきである。		第1次回答のとおり、現行法上、復興基本方針の策定に当たっては、関係地方公共団体の長や有識者を構成員とする復興対策委員会の意見を聞くことが義務付けられている。また、同法では「国と地方公共団体とが適切に役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同」することが基本理念にも掲げられている(第3条)。ここで言う「関係地方公共団体」「地方公共団体」は当然に被災地(被災地が関西圏である場合は特別地方公共団体である関西広域連合も含む)を念頭に置いたものであり、被災自治体が復興対策委員会の構成員となることは自明であるが、趣旨が明確になるよう改めて周知を図ることとしたい。	6【内閣府】 (9)大規模災害からの復興に関する法律(平25法55) (i)復興基本方針(8条)の策定については、関係地方公共団体の長や有識者を構成員とする復興対策委員会の意見を聴くことが義務付けられており、関係地方公共団体は被災地方公共団体(被災地が関西圏である場合は特別地方公共団体を含む。)を念頭に置いたものであることについて、都道府県等に平成28年度中に通知する。 【措置済み(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)通知)】	通知	平成28年11月15日	「大規模災害からの復興に関する法律における関係地方公共団体の関与について」(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)通知)	
245			【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。 なお、所管府省からの回答が「現行の体系により、広域連合の区域内にある被災都道府県が策定する都道府県復興方針に、広域連合を構成する各県の意見を十分に反映させることは可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		第1次回答のとおり、被災都道府県知事が都道府県復興基本方針を策定する際には、あらかじめ他の地方公共団体の長の意見を聞かなければならないこととされ、関係都道府県の意見が十分に反映される仕組みとなっている。ご指摘のように広域連合が当該区域に係る広域的な復興方針の策定を含む広域調整を行うことが適切かどうかは、災害の規模や被災地域の範囲等によるため、一概に規定することは適切ではないと考えられるが、貴団体意見に鑑み、広域連合の区域に係る復興基本方針の策定に際しては、必要に応じ当該広域連合との適切な意見調整が図られるよう、法律の趣旨について改めて周知を図ることとしたい。	6【内閣府】 (9)大規模災害からの復興に関する法律(平25法55) (ii)都道府県復興方針(9条)の策定については、必要に応じて、被災地方公共団体である広域連合との適切な意見調整が図られるよう、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聴かなければならないこととされており、関係地方公共団体の意見が十分に反映される仕組みとなっているという法律の趣旨について、都道府県等に平成28年度中に通知する。 【措置済み(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)通知)】	通知	平成28年11月15日	「大規模災害からの復興に関する法律における関係地方公共団体の関与について」(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)通知)	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
266	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等の連携施設に関する規定の要件緩和	待機児童が生じている自治体では、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減額について、次のような支障がある。 ① 都市部で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所では、新たに入所できる3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業等の卒園児を受け入れることができない状態(いわゆる「3歳児の壁」の一つの要因)が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難である。 ② 新規参入した事業者は、地域での繋がりが弱く、既存の保育所等を連携施設として確保することが難しい。平成32年度に経過措置が終了することを念頭に、連携施設が確保できないことを理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。 ③ 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、公定価格の減額分を自治体が費用を持ち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすい環境を整えているところもあるが、経過措置が終わった平成32年4月以降に、卒園児受入れの項目のみが達成できないことを理由に連携施設が非設定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供ができないだけでなく、保護者の理解も得ることができない。 ④ 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障されれば、卒園児受入れのための連携施設を設ける必要性が乏しい。子ども・子育て支援新制度の一つの柱として地域型保育事業(家庭的保育事業など)を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が戻って事業者の参入を阻害する要因となっている。	待機児童が生じている都心部では、認可保育所(定員20名以上)に適した広い面積の不動産が確保しにくい状況であり、テナント物件などを活用した小規模保育所(定員19名以下)が整備できることで、全体の確保数を増やすことが可能となる。	家庭的保育事業等の設備及び連関に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第6条第3号、附則第3条	内閣府、厚生労働省	特別区長会		文京区、多摩市、神奈川県、横浜市、尾張旭市、京都市、八幡市、大分市	<p>○本市においても小規模保育事業所の連携施設を設定できない施設があり、その要因は連携施設となる施設の入所状況が厳しく、優先的に小規模施設からの受入れをすることができないことである。5年以内改訂される旨は立っており、改正が望ましい。</p> <p>○待機児童が生じている未満児の状況を解消するため、小規模保育事業所の整備を進めているが、3歳の壁が生じる恐れが高い。当市では、小規模保育事業所卒園児に加点をすることで、どこかの園に入園できるよう調整していくが、連携施設として1箇所を固定することが難しい。本市内の保育圏は、公立・私立共に定員がほぼ埋まってしまいう状況であり、小規模保育事業者から調整依頼された場合、市としても調整が難しい。</p> <p>○待機児童が生じている本市においては、既に定員を超過している施設が多く、新たに小規模保育事業の卒園児(3歳児)を受け入れる余裕がないため、小規模保育事業者等が連携施設を設けることが困難となっている。</p> <p>○3歳未満児の待機児童解消に向けて、小規模保育所3箇所の新設や家庭的保育事業者の定員拡大を進めている。この連携先として、幼稚園の認定こども園への移行により3歳以上の保育が必要な幼児(2号認定)の受入をお断りしているところだが、幼稚園の動きも厳しく、計画期間内に連携圏を確保することが困難な状況になっている。</p> <p>○本市においても、家庭的保育事業等68施設(政令市・中核市を除く)あるうち、連携施設が設定されているのは26施設にとどまっている状況である。小規模保育施設など家庭的保育事業等は年々増加している中、現状から推察すると、経過措置期間中に全ての施設において連携設定がされるのは難しいと考えられる。</p> <p>○本市においても、保育所における3歳児の入所枠は、限られており、小規模保育事業者が3歳以降の受け入れ先の連携施設を確保することは困難な状況である。また、代替保育の提供においても、児童の受け入れ又は職員の手配をする余裕が保育所になく、連携施設を確保することは困難な状況である。そのため、待機児童が生じている又は保育所において定員外児童を多く受け入れている都市部においては、経過措置を「当分の間」とする必要性がある。</p> <p>○3歳児の保育所待機児童の発生している状況下で、3歳以降の受け皿を設定、確約することは、事実上不可能な状況である。また、平成32年度以降の保育所待機児童の状況について見通しが立たない現況下において、3歳児以降の受け皿の設定を前提とした小規模保育事業等、地域型保育事業の開設を進めていくことは厳しい状況である。認可保育所に適した物件が少ない都心部において、規模の小さなテナント物件等を活用できる小規模保育所の設置は、待機児童解消に有効であることから、経過措置期間を「当分の間」とし、延長することを要望するものである。</p>	<p>○家庭的保育事業等は0歳児から2歳児までの保育サービスを担う事業である。当該事業における連携施設の設定は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代替保育の提供や集団保育を受けられる機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。したがって、家庭的保育事業等については、上記の保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めているところであるが、制度を創設したばかりの第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間は、連携施設の確保・設定が困難な場合も見込まれるため、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合については、市町村は、連携施設の設定を求めないことができる、という取扱いとしている。</p> <p>○当該経過措置を延長することは、保育ニーズが一層高まりを見せている中、3歳以降の保育所等への移行が十分に進まなくなり、いわゆる「3歳の壁」の問題をより一層深刻化するものであるとともに、連携施設が保育内容の補完、代替保育の提供など、家庭的保育事業等の質の向上に当たって特に重要なものであることも鑑みれば、対応は困難。</p>	<p>○待機児童数の増加により、さらなる整備が必要となっている。新設の整備に要する期間(新築マンション内で開設の場合は確認申請から開設までは約3年)や住民反対による対応期間等も考慮すると、31年度末までに既存の保育園等を卒園児を受入れる施設として設定することが難しい状況である。そのため、自治体が行っている「利用調整」の機能を使い、指数を加算するなどにより、継続的な保育を確保できると考えている。</p> <p>3歳以降の保育所等への移行を進めるために、保育所や認定こども園だけでなく、幼稚園における長時間預かり保育等の拡大が必要となると考えている。しかしながら一部の私立幼稚園では経営理念や、実施にあたって必要な人員確保等の経営面で課題があり、3歳の保育確保が進まない状況である。28年春に文部科学省より私立幼稚園に対して、預かり保育の推進が通知されているが、定着までにはまだ一定の時間を要すると考える。更なる後押し(補助)も必要である。</p> <p>家庭的保育事業等の卒園児受入れについて、利用者(保護者)にあらかじめ3歳児以降の施設の利用調整について十分な周知を図ることで、保育所等への移行は円滑に進むものと考えている。</p> <p>○待機児童解消に即応する小規模保育事業所の整備は、今後一層進む一方で、連携先となる認可保育所については、大幅な増設の計画はない。小規模保育事業所の2歳児の定員は、9人程度の施設が多いが、9人の受け皿を1か所のみとの連携で確保するのは難しく、複数の連携施設を設定することになる。その結果、他の小規模事業所や家庭的保育事業者と重複しての認定となり、受け皿定員を上回る利用希望があった場合は、やはり利用調整が必要となる。質の向上を利用者が実感するのは、連携圏が設定されているということだけではなく、円滑に卒園後の利用ができた場合である。そのためには、受け皿定員枠を含む入園に係る事務の再構築を行う必要があると、事業者との協議およびシステムの改修も含めて取り組まなくてはならない。また、事業者間でも、連携協定等の締結に向けた協議や調整が必要である。いずれも、円滑な事業所運営や待機児童解消に努めながら取り組むため、経過措置期間に全ての連携施設を設定するのは、時間的にもマンパワー的にも非常に困難である。経過措置期間内に連携施設の設定ができないことで認可の取り消しを行うのは、それまで事業所が向上させてきた質を失うとともに、待機児童解消の方向に逆行することになるため、経過措置期間を当分の間延長することを要望する。</p>	

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
266	<p>【横浜市】</p> <p>横浜市でも、家庭的保育事業等の連携施設の設定については、区役所を中心に認可保育所や幼稚園等へ働きかけ、積極的に進めているところだが、現時点で連携を締結できた施設は4割程度に留まっている。既存認可保育所は、2歳と3歳の定員差が少なく、また定員外で受入を行っている実態があることから、今後、家庭的保育事業等の卒園後の進級先を確保していくことは非常に厳しい状況にあるため、各都市における連携先確保の実状を踏まえた判断を要する。</p>	—	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○連携施設の機能のうち、保育内容の補充(省令第6条第1号)と代替保育の提供(同条第2号)については、現行の連携施設でなくとも、自治体の支援(区立の保育所での集団保育や、区の保育士による代替保育)や家庭的保育事業者等との連携などで対応が可能であり、保育内容の補充(1号)・代替保育の提供(2号)の機能と、3歳児以上受入(同条第3号)の機能を切り離して考えることができるのではないかと、</p> <p>○機能を切り離して考えることを前提に、満3歳以上受け入れ(3号)の機能については、たとえば、家庭的保育事業者等の卒園児は入所調整における加点を高く設定し、優先的に認可保育所等への入所が可能となるような工夫を行う等、市町村の利用調整機能によって補充すれば、「3歳の壁」の懸念は解消されると考えられるのではないかと。</p>	<p>家庭的保育事業等については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、家庭的保育事業者等を利用する保護者の安心及び事業の安定性の確保のために、</p> <p>①卒園後の0～5歳児の受け皿</p> <p>②集団的保育を体験させる機会の提供や食事の提供に関する支援、合同での健康診断の実施や園庭の開放、家庭的保育等事業者への助言など、保育の内容に関する支援を行う場</p> <p>③家庭的保育事業者等の職員が病欠等により保育を提供することができない場合の代替保育の提供の場</p> <p>として、連携施設を設定することを求めているところであり、各自治体に対して、連携施設の確保に積極的に関与いただくよう通知しているところである。</p> <p>連携施設から受ける支援内容については、原則として①～③の全ての支援を受けることが想定されているが、連携施設を複数設定し、ある連携施設から①の支援を、その他の連携施設から②・③の支援を受けるような場合も考えられることから、認可の際、②③の支援を受ける連携施設のみ確保の上で、認可主体である市町村自身が利用調整機能を働かせるなどして、入所児が卒園するまでの間に、①の支援を行う連携施設を確保するような場合も認可することは可能である。</p> <p>上記の趣旨を周知するため、具体的な事例を含めた事務連絡を各自治体宛てに今後発出することとする。</p> <p>なお、3歳児以降の継続的な保育サービスの確保に向けて、政府としても、分園を含む認可保育所や企業主導型保育等の整備の推進、一時預かり(幼稚園型)等の実施の推進、小規模保育の定員の弾力化等に取り組んでいるところであり、保育の受け皿確保に向けて、引き続き対応を進めてまいりたい。</p>	<p>6【内閣府】</p> <p>(2)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>(1)家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入施設に関する規定については、以下のとおりとする。</p> <p>・家庭的保育事業者等を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)を、当該保育の提供が終了する際に受け入れて、引き続き教育又は保育を提供する連携施設(同省令6条3号)については、市町村による利用調整等の方法により、利用乳幼児に対する当該保育の提供が終了する時点までに受入施設を確保する場合でも、同号に規定する連携施設を確保したものとみなすことが可能であることと、地方公共団体に平成28年度中に通知する(関係府省・厚生労働省)</p>	事務連絡	平成29年2月9日	<p>家庭的保育事業者等を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)を、当該保育の提供が終了する際に受け入れて、引き続き教育又は保育を提供する連携施設(同省令6条3号)については、市町村による利用調整等の方法により、利用乳幼児に対する当該保育の提供が終了する時点までに受入施設を確保する場合でも、同時に規定する連携施設を確保したものとみなすことが可能であることを、地方公共団体に通知。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
																団体名
276	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	放置自転車対策の対象拡大	中心市街地の環境改善、放置自転車対策として、本市では、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。))に基づき条例を制定し、放置自転車の撤去・保管を行っているところである。自転車法においては、道路交通法第2条第1項第10号に規定されている「排気量50ccまでの原動機付自転車(以下、「原付」という。))及び同第11号の2に規定されている自転車のみを法の対象としており、道路運送車両法に定める原付二種(排気量50cc超～125cc以下)は、原付一種(排気量50cc以下)との車体の大きさはそれほど変わらないにもかかわらず、地方公共団体では撤去することができず、警察による駐車違反取り締まりに委ねるしかない。 【支障事例】 自動二輪車の放置(駐車違反)は、自転車及び原付の放置以上にまちの景観を損ね、歩道の通行機能を阻害している場合が目立ってきている。自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、対応が遅れることや対応しきれない場合がある。警察と共同してキャンペーンを行い、同時に自動二輪車の撤去活動をすることも年に一度か二度はあるが、その場しのぎにすぎず、根本的な解決にはなっていない。 【本市の事情】 本市の自転車駐車場の整備は進んでおり、近年の技術革新により、サイズが原付一種とほぼ変わらない原付二種まで、撤去等も含めて現状と相違なく対応が可能である。	【提案の背景】 駅周辺の放置自転車対策として、本市では、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。))に基づき条例を制定し、放置自転車の撤去・保管を行っているところである。自転車法においては、道路交通法第2条第1項第10号に規定されている「排気量50ccまでの原動機付自転車(以下、「原付」という。))及び同第11号の2に規定されている自転車のみを法の対象としており、道路運送車両法に定める原付二種(排気量50cc超～125cc以下)は、原付一種(排気量50cc以下)との車体の大きさはそれほど変わらないにもかかわらず、地方公共団体では撤去することができず、警察による駐車違反取り締まりに委ねるしかない。 【支障事例】 自動二輪車の放置(駐車違反)は、自転車及び原付の放置以上にまちの景観を損ね、歩道の通行機能を阻害している場合が目立ってきている。自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、対応が遅れることや対応しきれない場合がある。警察と共同してキャンペーンを行い、同時に自動二輪車の撤去活動をすることも年に一度か二度はあるが、その場しのぎにすぎず、根本的な解決にはなっていない。 【本市の事情】 本市の自転車駐車場の整備は進んでおり、近年の技術革新により、サイズが原付一種とほぼ変わらない原付二種まで、撤去等も含めて現状と相違なく対応が可能である。	自動二輪車の放置(駐車違反)の減少により、まちの景観の向上、歩道の通行機能の確保に繋がる。	自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第2条第1項第2号	内閣府、警察庁、国土交通省	八王子市		祐市、鎌原川市、伊丹市、徳島県	○ 自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、迅速な対応ができない場合や対応しきれない場合がある。道路運送車両法に定める原付二種までを撤去対象とすることで、まちの景観の向上、歩道の通行機能の確保等に努めたい。 ○ 本市の自転車等放置防止条例により道路、自転車等駐車場に放置してある自転車及び50cc以下の原動機付自転車は撤去保管することができ、排気量50ccを超える2輪車は撤去することができなく苦慮している。以前50cc超の2輪車が自転車等駐車場に放置されて撤去できなく、駐車場利用者の市民に不信感を持たれた。法律の改正を希望したい。 ○ 本市も八王子市と同様に、自動二輪車の違法駐車に関しては、その都度警察に取り締まりを依頼しているが、対応が遅れることもあり、根本的な解決には至っていない。市営駐車場及び保管返還所においては、八王子市と同様に自動二輪車の駐車及び受け入れが可能であるため、市による自動二輪車の撤去は可能であると考えられる。 ○ 本市においても、自動二輪車の撤去については、その都度、警察に連絡し対応をお願いしている状況である。法律の改正により、自動二輪車を自治体が積極的に撤去することにより、駐車違反の減少につながるものと考えている。 ○ 本区では、駅周辺を放置禁止区域に指定し、自転車及び原動機付自転車の撤去を行っている。また、区民から自転車、原動機付自転車の撤去の依頼があった場合、当該自転車及び原動機付自転車へ警告の後撤去を実施している。しほしほ、道路運送車両法に定める原付二種(50cc超125cc以下)の撤去の依頼が寄せられるが、撤去できないため、撤去の対応と原動機付自転車は、道路交通法に定められる原動機付自転車であると説明を行っている。しかし、区民からしてみれば、50cc以下の原動機付自転車もそれ以上の原動機付自転車もどちらも原動機付自転車であり、理解を得られず、苦情につながってしまう場合がある。	【内閣府】 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。))は、自転車利用における交通事故の増加、自転車の無秩序な放置の増大等を背景として制定・改正されたものであり、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し基本的な事項を定めるとともに、地域の自主性に基づき、具体的な撤去等の措置について地方公共団体の条例に委ねることを内容としているものである。したがって自転車法は地方公共団体が「自動二輪車への措置を効用してはならず、地方公共団体は、その自主性に従って、条例を定めて自動二輪車の撤去措置等を実施できる」と【警察庁】 警察庁において回答可能な事項なし 【国土交通省】 本件提案にある放置自転車等の撤去に関することは、国土交通省の所掌するところではない。	自転車及び原付一種(排気量50cc未満)の無秩序な放置の増大等が、自転車法の制定の背景であるが、近年の技術革新により、原付一種とほとんど変わらない車体サイズで原付二種(排気量50cc超125cc未満)が製造されるようになったことから、原付二種においても自転車法制定時と同じ状況が生じているため、それらを解消するための法的根拠の構築を求めることが提案の趣旨である。この点について、国としての現状認識やその必要性について見解を示されたい。 現状、道路交通法第51条に基づく、違法駐車に対する措置は車両(自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバス)を対象としていることから、自転車法を根拠とした自治体の条例に基づく原付一種の撤去と車なり合部分がある。車の回収とあるように原付二種(道交法上で「自動車」に分類される)の撤去を自治体の条例に独自盛り込むことが、条例制定の中で可能であるか否かが警察庁を始め、国の見解を伺いたい。 また、条例による撤去が可能であるのであれば、条例を根拠として自転車法の規定と同様に「駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合」に原付二種を撤去することが、道路交通法に抵触しないことを明確にするよう求める。 事実、警察による取締りが十分に機能していない結果、歩道上に原付二種の放置が見られる状況があることが問題なのであって、法改正や法制定が難しいのであれば、警察による取締り及び自治体との連携を強化することによって目的は達せられるため、警察庁を通じ、警視庁・各道府県警に強く申し入れてもらいたい。	—
283	B	地方に対する規制緩和	その他	個人住民税の寄附金税額控除対象NPO法人の条例による指定方法の見直し	国の認定においては、公示により随時に指定又は変更といった対応を求めていることから、県の指定に限しても、認定と同様に条例記載事項の簡素化などを含め、手続きの見直しを行うことで、より機動的な制度とする。	寄附をした場合に地方税控除対象となるNPO法人は、条例に法人の名称及び主たる事務所までの明記を要しており、法人の移転や名称変更の都度条例改正が必要となるなど、発生事由に対し、即時の対応が出来ない。 法人が申請後、審査会の審議を経て、議会での条例改正まで約半年間を費やすこと等、手続きが煩雑なことから、実際に申請する法人には限られ、制度が、より活発なNPO法人活動へ結びついていない。	条例により指定する方法の手続内容が見直されれば、速やかな指定が促進される。	地方税法	内閣府、総務省	神奈川県	埼玉県、横浜市、奈良県、徳島県、熊本県	○ 本県においても、平成25年12月に「県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する」とし、1法人を指定するとともに、2法人を指定するための条例案を現在開会中の平成28年6月定例会議に提出している。 提案団体と同様に、本県でも、議会開会日の関係から、いずれの法人に例においても、法人の申出から指定までに5～6か月を要しており、指定までに半年程度の期間を要することで、地域において活動するNPO法人を支援するという制度の趣旨(平成23年度税制改正大綱)からも支障を来している。 本県の指定NPO法人は、現在3法人であるが、今後、これらの法人の名称や所在地が変更されることも十分に考えられ、制度の円滑な運営にあたって支障が生じることが想定される。 そこで、条例に明示することとされている名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうかと提案する。 ○ 指定NPO法人の名称及び主たる事務所所在地の明記が規定されていることにより、本県においても、新規指定や、法人名称及び主たる事務所所在地の変更の都度、議会での議決を経なければならぬため、速やかな対応ができないといった支障が生じている。 ○ 本県でも、NPO法人の新規指定や、指定NPO法人の名称及び主たる事務所所在地に変更があった場合には、その都度条例改正を行うため、議会開会時期のタイミングによっては申請から指定までに最長で約半年を要している。 そこで、認定NPOは一定の客観的基準を満たした団体を告示で明示する扱いである点も踏まえ、指定NPO法人の名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せていただくよう同様に提案している。	内閣府としても、一億総活躍社会の実現の上で特定非営利活動法人(NPO法人)は重要な担い手となっており、これらの活動の広がりを後押しすることは重要な課題であると認識している。 地方税法第37条の2第1項第4号又は第31条の7第1項第4号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、特定非営利活動促進法第45条第1項第1号ハの規定に基づき、国税の優遇対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPS T要件を満たすものとされていること。 これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、当該地方団体の個人住民税の控除の対象となるのみならず、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合がある。 このため、より慎重な手続きが求められ、寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にする必要があることから、議会の議決を経る必要がある条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があると考える。 また、特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、その性格から制度に関することはこれまで全て議員立法で制定・改正がなされているところであり、条例個別指定に関する内容については、国会で議論いただくべきものと考えている。	国の回答では現行どおりの運用を考えているようだが、本県では、NPO法人の指定にあたって、議会の議決を経た「地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続きを定める条例」に則り指定を行っており、また、指定の審査にあたっては外部有識者による審査会に諮り、指定の是非について知事への答申を受けていることから、適正に運用されていると考えている。 現状では、法人の主たる事務所の住所変更さえも条例改正のために議会の議決を求めなければならないが、議会は本来、政策的議論を行う場であり、住所変更などの形式的な要件については判断を求めることはなじまないと考えていることから、最低限これらについては、改善を求める。	—	

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
276			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。 なお、所管府からの回答が「条例を定めることにより対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		<p>【内閣府】 内閣府としては、第1次回答で回答したとおりである。 なお、道路交通法や取締に関することは警察庁から回答されると考える。 【警察庁】 道路交通法との関係に限って申し上げれば、「駅前等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止すること」を目的として道路運送車両法施行規則第1条第2項に規定する第二種原動機付自転車の撤去を地方公共団体が行うことについては、道路交通法第31条に規定する違法駐車に対する措置等とは目的・手法が異なるため、道路交通法との関係で、こうした事項を定める条例の制定が許されないものではないと解される。 【国土交通省】 国土交通省において回答可能な事項なし。</p>				
283			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		<p>第一次回答のとおり、地方税法第37条の2第1項第4号又は第314条の7第1項第4号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、国税の優遇対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPST要件を満たすものとする事とされている。 これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合がある。 このため、より慎重な課税上の手続きが求められ、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にするため、現行では、住民全体を代表する機関である議会の議決を経て定める条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があるとされている。 当該地方団体の意思を明確にする手法については、総務省として整理されるべきものと考ええる。</p>				

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
																見解
27	A	権限移譲	医療・福祉	認定こども園及び保育所の認可権限の移譲	都道府県知事等が有する認定こども園及び保育所の認可権限を市町村に移譲すべき。	【現状】 幼保連携型認定こども園及び保育所については、都道府県、指定都市及び中核市(以下「指定都市等」という。)に認可権限があるが、それ以外の認定こども園の認可権限については都道府県に存置されている。 また、指定都市等が認可を行う場合には、区域を超えた広域調整の必要性から、都道府県に協議を行っている。 一方、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度において、就学前の教育・保育に関する実施主体は市町村と位置づけられ、市町村は、19人以下の児童を保育する小規模保育事業を含む地域型保育事業の認可等、就学前の教育・保育に関し一体的・包括的な施策を実施している。 【支障事例】 A市からの補助を受け認定こども園を整備したB法人は、設計・工事監理の各段階で、A市及び認可権限を持つ本県と一重に調整を行う必要が生じた。 【制度改正の必要性】 指定都市等への権限移譲は一定程度進んでいるものの、地域の実情に適する市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に進めることができるよう、認定こども園等に係る認可権限の市町村への権限移譲を更に進める必要がある。 そこで、区域を超えた広域調整を担保するため、都道府県への協議を附加した上で、地域型保育事業同様、認定こども園等の認可権限を市町村に移譲すべきである。 広域調整の必要性は認めるが、それのみをもって都道府県が認可権限を持つ明確な理由とはならず、指定都市等の例にあるように都道府県への協議をもって広域調整は十分に機能するものと考える。	市町村が地域の実情に応じ就学前の教育・保育環境を一体的・包括的に整備することが可能となる。	児童福祉法第35条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、秋田県		北海道、徳島県、高知県、沖縄県	○本県においても同様に、事業者が県と市町村と二重に調整を行っている状況であるとともに、地域の実情に適する市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に行う必要があることから制度改正を要望する。 ○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も複雑になっている。 ○本県においても、社会福祉法人の設置認可及び施設整備に係る補助事業を市が行うとともに、幼保連携型認定こども園や保育所の設置認可は県が行うという事案が発生しており、施設の設置を目的とする者においては、県・市それぞれと協議する必要があるほか、県・市それぞれの審査の進捗状況等を適宜確認する必要があるなど、事務の複雑化の一因となっている。 ○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それぞれに手続きを要している。 市町村へ一本化されることで施設側の負担の軽減にもつながる。	保育所の認可権限や認定こども園の認定権限の市町村への移譲を希望する自治体については条例による事務処理特例等を活用していただきたい。	地域の実情に適した教育・保育の実施主体である市町村が認定権限を持つことが合理的であることから、希望する市町村のみならず、全ての市町村に権限委譲すべきである。	
142	A	権限移譲	医療・福祉	「幼保連携型」以外の認定こども園に係る「認定」権限の都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	【背景】 「幼保連携型」認定こども園の「認可」権限は中核市に付与されているが、他の類型の認定こども園(「幼稚園型」、「保育所型」及び「地方裁量型」)に係る「認定」権限は、都道府県に存置されている。 一方、施設型給付費の支給に係る施設としての「確認」の権限は、いずれの類型においても市町村が有している。 【支障事例】 このことにより、中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、都道府県と中核市の両方で手続きを要する必要があり、煩雑である。 また、中核市は、「幼保連携型」以外の認定こども園の開設までのスケジュール管理ができず、例えば、年度の終盤に翌年度4月の開設が決まった施設については、市民への周知期間を十分に確保することができないことから、市民の選択の幅を狭めてしまうなど、適切な教育・保育サービスの提供に支障が生じている。 また、「子ども・子育て支援新制度」が施行され、市町村は、法定計画として「市町村子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度末に策定し、制度の実施主体として、地域における教育・保育ニーズに応じた供給体制の確保に取り組んでいるところであり、確保策の一つとして、認定こども園への移行について積極的に働きかけているが、中核市には「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため、認定申請手続きを進めていく中で、最終的な認定の可否等については確実な判断を示すことができないことがあるなど、地域の実情に応じた確保策を進めていくには、限界があるほか、事業者の利用定員の設定に対し、直接意見を述べることができないなど、計画的な供給体制の確保に支障が生じている。	都道府県と中核市に分かれている認定こども園の「認定」と「確認」の申請窓口を中核市に一本化することにより、事業者の利便性が向上する。 また、中核市主体のスケジュール管理が可能となり、当該開設見込みの施設の利用を検討している市民に対する十分な周知ができるようになるなど、市民サービスの向上につながる。 更に、市町村の教育・保育ニーズに応じた類型の認定こども園への移行について、事業者に対し、より積極的に働きかけることができるほか、利用定員の設定についても、施設の設置者に直接、協力を求めることができるようになるなど、より計画的に供給体制を確保することができる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条 等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇都宮市	北海道、秋田県、神奈川県、高知県、沖縄県	○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も複雑になっている。 ○本県でも、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限については、事務処理特例条例において希望する政令指定都市・中核市に権限を移譲しており、幼保連携型認定こども園と同様の仕組みにすることは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながるものと考えられる。 ○本県も同様の状況であり、中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、県と中核市の両方で手続きをとりなければならないため、事業者の負担感が大きい。 県と中核市の間で、十分な情報共有を図ってはいないものの、当該市には「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため、認定申請手続きの中で認定の可否等の判断を示すことができず、また、事業者の利用定員の設定に対する意見を直接述べることができないなど、計画的な供給体制の確保に支障をきたしている。 ○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それぞれに手続きを要している。	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行状況や条例による事務処理特例制度による指定都市における認定状況等を踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で、関係団体と協議・調整を行っていく。	事務処理特例制度により指定都市等が個別に権限移譲を受けることは可能であるが、全国的に待機児童の解消が喫緊の課題となっている中、窓口の一本化による事業者の負担軽減などが認定こども園への移行の後押しとなり、保育の受け皿確保へと繋がることから、法令により中核市を含め、一律に権限移譲されるよう検討していただきたい。			

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
27			<p>【全国知事会】 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置については、これまでの指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。 それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。 保育所の設置については、市町村立は都道府県への届出、民間立は都道府県の認可であり、また、保育所への指導監督については、国の定める最低基準に基づき、都道府県が報告、立ち入り、検査等の権限を持つが、公立・民間立を問わず、市町村が地域の待機児童数や今後の保育需要等を踏まえ計画的に整備していることから、住民に身近な市町村において総合的、主体的な保育施策の展開が可能となるよう、保育所の設置に関する基準設定の権限とともに保育所の設置認可・指導監督権限を市町村に移譲すべき。</p> <p>【全国市長会】 手挙げ方式も含めた検討を求める。</p>		<p>市町村が保育所の認可や認定こども園の認定を行うこととは是非については、自治体によって状況が異なることから、権限の移譲を希望する場合は、条例による事務処理特例等を活用していただきたい。</p>	<p>5【内閣府】 (2)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取扱い及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省：文部科学省及び厚生労働省)</p>	法改正	平成30年4月(施行)	<p>関係団体と協議等を行い、指定都市については権限を移譲することとなった。なお、中核市への移譲については、中核市市長会が一律の移譲に対して慎重な意見を示していることを踏まえ、(関係省との協議の結果)提案の実現は困難と判断した。 第7次分権一括法(平成29年法律第26号)による法改正を行い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を指定都市に移譲した(平成30年4月1日施行)。</p>	<p>中核市への移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。</p>
142	<p>【神奈川県】 幼保連携型認定こども園の認可権限については指定都市及び中核市に移譲されており、移行に係る事業者からの相談対応等を効率化するため、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限も指定都市及び中核市に移譲すべきである。</p>		<p>【全国知事会】 これまでの指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。 それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。</p> <p>【全国市長会】 指定都市への移譲については、十分に検討すること。 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。</p>		<p>指定都市への移譲については、第1次回答で回答したとおり、指定都市に移譲する方向で、関係団体と協議・調整を行ってまいりたい。</p>	<p>5【内閣府】 (2)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取扱い及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省：文部科学省及び厚生労働省)</p>	法改正	平成30年4月(施行)	<p>関係団体と協議等を行い、指定都市については権限を移譲することとなった。なお、中核市への移譲については、中核市市長会が一律の移譲に対して慎重な意見を示していることを踏まえ、(関係省との協議の結果)提案の実現は困難と判断した。 第7次分権一括法(平成29年法律第26号)による法改正を行い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を指定都市に移譲した(平成30年4月1日施行)。</p>	<p>中核市への移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。</p>

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
122	A	権限移譲	医療・福祉	認定こども園に関する情報提供等の権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条から第30条に基づく情報の提供、変更の届出の受理、報告の徴収等について、認可、認定または届出の受理に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。	認定こども園法第28条から第30条の権限について、第19条の規定により、政令指定都市・中核市が幼保連携型認定こども園の認可等の権限を有するにも関わらず、市で変更届の受理などができないこととなっている。変更届の受理(第29条)や運営状況報告(第30条)は、全ての認定こども園において府に権限があり、政令市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園においては、市が認可しているにも関わらず、変更届等は府に届け出ることとなっている。そのため、変更内容が市の認可基準に適合しているか確認できず違法状態が生まれる可能性があり、指導監査等他の事務への影響も大きい。例えば、市が認可⇒事業者が変更届を府に提出⇒市が指導監査を実施 となった場合、市は変更届が出された事実をわからないまま指導監査を行うことになってしまう。	認可・認定等の権限と、認定こども園法第28条から第30条の権限の所在を一致させることで、認可・認定等の権限を有する自治体等が、第28条から第30条に係る事務を行うことが可能となり、業務の効率化につながる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合		北海道、福島県、神奈川県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	情報の提供については、都道府県が管内の情報を集約して行うこととしているが、当然市町村もそれぞれ管内の情報提供を行うことは差し支えない。変更の届出等の規定については、幼保連携型認定こども園以外の認定権限の移譲と併せて検討してまいりたい。	第28条(情報の提供)、第30条(運営状況の報告)についても、認可権限を有している者と事務実施者が異なっているため、業務効率化の観点から、第29条の変更届と併せての移譲を検討していただきたい。	—

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
122	【福島県】 認可、認定等の権限と各種手続きの権限の主体は一致させるべき。	—	<p>【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、政令市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園における変更届等については、市で受理できるようにするべきである。</p> <p>【全国市長会】 第28条(情報提供)に関し、所管府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 第29条(変更届の受理)及び第30条(運営状況報告の徴収)に関し、指定都市への移譲については積極的な検討を求める。中核市への移譲については手挙げ方式も含めた検討を求める。</p>		<p>第29条及び第30条については、引き続き幼保連携型以外の認定こども園の認定権限の移譲と併せ、措置する方向で検討を行ってまいりたい。</p> <p>なお、第29条の情報の提供については、認可・認定権に関わらず、都道府県知事が自治体の長として管内の情報を集約し、一括して公開することを目的として定めているものであり、利用者の利便性等に鑑みても広域的な情報があることから、都道府県に存置することとする。(第1次回答にもあるとおり、各市町村が個別に情報提供をすることを妨げるものではない。)</p>	<p>5【内閣府】 (2)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取扱い及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省:文部科学省及び厚生労働省) (ii)以下に掲げる事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p>	法改正	平成30年4月(施行)	<p>幼保連携型以外の認定こども園の認定権限の移譲と併せ、検討を行ってきた。 第7次分権一括法(平成29年法律第29号)による法改正を行い、第29条及び第30条の権限を指定都市等に移譲した(平成30年4月1日施行)。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
252	B	地方に対する規制緩和	その他	法令及び事務処理要領に定める通知カードの券面変更追記事務の廃止	マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。従来の住民異動事務に追加されたこの追記事務は、様々な要因により住民異動が多い自治体では、作業の量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は住民にとっても窓口での待ち時間増大の原因となっている。	マイナンバーカードは、本人確認書類となるため、変更事項の追記は必要と考えるが、通知カードは、本人確認書類にはならない書類であり、他に本人確認書類の提示が必要であるため、住所異動まで厳格に記載する必要はないと考える。窓口事務の円滑な運用や、住民待ち時間の短縮や通知カード再発行にかかる経費の削減のための制度改正が必要と考える。	行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第5項通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第2-3(2)	内閣府、総務省	豊田市	いわず市、川越市、所沢市、桶川市、鶴川市、八王子市、新宿区、文京区、練馬区、川崎市、松本市、東海市、尾張旭市、津市、大塚市、高槻市、広島市、宇部市、下松市、山崎小野田市、八幡浜市、北九州市、大牟田市、久留米市、大分市、中津市	<p>○本府は、東京近辺のベッドタウンの性格を持ち、住民異動の届出を毎年多く受けている。制度開始より、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加されたことで、業務量及びその所要時間が大きな負担となり、住民にとって大きな負担となっている。また、窓口対応に要する時間が増えたことで、他の業務が業務時間内に終わらず、時間外勤務に繋がるケースも多く発生している。</p> <p>○本人確認に必要ない通知カードの追記事務が不要となることで、職員1.5人分の業務量が削減でき、直轄して増えている住民の待ち時間の減少につながるため、制度改正が必要と考える。</p> <p>通知カード追記発生要件 = 転入・転居届出</p> <p>●H27年度 転入届出数 15,998件 転居届出数 7,806件</p> <p>●住民基本台帳人口・世帯数(H28年3月31日現在)</p> 人口 410,033人 世帯 179,764世帯 世帯人口 2,288人 <p>●通知カード数 15,998+7,806=23,804 = 約23,800枚</p> <p>●1件あたり追記時間 約3分</p> <p>●1年に増加する時間 = 4,000枚 × 3分 = 2,700時間(348日分) ⇒職員1.5人分の業務量</p> <p>○通知カードは住民異動を要する全住民が所持しているものであり、住所異動が発生した際に通知カードの追記が必要となるため、住民の方の待ち時間が以前より多くなっている。</p> <p>また、追記欄が小さいため、住所にアパート等の方を含む場合に追記が複数行にわたり、欄がすぐに埋まり再交付件数が多くなる。転入・転居届出の際、通知カードは本人確認書類にあたるため、通知カードと本人確認書類を提示しなければならない現在の運用であれば、通知カードは番号提示書類という意味合いが強いと思われる。住所異動まで厳格に記載する必要はないと考える。</p> <p>マイナンバーカードについては本人確認書類となるため追記が必要と考えるが、追記欄が小さいため、住所にアパート等の方を含む場合はすぐに埋まってしまう。シール等を貼ることも検討されている。</p> <p>○当市においても、平成27年度実績で、年間6592件の転居及び6566件の転入があることから、通知カード及びマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が大きな負担となっている。特に、住民異動が集中する3月～4月については、今年も追記業務が増えたこともあり、例年にも増して窓口での待ち時間が大幅に増加し、多くの市民の方にご迷惑をかけることになった。本人確認書類とはならない通知カードについては、住所変更による追記を要するより制度改正をすることによって、処理時間を短縮することができることから、窓口事務の円滑な運用や市民の待ち時間の短縮を図ることが可能になる。</p> <p>○住民異動及び外国へ住民が多い本市では、住所変更があると通知カード・マイナンバーカード・住民基本台帳カード・健康カード・特別住居証明書の券面記載事項の追記欄への記載作業及び通知カードの表面記載事項の追記欄がいっぱいになったことによる再交付申請作業(追記が記載が行けなく、住所等を2回変更(住所変更を記載するのに紙が足りる)や下住所の住所変更)が大きな負担となり、また、住民異動が多い時期については市民の窓口での待ち時間増大の原因となっている。</p> <p>また、市民が転居届出時に通知カードを提出しなかった場合、14日以内に通知カード表面記載事項変更時に通知カードの表面記載事項を変更しなければならないとされている。</p> <p>通知カードについては、本人確認書類にならない書類であるため、通知カードの表面記載事項の追記業務に必要としない場合についての事務及び記載を厳格に行う必要はないと考える。</p> <p>○窓口事務の円滑な運用や市民の手続きの省略や待ち時間の短縮、通知カード再交付にかかる経費の削減のためにも通知カードの表面記載事項の変更については変更とするよう制度改正が必要と考える。</p> <p>○当市は外国人実習生の割合が多く、転入・転居の際に一度に10～20人がまとまって手続きされることも多い。外国への渡航の機会、異動の人口の増加に伴ってに住民の転居を記載し、さらに通知カード・個人番号カードの券面変更事項を記載しなければならぬため、その対応する事務職員の数が不足し、一時的ではあるが窓口での待ち時間増大の原因となっている。</p> <p>○マイナンバー制度開始に伴い、通知カードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。これにより、住所変更による通知カードへの追記だけでなく、年間の約6万3千枚の追記業務が増え、住所異動の繁忙期においてはほぼ約70%の窓口業務が追記業務となっている。</p> <p>これにより、住民異動の窓口において事務処理時間及び待ち時間が増大し、区民サービス係での大きな負担となっている。</p> <p>○この様な状況の中、次の理由により、通知カードの券面変更事項の追記事務について、「住所変更」については追記の回数が多いと判断する。①通知カードの交付目的は個人番号を通知し当該個人番号を確認するためのものであり、一般的に本人確認書類としては利用できない。また、個人番号の確認においては、通知カードに記載された氏名・生年月日により個人番号を確認する。常に最新の住所を追記する必要性に欠ける。②通知カードの追記事務は法定受託事務の対象外とされているため、全国の区市町村において当該追記業務のための費用負担が発生しているが、真正に必要な事務職員不足により、地方財政の健全化に寄与する。③都市部では人口流動が激しく、頻りに住所異動を行う者も多く見受けられ、通知カード追記業務の負担が多くなることによる再交付が今後増大すると懸念される。住民異動の追記を除外することにより、通知カード再交付件数を抑制し、通知カード所持者の手続きの負担軽減、通知カードの再交付に係る経費(印刷費)の削減が図られる。④住民異動業務の簡便化、通知カード及びマイナンバーカードに券面変更事項の追加が必要であるため、住民の待ち時間が減っている。また、通知カードについては、カードを規定の大きさに裁断する必要があるが、裁断機は高額で導入し難く、裁断を手作業で行っているため、住民異動が多い時期は、待ち時間の増大となっている。○通知カードの追記については、カードを切り取らずに持ち替える方が多いため、稀なように注意して取り扱う、取りがけないようマニュアルで住民を指導しており、業務量の増大をまんでいる。これに伴い、1件の異動処理にかかる時間も増大しており、住民の待ち時間は繁忙期最も増大となった。また、転入・転居届出時に通知カードを持参しない住民も多く、後日そのために再来庁していただき、券面変更履歴を記載していただく必要が生じ、住民にとっても手間と時間がかかっている。通知カードは本人確認書類とならないことは、総務省からの通知でも明らかにされており、券面記載事項の変更に伴う追記は必要ないと考えられる。○マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。従来の住民異動事務に追加されたこの追記事務は、様々な要因により住民異動が多い自治体では、作業の量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は住民にとっても窓口での待ち時間増大の原因となっている。</p> <p>当市においては、年間の転入者約4,000人(国外転入除く)、区内転居者約30,000人(付74,000人)を員の通知カード・マイナンバーカードの券面変更事項(追記)をしなければならない。転入、転居以外にも戸籍簿による氏名変更に伴う券面記載も必要になる。マイナンバーカード、券面記載の変更他に券面アプリケーション、券面入力補助の更新、希望者には番号用紙住居証明書の更新を伴わなければならない。また3～4月の繁忙期は、年間の転入・転居届出の40%が集中する。追記するのは、通知カード以外にも住基カードや在留カードもあるため、追記業務は自治体の大きな負担となっている。</p> <p>通知カードは本来、個人番号を住民に通知するのが目的で、本人確認書類として使用できないので、変更事項の券面記載は必要はないのではないか。番号制上、個人番号と最新の住所の記載が必要ならば、コストがかかるカード制だと住基カードの住所変更履歴を用いた「個人番号通知」を住所変更の度に統合出来または既存住基課から、印刷し交付する方式で十分ではないか。</p> <p>○通知カードは一般的に本人確認書類としては利用できないこと及びその主な目的が名称にもあり本人への番号通知であること並びに紙製のカードは保管状態次第で裏面が不能となる状態になりやすいことを踏まえ、番号通知のカード所持者の手続きの負担軽減及び業務における市民対応の徹底を図るため、通知カードへの住所の変更を禁止するよう要請する。</p> <p>実際の事務処理にあたっては、カードを持参しない者が散見され、業務を実施できないことが多い。そのための再発所を定めることの住民負担は極めて重く、加えて、カードの裏面に限りあることも結果のうえ、住民異動の多い時期は特に大都市圏では住民にとっても窓口での待ち時間増大の原因となっていることも併せてその裏面をしないことを切に要請するものがある。</p>	マイナンバー制度においては、他人の個人番号を告知してなりすましを行う行為を防ぐため、個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行うこととしています。個人番号カードの交付を受けない場合などにおいては、通知カードの記載事項及びそれを証する書類により本人確認を行うこととなりますが、通知カードの記載事項の変更を行わないこととすると、本人確認が適切に行えないおそれがあります。したがって、マイナンバー法第7条第4項又は第5項により、通知カードに係る記載事項に変更があったときは、当該カードの追記欄に変更に係る事項を記載することとしています。	本人確認の措置として通知カードの提示を受ける場合には、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所が記載されている書類の提示が必要とあるが、写真付の1点確認で良い本人確認書類には、氏名・生年月日が記載されており、住所までの確認は不要となる。また、写真無の書類では、2点の提示であり、実際に提示される想定される書類には、氏名・住所より氏名・生年月日の記載がされたものが主である。よって、通知カード上の住所が真正である必要はなく、通知カードの住所変更の記載を廃止することが必要である。また、通知カードの住所変更がされていても、窓口業務の現状では、本人確認書類の住所も変更されていない事例は多く、逆に本人確認書類の住所は変更してあるが、通知カードは変更されていないというケースも多いことが見込まれる。通知カードと本人確認書類の記載内容の確認は、上記で述べたとおり、氏名・生年月日で十分であり、行政・民間窓口での氏名・住所による本人確認の措置が実施できないことによる混乱をさけるためにも、氏名・住所の確認は実施しないことが望ましく通知カードの住所変更の記載を廃止することが必要である。	ー	

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
252	<p>【柏市】</p> <p>通知カードと本人確認書類の照合を行うに当たり、住所地の不整合については、地方公共団体の窓口であれば、住基ネットでの住所履歴の確認により対応が可能である。</p> <p>顔写真の入っている運転免許証、パスポートを本人確認書類として使用する場合でも、パスポートは自身で住所の書換えが可能であることから、住所地の証明としては不適であり、運転免許証も住所変更手続きを行っていないければ、通知カードに記載の住所地との不整合は起こりえてしまう。その場合でも、氏名+生年月日で照合することとなるため問題は無い。</p> <p>住所地と異なり、生年月日は不変であり、本人確認の情報としては、より確実性の高い情報であることから、照合の際は、氏名+生年月日の組み合わせを最優先とすることで、殆どのケースは対応が可能である(実際、番号法施行規則第1条第3項に示す本人確認書類(保険証、年金手帳等)に加え、住民票や印鑑登録証等にも氏名、生年月日は記載されている。)</p> <p>総務省が懸念する、住基ネットが使用できない民間事業者においては、本人確認書類として使用する書類について、相手方に対し、氏名+生年月日の入っているものを優先して持参するよう求めることと合わせて、社内に同姓同名且つ生年月日まで合致する者が2人以上いないことが確認できれば、通知カードにおける住所地の不整合は不問とすることで、この問題は解決すると考えられる。</p> <p>これらの措置により、通知カードの追記の大半は不要となり、市民の待ち時間及び行政側の負担の軽減が図られることは、双方にとって利益となるのではないかと。</p> <p>【新宿区】</p> <p>個人番号利用事務等実施者が本人確認の措置として通知カードの提示を受ける場合において、出生の年月日の記載のある書類の提示を受ける場合は、通知カードの氏名及び出生の年月日より確認を行うため、住所の確認は必要とされていない。</p> <p>このため、運転免許証、旅券、在留カード、各種保険証等の他、出生の年月日の記載のある書類を有している大半の国民にとってみれば、住所変更の都度課されている通知カードの提示及び券面記載事項の変更義務は無用ではないかと。特に、外国人住民は出生の年月日の記載のある在留カード等を有しているため、そのほか全てにおいて通知カードの住所は必要とされていないと考えるが如何か。</p> <p>なお、出生の年月日の記載のない書類の提示を受けるケースに対応するためには、住所変更に係る通知カードの券面記載事項の変更手続きを義務化せずとも、本人の希望により行えるよう取り扱いを改めることにより対応が可能ではないか。</p> <p>【練馬区】</p> <p>提案自治体である豊田市の他、30近くの自治体が共同提案に連なっていることから、本事務が多くの住民や自治体に負担になっていることは明らかである。住所等を変更するためには変更がある世帯全員の「通知カード」を窓口持参し、自治体の職員が全員分のカードの住所等を追記する必要がある。一方で「通知カード」の未交付率(当区は全世帯の約2.2%)も少なくなく、住所変更の際に通知カードを持参しない者も約2〜3割存在しているのが実態である。その対応(自治体においては案内・電話対応、カードの再送・再作成などの費用・人員の負担、通知カードの未受領や持参しなかった者の再来庁等に係る住民負担など)も住民と自治体の負担となっている。</p> <p>国の回答にある番号法の本人確認の措置は、不正を防止するために適切に行わなければならないが、住民や自治体の負担を考えると「通知カード」の住所等に固執する必要はないのではないかと。また、個人番号を証するものとして「通知カード」はカードである必要はないのではないかと。現在の住所等が記載されていない「通知カード」が提示された場合は、別の書類などを提示することで確認するなど、住民と自治体の負担にならない方法を検討すべきではないか。例えば、住民が住所等変更した場合は必要に応じて転入届出の際に自治体の統合端末で最新の住所・氏名・個人番号が記載されている「個人番号通知」(A4判改ざん防止様式もしくはコンビニ交付で導入している)を交付するなどの方法で十分ではないかと考える。よって、住民や自治体の負担が大きい「通知カード」の住所変更追記を行わなくても、番号法の本人確認措置が適切に行えるよう法令等を整備し、本提案のとおり「通知カード」の住所変更追記事務を廃止するよう望む。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、総務省から、本人確認の措置として通知カードの提示を受ける場合には、本人確認書類として生年月日の記載のない書類を提示するケースにおいては氏名及び住所が通知カードの記載と一致していることを確認することになるが、通知カードに記載のある住所について変更の措置を講じていない場合には、住所の記載が不一致となり、本人確認ができないとの趣旨の発言があったところである。しかしながら、多くの地方公共団体から提案がなされていることを踏まえれば、現場には追記に係る事務負担等の支障があり、かつ、通知カードの住所変更をなくしても制度運用は可能であるという判断が地方公共団体にはあるのではないかと。</p> <p>○ 例えば、住所変更をした者については、住所変更が確認できる書類とセットで提出等を求める等の措置をとれば、本人確認には支障がないのではないかと。</p> <p>また、本人確認の制度の厳格な運用と、地方公共団体における住所変更の追記事務による職員の負担とそれに伴う待ち時間の増大による住民サービスの低下、追記を受けるための来庁に伴う住民の負担等を考慮して制度の見直しをすべきではないかと。</p> <p>これらの点について、関係府県において早急に検討いただきたい。</p>	<p>①第1次回答においては、個人番号利用事務等実施者が、個人番号の提供を受けるときは、番号利用法第16条より、本人確認の措置が必要となり、本人確認として通知カードを提示する際には、番号利用法施行規則第1条第1項第2号より、併せて通知カードに記載されたものと同一の氏名及び出生の年月日、又は、氏名及び住所が記載されている書類の提示が必要となるとなる。出生の年月日の記載のない書類を提示するケースにおいては氏名及び住所が通知カードの記載と一致していることを確認することとなるが、通知カードに記載のある住所について変更の措置を講じていない場合には、住所の記載が不一致となり、本人確認が出来ないこととなり、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(関係府省：総務省)</p> <p>②専門部会からの主な再検討の視点においては、「例えば、住所変更をした者については、住所変更が確認できる書類とセットで提出等を求める等の措置をとれば本人確認には支障がないのではないかと」の指摘がある。この点については、確かに、変更後の住所が確認できる書類を持参することは、本人であることを一定証明する資料とはなるが、通知カードに記載された住所と不一致である場合については、本人確認として不十分である。併せて提示される書類の記載が通知カードの記載と一致していることが求められる趣旨は、通知カードは市町村により送付され、記載の変更も市町村により行われることに、高度の信頼性があるところ、個人番号の提供という厳格に本人確認を実施すべき場面においては、当該通知カードの記載と、併せて提示される書類の記載が一致していることを求めるという点にある。</p> <p>③提案団体からの第一次回答に対する見解として、個人番号の提供を受ける際の本人確認として、通知カードと併せて提示される書類として氏名及び住所より氏名及び生年月日の記載がされたものが主であると想定される。とあるが、併せて提示される書類に生年月日の記載がない場合は氏名及び住所の記載の一致を確認することが想定される以上、住所変更の追記を不要とすることはできない。</p> <p>④また、通知カードと併せて提示される書類自体の住所が変更されていない、通知カードの住所の変更を追記する必要性が乏しい旨の見解が示されているが、それは法令等に則り当該通知カードと併せて提示される書類の更新を行うべきものであり、通知カードの住所変更の追記の必要性とは関係がない。</p> <p>⑤また、追加共同提案団体からの第一次回答に対する見解として、住所の記載が最新になっていない場合の確認については、住基ネットを確認すればよいのではないかとあるが、②で述べた、併せて提示される書類の記載が通知カードの記載と一致していることが求められる趣旨に鑑み、本人確認として不十分である。また、住基ネットで確認できない個人番号利用事務等実施者の対応については、社内に同姓同名かつ生年月日の合致する者がいないことが確認できれば住所の不一致を不問とする旨の提案があるが、特定の条件下における個別の対応であり、制度を変更する事由とはならない。</p> <p>⑥なお、通知カードへの住所変更の追記が、市町村の事務の負担となっていることであるが、制度の根幹を変更しない前提での対応について、要望等があれば実施可能かどうかも含め、引き続き検討する。</p>	<p><平28></p> <p>6〔内閣府〕</p> <p>(8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平28法27)</p> <p>(vi)通知カードの住所変更追記に関する市町村の事務負担の軽減の在り方については、制度の運用実態や市町村の意向に係る調査を行った上で、番号提供時における国民の利便性をも十分に配慮しつつ、その結果を踏まえ適切な対応について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(関係府省：総務省)</p> <p><平29></p> <p>6〔内閣府〕</p> <p>(20)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>(vii)通知カードの住所変更に係る追記事務については、個人番号を利用した事務処理に併せて必要と不可欠である旨とともに、事務負担の軽減に向けた工夫事例を、関係市町村に、(特別区を含む。)に平成29年度中に周知する。</p> <p>(関係府省：総務省)</p> <p>〔措置済み(平成29年7月31日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡)〕</p>	<p>平成29年中</p>	<p>平成29年3月にポスターやリーフレットを各都道府県及び市町村に配布しており、券面事項の記載の変更を行うよう周知を図っている。</p> <p>また、制度の運用実態について調査を行い、本人確認書類として通知カードを用いる場合に併せて提出される書類の中には、氏名及び住所のみが記載された書類(納税証明書、戸籍の附票の写し、給与所得の源泉徴収票等)が複数存在するため、通知カード上の記載住所によって本人確認できる状況を確認することが不可欠であることが分かった。</p> <p>さらに、通知カード券面事項の住所変更追記事務における事務効率化のための工夫事例について調査を行った。</p> <p>加えて、通知カード券面事項の住所変更追記事務の重要性を改めて提案団体及び追加提案団体へ周知するとともに、当該事務負担の軽減を支援するために、上記で調査した事務効率化のための工夫事例を提案団体及び追加提案団体へ提供した。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解			
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料		
																団体名	支障事例
265	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等における食事の提供の特例について、搬入施設の特例に関する搬入施設への緩和	家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、搬入施設の特例に関する搬入施設への緩和。特に幼稚園等へ搬入を実施して園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者も利用できるようにする。	搬入施設が、連携施設(認可保育所等)、同一法人または関連法人が運営する小規模保育事業所に限られていることから、次のような支障が生じている。 ① 連携施設では給食搬入のノウハウがないため、給食及び搬入時に起きた事故のリスク配分が難しいという意見があり、検討が進んでいない。 ② 少人数の保育を行っている家庭的保育事業者や小規模保育事業者が自園調理を行う場合、1日数時間のために調理員を雇用することが難しい上、献立に関する栄養士の指示を確保する手段を採るなど、専ら保育従事者が経営する事業者では、保育以外に行わなければならない事務負担が大変。また、連携施設から搬入する場合でも、調理したものを運搬する人材は、勤務時間が短く、報酬も安価となるため、確保することが難しい。 ③ 主に自宅で保育を行っている家庭的保育事業者や保育人数が少ない事業所では、自園調理により安全な給食を提供できる環境を整えることが困難であり、かつ、地域内に同一法人等が設けられず特例である外部搬入もできないため、認可への移行が阻害されている。認可外事業者のままでは、行政の指導等が行き渡らないため、保育の質の向上には繋がらない。	外部搬入先の制限を緩和することにより、園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者の参入を促し、事業者の搬入等のノウハウを活用して、保育事業者のリスクマネジメントを軽減し、園児の食の安全の確保を行うことが可能となる。	家庭的保育事業等の設備及び運営に關する基準(平成28年厚生労働省令第61号)第16条第2項	内閣府、厚生労働省	特別区長会		いわき市、神奈川県、高知県	○調理室のない幼稚園で、空き教室等を活用し小規模保育事業を検討している学校法人があるが、当該幼稚園と隣接している民間給食センターからの外部搬入が認められれば、調理室自体を整備する負担がなくなるほか、送付の連携施設から搬入する際の衛生上のリスクを負うことなく食事の提供が可能となり、合理的であるため、外部搬入先の制限の緩和には賛成である。	子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康支援のために「食」は大変重要であり、乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保育サービスの提供の際に、食に関する取組を積極的に進めていくことが求められている。 ○家庭的保育事業等は、保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を実施するものである。 ○加えて、3歳未満児はそれぞれの子どもによって発育状況の差が大きく、1人1人に合った給食や離乳食をきめ細かく提供する必要があり、アレルギー対応についても特設の注意が必要である。 ○こうした点を踏まえ、家庭的保育事業等については、細かい配慮が可能な自園調理を原則とし、外部搬入については、一定の要件を満たす家庭的保育事業者等のみ認めるとともに、外部搬入先についても、連携施設等、きめ細やかな対応や援助が可能な施設に限定しているところである。 ○本要望は、そうしたサービスの特性や食育の重要性、安全性の確保・配慮への視点を欠くものであり、対応は困難。	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	見解	補足資料
196	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	奨学金事務にかかるマイナンバーの利用を主体の拡大	日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能とするよう、審査法別表第2 106項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限る)」を追加すること。(貸与申請、返還免除、返還滞りに係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等入手可能な特定個人情報とすること。)	【現状】平成17年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法は都道府県等が決定できることとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学金事業等を移管している。 【支障事例】当該奨学金事業は、もともと独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同様である。しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を執行する目的で県が出資しているにも関わらず、地方公共団体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。	公益財団法人がマイナンバーを利用できるよう法改正をすることで、奨学金申請者は申請時の添付書類を削減することができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第2 106項	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省	兵庫県、滋賀県、大分県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	北海道、長崎県、大分県、沖縄県	○高等学校奨学会でマイナンバー制度を利用することができれば、申請時の添付資料を大幅に削減することができる。 ○本県の奨学金事業は、公益財団法人県育英会が実施しており、地方公共団体ではないためマイナンバーによる情報取得ができない。 よって、提案内容のとおりマイナンバー利用が可能となれば、県育英会においても、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考えられる。 ○本県でも公益財団法人が奨学金事務を実施しており、独立行政法人日本学生支援機構法によるマイナンバーを利用する学資の貸与に関する事務と同様に、添付書類の削減など申請者の負担の軽減を図る必要性が高い。	マイナンバー法第9条第2項により、地方公共団体は条例で個人番号を利用することができるが、兵庫県は条例で個人番号を利用している場合、委託先においても個人番号を利用することは可能である。 情報連携については、その主体を明確にし、国民の個人情報保護に対する懸念に対応するマイナンバー法の観点から、一般的に公益財団法人であることのみをもって、情報連携の主体とすることは困難と考えます。	本県は、(公財)兵庫県高等学校教育振興会に事業を移管・委託しており、マイナンバー情報の利用等できないが、そもそも、当該奨学金事務は(独法)日本学生支援機構(旧日本育英会)から都道府県に移管された経緯を踏まえれば、当該機構がマイナンバー情報を利用できる一方で、(公財)兵庫県高等学校教育振興会のような都道府県から奨学金事務を移管・委託された公益財団法人が利用等できないのは法制上の不備である。そのため、本県は審査法別表第1及び別表第2に当該事務及び公益財団法人を追加することを提案している。 それが不可能な場合であっても、移管先等において、マイナンバー取扱規程を定め、それに基づいて作業を行うこととし、個人番号を取り扱う者も地方公務員法上の身分を有し同法上の守秘義務が課せられている場合は、実質的に県が実施する場合と同様であり、情報管理上の問題がないと考えられることから、マイナンバー法第9条第2項等について、事務の移管・委託をした場合でも移管先等で個人番号の利用及び情報連携ができるよう法改正をお願いしたい。 なお、法改正にあたっては、公益財団法人をマイナンバー情報利用者に位置付ける必要があるが、「高等学校の奨学金事務について地方公共団体から事務移管・委託を受けた公益財団法人」と限定することで可能であると考える。			

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
265	<p>【いわき市】</p> <p>○本市における事例として、とある民間給食施設はH12から幼稚園専門の給食を調理・運搬しており、現在も市内14幼稚園等に年間約19万食を提供している。このような大量の食事の提供を行う中においても、1,800人以上の子どもに対するアレルギー食の対応はもろんであるほか、食材、水等にも徹底した管理を行っており、きめ細やかな対応等による安全性の確保は十分に果たせるものと評価できる。</p> <p>○本市に限らず、このような実績のある民間給食施設であっても外部搬入先としては認められない現状では、調理室のない幼稚園内で小規模保育事業を実施する場合などに、(仮に当該民間給食施設が幼稚園に隣接していたとしても)自園調理を行うために新たに人を雇う、あるいは調理業務を委託して調理する、場合によっては新たに施設整備を行い調理室等を整備するといった準備に係るコストや時間が嵩み、それがハードルとなって、結果的には待機児童の早期解消という目的の達成も遅延する要因になると考える。</p> <p>○食育に対する積極的な取り組みは重要であるものの、食育の重要性や安全性などの点において、即、外部搬入先に民間給食施設が加わる事ができないと一律的に判断することは適切ではなく、「対応は困難」とする回答は妥当性を欠くものと思慮する。</p> <p>○このため、どういった場合であれば外部搬入先として民間給食施設が設定できるのか(逆に設定できない場合はどういった場合か)、基本的な全国統一の最低基準を国が示したうえで、地域の実情に応じ各自治体が一定の裁量の下で判断できうる制度の構築を希望するものである。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、検討に当たっては、アレルギー対応等、食の安全が確保されることを前提とすること。</p>	<p>○現行で認められている連携施設等からの外部搬入の場合において、食育や衛生面の観点から、適切な食事提供が可能であるとする理由は何か、具体的に明示していただきたい。</p> <p>○ヒアリングの場において、「調理設備等の衛生面から考えても、自園調理が好ましい旨の説明があったが、家庭的保育事業等は、保育所と異なり、家庭的保育者の居宅等において保育を実施しており、調理設備の衛生面については、むしろ外部搬入の方が安全と言える場合も考えられるのではないかと。</p> <p>○連携施設等からの外部搬入の場合と同一の要件(例えば、食育の観点、衛生面、栄養面の体制・能力や、アレルギー・アトピーへの対応等)を満たす事業者であれば、搬入施設として認めることは可能ではないかと。</p>	<p>○食事は、子どもの生命の維持及び発育に不可欠であり、心身の成長に大きくつながっていることから、保育所等での食事提供においては、一人ひとりの子どもの毎日の体調や発達の違い、生活状況を見て、体調不良のときはスープなどの食べやすいものを提供したり、食物アレルギーのある子どもについては調理器具を専用ものとしたり、障害のある子どもにはのみこみややすいよう細かく刻んだ食事を提供するなどの、きめ細かな個別対応を行う。</p> <p>○子どもの自身の感覚や体験を通して、食への関心や食料・調理する人への感謝の気持ち等を育てることができること、調理プロセスや雰囲気がかかたり、調理中の音や料理のにおいを感じたり、適切な温度で料理が提供されたりなど、期待感と満足感を感じられるような環境を整えることが必要である。</p> <p>○このため、家庭的保育事業等については、家庭的保育に近い雰囲気できめ細かな保育を実施するものであること、また、調理から食事まで一貫して責任を担うことができる自園調理を原則とし、調理員の配置や調理設備の設置に必要な費用を考慮して定価価格を設定している。</p> <p>・外部搬入については、 <ul style="list-style-type: none"> ・食事提供の責任を負うことなど、一定の要件を満たす家庭的保育事業者等のみにも認めるとともに、 ・外部搬入の依頼対象についても、連携施設や同一法人・関連法人の事業所等、当該家庭的保育事業者等との意思疎通や安全衛生面等の確認、食事提供にあたっての相談や助言等を円滑かつ迅速に行える施設に限定しては、以下のとおりとする。 </p> <p>○一方で、現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、 <ul style="list-style-type: none"> ・調理設備を整えるための準備期間が必要であること ・調理員の確保に向けた調整が必要であること ・衛生管理上必要な対応を検討し、実施することが求められること </p> <p>・アレルギー対応を含め、適切な給食提供の方法を習得する時間が必要であること</p> <p>等の理由から、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間についての経過措置を設けているところであり、ご提案のような支障事例や構造改革特区での実施状況、内閣府地方創生推進事務局に設置された構造改革特別区域推進本部の対応方針等も踏まえ、どのような対応が考えられるかについて、今後の新制度全体に係る見直しの中で検討を進めていく予定である。</p>	<p>＜平成28＞ 6【内閣府】 (2)児童福祉法(即22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (i)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入施設に関する規定については、以下のとおりとする。</p> <p>・家庭的保育事業等における給食の外部搬入を行う場合の搬入施設(同省令16条2項)については、公立保育所における給食の外部搬入に関する平成28年度に構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価も踏まえ、連携施設(同項1号)、同一又は関連法人が運営する事業所等(同項2号)及び共同調理場等(同項3号)以外の事業者からの搬入を行うことについて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)</p> <p>＜平成29＞ 6【内閣府】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設及び食事の提供に関する規定については、以下のとおりとする。</p> <p>・家庭的保育事業における食事の提供(同省令15条)及び食事の外部搬入(同省令16条)については、居宅で保育が行われている家庭的保育事業の特性を踏まえ、現行の経過措置(同省令附則2条)を延長するとともに、連携施設(同省令16条2項1号)、同一又は関連法人が運営する事業所等(同項2号)及び共同調理場等(同項3号)以外の一定の事業者からの搬入を可能とするため、平成29年度中に必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)</p>	<p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61号)</p> <p>平成30年4月27日</p> <p>家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、保育所等から調理業務を委託しており、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状況に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等に適切に応じることができるとして、市町村が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とする。</p>		
196		<p>【全国市長会】</p> <p>行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要。</p>	<p>○第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法定事務として扱う場合と、独自利用事務として扱う場合の双方があり得るが、当該事務の所管省庁と情報提供する事務の所管省庁の調整が整えば、制度改正ということはあり得るとの趣旨の発言があったところである。このため、どのような制度改正が必要となるかについて関係府省において早急に検討いただき、当該制度改正に向けて整理・調整を進めていただきたい。</p> <p>○第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、情報連携の主体は法律に位置付けのある法人と整理しており、法律レベルで一般的に財団法人を位置付けるかという点については慎重な検討が必要との趣旨の発言があったところである。しかしながら、公益財団法人に関する公益認定は法律上の仕組みであるため、主体として明確なものではないかと。また、公益財団法人について一般的にはなく、条件を付けて限定的に規定することもあり得るのではないかと。</p> <p>これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。</p>	<p>移管を受けた公益財団法人での利用については、マイナンバーの民間での利用を可能とする提案となるが、個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、民間での利用は認めていない。</p> <p>委託を受けた公益財団法人での利用については、個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、情報提供ネットワークシステムを使用し情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要があると考えられており、都道府県の委託によりマイナンバー利用事務を行うこととされている公益財団法人を情報連携の主体として認めることは困難である。</p>					

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
290	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用	公営住宅の管理業務において、マイナンバーを利用した特定個人情報の照会が平成29年7月から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末で情報照会等を行うことができない。現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で府に引き継ぎ、府がそれらの書類をもとに審査している。マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることとなる。その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。	公営住宅の管理は、全国の多くの自治体が「指定管理者制度」を導入しており、指定管理者がマイナンバーを利用した情報照会を行うことができるよう制度改正が実現することにより、円滑な事務処理が可能となり、公営住宅入居者等の利便性向上、行政の効率化につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	内閣府、総務省、国土交通省	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	—	北海道、神奈川県、奈良県、八尾市、愛媛県、大牟田市	○当市も公営住宅管理に指定管理者制度を導入していることから、マイナンバーを利用した情報照会を指定管理者が行えないことは、市職員の業務量の増大となり、それに伴い負担が増加することが予想される。円滑な事務処理が行われることで、公営住宅入居者の利便性も向上し、行政の効率化にもつながる。 ○当団体では公営住宅の管理運営のほとんどを指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。 現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で当団体に引き継ぎ、当団体がそれらの書類をもとに審査している。 マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、当団体の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま当団体に引き継がれることとなる。 その後、当団体職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて当団体職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。 マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の業務軽減につながることは明白である。 このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。	情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、個人に関する様々な分野の情報を紐付けることが可能となることから、原則として行政機関等をその利用主体とするにも、情報連携をすることができるとマイナンバー法別表第2に規定し明確化することなどにより、情報連携が適切に行われることを担保することとしております。指定管理者は、法人その他の団体であり、行政機関等に該当せずその主体が明確でないと考えられることから、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行うことができる主体とはしておりません。	指定管理者制度は、民間のノウハウを活用して公の施設を管理運営させるという地方自治法に基づく制度で、現在、半数以上の都道府県において、公営住宅の管理運営事務に指定管理者制度を導入しており、公営住宅の管理主体として今後も大きな期待を寄せられている。また、公営住宅の管理事務については、事務処理の件数が非常に多いといった特性があり、マイナンバー制度の導入効果が高いと考えているが、指定管理者が情報連携を利用できない場合、自治体職員が情報連携によって必要な情報を照会する必要が生じるため、極めて非効率な業務運営となり、指定管理者制度導入の効果が半減してしまう。なお、指定管理者は、行政機関には該当しないものの、従来の民間委託とは性質が異なり、地方公共団体の議会の指定議決を受けなければ施設の管理主体とはならないことから、その主体は明確になっていると考える。	—

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
290	<p>【八尾市】</p> <p>指定管理者はその主体が明確でないとのご回答ですが、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者の指定手続き等に関する条例を定め、告示を行うなどの公表する手段を講じることにより、その主体の明確性は担保されると考えられます。</p> <p>さらに、同条第6項の規定において、指定にあたっては議会の議決を経ることとなり、通常の外部委託契約とは異なり、行政から公の施設の管理権限を委任するに足る資質を有する団体を指定するよう手続きが厳格に定められております。</p> <p>また、個人情報の取扱について必要な措置を講じる責務について、条例で定めるとともに、個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込む等の措置が行われていることを前提として、情報提供ネットワークシステムの利用に関しては、個別IDの付与により指定管理者を特定すること等により、その適切さを担保することができると考えます。</p> <p>【聖徳祭】</p> <p>指定管理者は、行政機関ではないものの、従来の民間委託とは異なり、地方公共団体の議会の指定議決を受けなければ施設の管理主体とはなりえないことから、その主体は明確になっている。また、既に指定管理者職員は、税情報など個人情報を取り扱っており、情報セキュリティを確保するために必要なシステム対応を事前に実施し、各種関係規程を指定管理者職員が遵守する等、セキュリティ対策に万全を期した上で、情報連携が可能となるよう検討いただきたい。</p>		<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法律のレベルで当該法人が規定されていることが一つのメルクマールであるが、指定管理者については幅広く法人を対象とできることから、国民の目から見ると法律のレベルでは誰がマイナンバーを利用しているのかわからないため、慎重に考えざるを得ないとの趣旨の発言があったところである。しかしながら、指定管理者は地方自治法に基づく法的手続きに従って指定を受けるものであり、地方自治法に基づく条例によって具体的事務(管理の基準及び業務の範囲等)が規定されていることから、主体や委託を受けた事務の内容は明確になっていると考えられるのではないかと。</p> <p>また、第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、公営住宅関係では、管理代行者が法律上位置付けられているために情報連携が可能であるが、指定管理者は法律上の位置付けがないために情報連携は困難であるとの趣旨の発言があったところである。しかしながら、管理代行者であっても、法律において、具体の法人名までもが明示される訳でなく、その意味においては、指定管理者と管理代行者との間では法人名の特定において根本的な差異があるわけではない。</p> <p>加えて、地方公共団体が公営住宅関係で管理代行者と指定管理者のいずれかを選択する際に、制度的な条件が平等でないということは問題ではないかと。</p> <p>これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。</p>	<p>個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要があると考える。</p> <p>指定管理者は、地方自治法に定められた手続であるとはいえ、法人その他の団体という様々な主体がなり得るものであり、かつ、当該地方公共団体以外の地方公共団体やその住民にとっては認識も関与もできないものとなっている。</p> <p>情報提供を行う地方公共団体側としては、そのような主体に対して特定個人情報を提供することについては、個人情報保護の観点からの懸念が生じうると考えられるため、現時点では、指定管理者を情報連携の主体とするとは困難である。</p>					
					<p>6【内閣府】</p> <p>(8) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>(vii) 上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則6条1項に基づき、同法の施行後3年を目途として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。(関係府省:個人情報保護委員会、総務省、文部科学省及び国土交通省)</p>	法律、政省令	令和元年5月24日	<p>「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「未来投資戦略2018」等に基づき、</p> <p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携の対象に戸籍関係情報を追加することを盛り込んだ「戸籍法の一部を改正する法律案」</p> <p>②確実証明書の交付に関する事務、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務などをマイナンバーの利用事務に追加するとともに、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査時に関する事務において情報連携を可能にすること等を盛り込んだ「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案」</p> <p>③マイナンバー利用事務に証券保管振替機構による加入者情報の管理等に関する事務を追加することを盛り込んだ「所得税法等の一部を改正する法律案」を平成31年通常国会に提出。</p> <p>①、②については令和元年5月24日に、③については平成31年3月27日に成立済。</p>	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
3			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>○保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反することであるが、制度創設時の想定と比べて、短時間の利用率が極めて低い状況にあり、保護者、事業者の負担が大幅に増大しているのではないかと懸念していること。このように理念と実態が乖離していることから、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分について見直すべきではないかと懸念していること。また、保育必要量の区分の見直しは、事務負担の軽減の観点と併せて、地域の実態に応じた保育サービスを提供できるようにすることである。例えば、待機児童が多い市町村では、保護者の就労状況に応じて、児童一人当たりの質に必要な保育量を正確に把握することができ、保育の供給量を調整することで、効率的な保育士の配置や更なる児童の受け入れを図れるようになると考えられる。これは、現行の保育制度の下でもポイント制により入所の判定を行っている実態に鑑みれば、必ずしも市町村にとって新たな負担となるものではないと考えられる。また、児童の受け入れに余裕のある市町村では、現行の保育標準時間に合わせた保育内容を構成することで、保育の質の向上や延長保育の事務負担の軽減を図れるようになる。従って、必ずしも事務負担の軽減のための区分の廃止という観点だけではなく、地域の実情に応じた子育て環境の向上という観点からも、保育サービスの提供に関する市町村の裁量を拡大させるべきではないかと懸念していること。</p>	<p>保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の区分の在り方については、支給認定証の在り方と併せて、地方分権改革推進室と共同で実態調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ検討してまいりたい。</p>	<p>6【内閣府】 (7)子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目標として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)</p>	<p>省令 子ども・子育て会議において検討を実施</p>	<p>平成29年3月31日交付 4月1日施行 令和元年12月10日 子ども・子育て会議において対応方針の取りまとめ</p>	<p>【省令】 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成29年内閣府令第18号)を3月31日に公布、4月1日から施行。 子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討を行い、令和元年12月10日に対応方針を取りまとめ、その中で、認定等に係る市町村の事務負担の軽減が期待される一方で、保育標準時間に統合した場合に保育の長時間化につながるなどの懸念が指摘されていることから、今回の見直しにおいては、現行の制度を維持することとした。 なお、区分の在り方については、幼児教育・保育の無償化の状況等を注視しながら、多様な働き方への対応や公費負担への影響等も踏まえつつ、引き続き検討を行うこととしている。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率性等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
12	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援法による支給認定手続の簡素化	子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第20条第3項に規定する保育必要量の区分(保育標準時間、保育短時間)を廃止し、保育の利用は、保育標準時間のうち保育を必要とする範囲での利用とする。併せて、法第20条第4項に規定する支給認定証を廃止する。	子ども・子育て支援法第20条に規定する支給認定では、保護者の求職、就労、転職、出産及び育児などの家庭状況等の変動により、支給認定変更手続が必要となり、また保育を必要とする事由により、保育必要量(保育標準時間、保育短時間)が変動し、利用者負担額(保育料)も変動して変更となる。子育て世帯は家庭状況等の変動が多く、高知市では支給認定子ども約11,000人に対し、平成27年度の支給認定変更等に係る処理件数が1万件を超えており、保護者や保育士がその処理に膨大な時間を費やすことになり、新たな負担となっている。	保育必要量の区分と支給認定証を廃止することにより、保護者においては書類作成、提出及び支給認定証の返送等、施設においては保育時間の管理や保育料変動への対応及び施設経由の書類の取り等が減少し、保護者や保育士ともに子どもに向き合う時間が増加し、児童の処遇が向上する。	子ども・子育て支援法第19条〜第26条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	高知市	—	秋田県、西郷村、茨城県、多摩市、茅ヶ崎市、長岡市、各務原市、磐田市、津島市、豊田市、尾張旭市、城陽市、八尾市、伊丹市、宇都宮市、防府市、山陽小野田市、宇和島市、八幡平市、北九州市、九女市、筑紫野市、大分市	〇変更手続的な事務がとも保育で、職員事務処理や申請者の手続にかかる時間が増大している。保育標準時間の変更による、支給認定を利用開始した際の経済的負担も申請者も多、不測を覚悟させる事例がある。申請者が実際に保育サービスを受けられるようになっただけから支給決定までいかと思われ、支給認定証の交付が滞り、支給決定が遅れている。〇保護者負担額の削減により、他の業種に対して支援を求めている。〇本市においても、標準・短時間の認定変更により、膨大な事務作業が発生しており、利用者に対しては、保育料の変更、保育料の支払い、申請書の提出、入居手続き等の手続きが必要となる。〇当市においても、標準・短時間の認定変更により、膨大な事務作業が発生しており、利用者に対しては、保育料の変更、保育料の支払い、申請書の提出、入居手続き等の手続きが必要となる。〇保護者がその就労実現等に応じ、子どもを健全に育成を図る観点から、保育標準時間認定と保育短時間認定の区分を設けている。これにより、フルタイムやパートタイムなど保護者の就労の実態に即した形で保育サービスの利用を選択することができる仕組みとなっている。〇提案のとおり上記区分を統一することは、保護者にとって保育サービス利用に当たっての選択の幅を狭めるものである。また、子育ての一時的責任は保護者に存するものであり、保育の実態に当たっては、保護者がその就労実現等に応じ、子どもを健全に育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようなこと、という子ども・子育て支援新制度の理念に反するものであり、対応は困難である。支給認定証について〇子ども・子育て支援新制度において、小学校就学前子どもの保護者は教育・保育給付を受けようとするときは、子ども・子育て支援法第19条第1項各号の区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。市町村は、認定を行ったときはその認定の区分、保育の必要性の事由及び保育の必要量その他必要な事項を記載した支給認定証を交付することとしている。〇支給認定証の交付により、保護者はその時点における当該小学校就学前子どもの認定区分等を把握することができる。市町村にとっても、認定区分や保育必要量等の変更、支給認定の取消し等の手続時には保護者に支給認定証の返還を求めるとは、保護者や施設の負担となっていることから、再度の検討を求めるものである。	〇子ども・子育て支援新制度において、小学校就学前子どもの保護者は教育・保育給付を受けようとするときは、子ども・子育て支援法第19条第1項各号の区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。市町村は、認定を行ったときはその認定の区分、保育の必要性の事由及び保育の必要量その他必要な事項を記載した支給認定証を交付することとしている。〇支給認定証の交付により、保護者はその時点における当該小学校就学前子どもの認定区分等を把握することができる。市町村にとっても、認定区分や保育必要量等の変更、支給認定の取消し等の手続時には保護者に支給認定証の返還を求めるとは、保護者や施設の負担となっていることから、再度の検討を求めるものである。		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
12			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>○保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反することであるが、制度創設時の想定と比べて、短時間の利用率が極めて低い状況にあり、保護者、事業者の負担が大幅に増大しているのではないかと懸念している。このように理念と実態が乖離していることから、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分について見直すべきではないかと懸念している。また、保育必要量の区分の見直しは、事務負担の軽減の観点と併せて、地域の実態に応じた保育サービスを提供できるものである。例えば、特級児童が多い市町村では、保護者の就労状況に応じて、児童一人当たりの真に必要な保育量を正確に把握することができ、保育の供給量を調整することで、効率的な保育士の配置や更なる児童の受け入れを図れるようになると考えられる。これは、現行の保育制度の下でもポイント制により入所の判定を行っている実態に鑑みれば、必ずしも市町村にとって新たな負担となるものではないと懸念される。また、児童の受け入れに余裕のある市町村では、現行の保育標準時間に合わせた保育内容を構成することで、保育の質の向上や延長保育の事務負担の軽減を図れるようになる。従って、必ずしも事務負担の軽減のための区分の廃止という観点だけではなく、地域の実情に応じた子育て環境の向上という観点からも、保育サービスの提供に関する市町村の裁量を拡大させるべきではないかと懸念している。</p>	<p>保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の区分の在り方については、支給認定証の在り方と併せて、地方分権改革推進室と共同で実態調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ検討してまいりたい。</p>	<p>6【内閣府】 (7) 子ども・子育て支援法(平24法65) (i) 子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省) (ii) 子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)</p>	<p>省令</p>	<p>平成29年3月31日交付 4月1日施行</p>	<p>【省令】 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成29年内閣府令第18号)を3月31日に公布、4月1日から施行。</p>	
						<p>子ども・子育て会議において検討を実施</p>	<p>令和元年12月10日 子ども・子育て会議において対応方針の取りまとめ</p>	<p>子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討を行い、令和元年12月10日に対応方針を取りまとめ、その中で、認定等に係る市町村の事務負担の軽減が期待される一方で、保育標準時間に統合した場合に保育の長時間化につながるなどの懸念が指摘されていることから、今回の見直しにおいては、現行の制度を維持することとした。なお、区分の在り方については、幼児教育・保育の無償化の状況等を注視しながら、多様な働き方への対応や公費負担への影響等も踏まえつつ、引き続き検討を行うこととしている。</p>		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
280	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援新制度下における保護者の保育必要時間等に関する認定ことも園の保育短時間制度の廃止について	子ども・子育て支援新制度における保育短時間は、保育標準時間と比べ保育時間が3時間短い。保護者が負担する保育料はほとんど変わらないなど、保護者にとってメリットがない。 また、法人・市町村にとっても支給認定の変更事務が非常に重い負担となっているなど、制度にメリットが乏しく、運営「保育短時間」のうち、「保育短時間」を廃止する。	保育の必要量に係る事務を改善することで、法人、市町村の事務負担が軽減され、特にこの事務の繁雑さを理由して幼稚園から認定ことも園に移行しない園の移行促進を図ることができ、待機児童対策としても有効と考える。 また、現在、短時間認定を受け、想定外の時間外勤務が生じた際は保育料とは別に延長保育料の負担をしている保護者の視点からは、短時間認定が廃止されることで、経済的な負担感や標準時間認定との不公平感が解消される。	子ども・子育て支援法第20条第3項	内閣府、厚生労働省	筑前市	—	秋田県、郡山市、多摩市、長岡市、瑞穂市、浜松市、磐田市、豊田市、八尾市、宇和島市、福岡市、八女市、筑紫野市、大分市、石狩市	<ul style="list-style-type: none"> ○保育必要量の認定区分(保育標準時間と保育短時間)の変更に伴い、施設利用時間・利用者負担額・給付費・延長保育の取扱い等も変更となることから、自治体担当者・施設職員の事務負担がかなり大きいものとなっている。また、養育申請に係る保護者負担も増大しているのが現状である。認定区分による利用者負担額の差は僅かであり、短時間認定を受け、就労の関係で突発的に延長保育を利用せざるを得ない場合などにおいては、標準時間認定と同等の経済的負担を負うことも想定され、制度上の不公平感を感じる保護者もいる。認定区分を撤廃することにより、事務負担の軽減及び不公平感の解消を図ることができる。 ○支給認定に係る事務により、事務量の増、保護者への負担増(手続き・費用等)となっているため、必要性を認める。 ○【地域における課題】保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差異がほとんどないため、11時間の範囲で利用できる権利を得ようと、就労時間を延ばす保護者が増加した。短時間認定と標準時間認定を統合することで、必要な保育士の見通しが立てやすくなり、職員確保にも迅速に取り組めるようになる。 ○子ども・子育て支援支援制度における保育必要量区分(保育標準時間/短時間)においては、利用者負担額はほとんど変わらないにもかかわらず、保育標準時間認定と比較し保育短時間の保育時間が3時間短いなど、保護者にとってのメリットが少ない。事業者においても、支給認定の変更毎に認定内容(標準時間/短時間)の状況把握に努めなければならない。事務負担増との声を多くの施設よりあげられている。保育の必要量において、標準時間と短時間を統合(もしくは短時間の廃止)することにより、保護者・事業者・自治体の負担軽減に繋がり、ひいては施設経営の安定化にも繋がるものとする。 ○保育標準時間・短時間の変更に伴い、保護者においては書類作成、提出及び支給認定証の返還等、施設においては保育時間の管理、保育料の変更、施設型給付費での算定等で負担が大きくなっている。また、市における認定変更に係る事務量は膨大となっているため、本来、入所にかかる相談や情報提供の充実、待機児童の解消方針の検討へ費やすべき労力を認定変更にかかる事務に取られている状況がある。 ○子ども・子育て支援新制度における保育短時間は、保育標準時間と比べ保育時間が3時間短い。保護者が負担する保育料はほとんど変わらないなど、保護者にとってメリットがない。また、法人・市町村にとっても支給認定の変更事務が非常に重い負担となっているなど、制度にメリットが薄い。 ○保育の必要性の事由によって、当該支給認定保護者が必要とする保育の必要量が異なることから、保育標準時間認定及び保育短時間認定の区分については必要であると考えている。しかし、「就労」の場合における保育時間認定については、月の就労時間が120時間未満の場合であっても、1日の勤務時間が保育短時間の利用時間で対応できない場合には市町村判断により標準時間認定とすることができることなどから、保育の必要性の事由が「就労」に限り、標準時間認定に統一することについては賛成である。 ○保育標準時間と保育短時間の利用者負担額にはほとんど差がなく、保護者にとってメリットが少ない。子育て世帯では保育を必要とする理由の変動が多く、これに伴い保育必要量も変更となる。事業所では、利用者負担額の徴収や施設型給付費等の請求のために変更の都度状況を把握する必要があり、結果的に施設型給付費等の請求が遅くなるなど不利益が生じている。本市では、保育認定の支給認定ことも約400人に対し、平成27年度の保育必要量の変更に係る処理件数が延べ約320件に上っており、事務負担が大きい。また、保育必要量の認定は自治体の判断によるため、広域利用の場合には保護者の居住地の市町村と施設所在地の市町村で調整を必要があり、事務が煩雑となっている。保育標準時間と保育短時間を統合することにより、保護者、事業者、自治体の事務負担を軽減することができ、特に事業者においては、事務負担の軽減が保育の質の向上につながることも、施設型給付費等の変動が少なくなることにより安定的な経営計画を立てやすくなると思ふ。 ○保育の必要量区分(標準時間・短時間)が生じたことにより保護者への確認・変更等事務負担が増えている。短時間認定の新たな設定が増えたが、ほとんど標準時間認定であるため、短時間認定を廃止したい。 ○提案者と同様の支障有。石狩市では、短時間認定であっても、標準時間の範囲内であれば月額保育料に差がないように対応を行っている。廃止されればこの対応の事務負担等も解消され、保護者の不要な混乱もなくなる。 ○本市は、単一の保育料表を用いているため、認定区分や標準・短時間に関わらず、保育時間が同じであれば同じ保育料である。そのため、保護者にとっては、標準・短時間の別はあまり意味がない。市が園庫補助金の申請等に用いるのみであるため、標準・短時間が統一されれば、事務の簡素化が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する「保育の必要量」については、保護者がその就労の実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で保育サービスを利用できるようにする。また、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の区分を設けている。 ○これにより、フルタイムやパートタイムなど保護者の就労の実態に即した形で保育サービスの利用を選択することができる仕組みとなっている。 ○提案のとおり上記区分を統一することは、保護者にとって保育サービス利用に当たっての選択の幅を狭めるものである。また、子育ての基本的責任は保護者が有するものであり、保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるということ、という子ども・子育て支援新制度の理念に反するものであり、対応は困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の就労の実態については、フルタイムやパートタイムなど様々なあり、また、就労時間帯も早朝や日中、夜間など多岐にわたっている。「保育短時間認定」の8時間の時間帯設定は、市町村が行うこととされており、本市では午前8時から午後5時までとしている。 ○例えば就労時間帯が午前8時から午前12時までの4時間の場合は「保育標準時間認定」となり、就労時間帯が午前10時から午後4時までの6時間の場合は「保育短時間認定」となり、保育の利用時間数と認定区分が逆転し、逆転することで保護者間の不公平感が生じる。 また、保育料の設定についても、高区分間で3時間の差があるものの保育料月額に、ほぼ差がないことも保護者の不公平感を増長している。 ○回答の内容は、「上記区分を統一することは保護者にとって保育サービス利用に当たっての選択の幅を狭めるものであり、保育の実態に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるということ、という子ども・子育て支援新制度の根本理念に反するものであり、対応は困難」との内容であるが、子ども・子育て支援新制度実施後の実態が当該制度の根本理念から大幅に乖離していることから、実態に即して制度を再構築する必要があると考える。 	—
178	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和	【現状】 都市部においては、まとまった整備用地の確保は難しい中、園庭や保育室の基準を十分に確保し、園を整備するためには、3階建て施設の検討も必要になってくる。しかし、基準の第6条において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として3歳児未満の園児の保育に供するものでなければならぬとされている。 【支障事例】 ①利便性の高い駅前のビルにおいて、4階の空きスペースに保育室を設けることができない。 ②本県のある市では、小学校跡地を利用して認定こども園の設置を検討しているが、保育室の設置が3階以上に認められるのは3歳児未満の子ども達だけであり、施設設計に苦慮している。そもそも、3階以上に保育室等を設置する際には、乳幼児の転落防止する設備の設置や耐火構造の屋外避難路等の設備が必要なこと、また、災害や自然災害、予期しない事故等が発生した際、3歳以上の園児は自力で移動できることから職員配置基準※を踏まえても、3歳で区分する明確な理由はないと考える。※乳児2:1、1・2歳児6:1、3歳児20:1 また、職員等の中にも、3歳未満児の保育室を2階以上に設定することに大きな抵抗があるとの声がある。	3階建ての建物はあまり好ましくないと考えるが、都市部で整備用地が少ない都市部においては、3歳児以上の園児の保育室を3階に設置できることによって、施設整備が促進する。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県、川西市、滋賀県、大飯町、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向かせ、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に入出入りできる園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。 ○3歳以上の園児の保育室の設置態様についても、そういった観点(3階以上だと園庭が身近な環境とならない)により、幼稚園と同様に2階以下としている。 ○保育室と園庭の位置関係は幼児教育の根本に関わる重要なものであり、無条件で3階以上の設置を認めることについては上記の幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねないものである。 ○幼保連携型認定こども園の場合については、都市部の保育所からの移行等を鑑み、種上等に所定の要件を満たした園庭を設けている場合に限り、例外的な取扱いとして3階以上に3歳以上の園児の保育室の設置を認めることとしているので、上記の教育的観点を踏まえその基準を満たしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○園庭のあり方について、重要な点は「子どもたちの身近な場所にあること」ではなく、「園庭に期待されている機能が果たされているか」という点にあるものとする。 ○保育室等から園庭への移動について大きな支障がなく、また、子どもたちが伸び伸びと遊ぶことができる環境が園庭に整っていれば、保育室等の上下1階の範囲内に必ずしも設置する必要はないと考えている。 ○また、現行の基準では、遊戯室についても保育室と同様に、原則として3階以上に設置することが認められていないが、遊戯室は、異年齢の交流や発表会等に利用されていることを考えれば、3階以上に設置することに大きな問題はないものとする。 	—	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
280			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>○保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反することであるが、制度創設時の想定と比べて、短時間の利用率が極めて低い状況にあり、保護者、事業者の負担が大幅に増大しているのではないかと、このように理念と実態が乖離していることから、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分について見直すべきではないかと、 ○また、保育必要量の区分の見直しは、事務負担の軽減の観点と併せて、地域の実態に応じた保育サービスが可能とするものである。例えば、待機児童が多い市町村では、保護者の就労状況に応じて、児童一人当たりの質に必要な保育量を正確に把握することができ、保育の供給量を調整することで、効率的な保育士の配置や更なる児童の受け入れを図れるようになると考えられる。 これは、現行の保育制度の下でもポイント制により入所の判定を行っている実態に鑑みれば、必ずしも市町村にとって新たな負担となるものではないと考えられる。 また、児童の受け入れに余裕のある市町村では、現行の保育標準時間に合わせた保育内容を構成することで、保育の質の向上や延長保育の事務負担の軽減を図れるようになる。 従って、必ずしも事務負担の軽減のための区分の廃止という観点だけではなく、地域の実情に応じた子育て環境の向上という観点からも、保育サービスの提供に関する市町村の裁量を拡大させるべきではないかと。</p>	<p>保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の区分の在り方については、支給認定証の在り方と併せて、地方分権改革推進室と共同で実態調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ検討してまいります。</p>	<p>6【内閣府】 (7)子ども・子育て支援法(平24法65) (11)子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)</p>	<p>省令 子ども・子育て会議において検討を実施</p>	<p>平成29年3月31日交付 4月1日施行 令和元年12月10日 子ども・子育て会議において対応方針の取りまとめ</p>	<p>【省令】 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成29年内閣府令第18号)を3月31日公布。4月1日から施行。 子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討を行い、令和元年12月10日に対応方針を取りまとめ、その中で、認定等に係る市町村の事務負担の軽減が期待される一方で、保育標準時間に統合した場合に保育の長時間化につながるなどの懸念が指摘されていることから、今回の見直しにおいては、現行の制度を維持することとした。 なお、区分の在り方については、幼児教育・保育の無償化の状況等を注視しながら、多様な働き方への対応や公費負担への影響等も踏まえつつ、引き続き検討を行うこととしている。</p>	
178			<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。</p>	<p><総論> ○教育的観点から基準の緩和は困難であることだが、現行の園庭基準や保育室の設置階基準でしか維持できない教育的観点とは何か、具体的に明示していただきたい。 ○幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設としての性格を持つ一方で、あくまで「単一の施設」である。現行の基準のような幼稚園と保育所の高い基準の足し合わせではなく、教育と保育を同時に総合的な施設としての幼保連携型認定こども園の基準のあり方を再検討し、その中で、園庭の位置・面積の基準や、保育室等の設置階の基準のあり方についても、見直す必要があるのではないかと、 ○保育室の設置階について> ○教育的な観点を重視するという理由で現行基準の規定を維持することで、基準を満たさない認可外施設等で教育・保育を受けざるを得ない層を生んでいるとすれば、行政サービスの提供のあり方として、総合的に見る問題ではないかと、 ○職員配置基準は、0歳児3人に対して職員1人、満1・2歳児の幼児6人に対して職員1人となっており、3階以上に満3歳児未満に供する保育室を設置した場合、自立した遊戯が不可能な乳幼児を職員が抱きかかえて遊戯することは大変困難であり、3歳児以上の遊戯と比較して安全とは言いがたいと考えられるが、この場合の乳幼児の遊戯誘導についてどのように想定しているか、御説明いただきたい。 ○満3歳児以上に供する保育室等を3階に設置する場合と2階に設置する場合とで、教育上どのように異なるのか、提案に即して具体的に明示していただきたい。 ○児童の遊戯や屋外移動の支障とならないような施設要件の具体化や、ソフト対策等の措置を取れば、満3歳児以上に供する保育室等を3階以上に設置することは可能ではないかと、 ○例えば、ある自治体の公立幼稚園は、昭和30年代から昭和50年代までの乳幼児の増加に対応して順次設置されており、現在の9園の築年数の平均は、42年が経過している。このような老朽施設において2階に保育室等を設置している場合と比較すると、新規施設で3階に保育室等を設置する場合は、平成18年度のバリアフリー新法への対応や技術的改善により、児童の階段の昇降のしやすさや、遊戯路線の確保等について、相当な改善がみられるとも考えられ、満3歳児以上に供する保育室等の設置階を制限する必要性は乏しくなっているのではないかと。</p>	<p>幼保連携型認定こども園は幼児教育を行う学校であり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)には、園児の興味や関心が戸外にも向くようし、園児の動線に配慮した園庭や遊具を配置するよう明記されており、園児の遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるということの一つの重要な教育目標としているところ。 そのため、保育室と園庭の行き来が自由かつ容易にできる、一体となった教育のための空間が必要不可欠であることから、隣接した位置に子どもの活動のために最低限必要な広さの園庭を設置するとともに、教育の対象である満3歳以上児の保育室は2階以下、もしくは上下一階に一定の要件を満たした園庭が設けられている階に設置することを求めているところである。 このように、幼児教育において、園舎、園庭、保育室の全体的な空間構成が重要な意味を持っていることをご理解いただきたい。 一方で、ご意見を踏まえ、幼保連携型認定こども園の設置・移行が円滑にできるよう、上記の幼保連携型認定こども園における教育・保育の実施に支障が低い範囲において、基準の柔軟な取扱いが可能かどうかの検討を行ってまいります。</p>	<p>6【内閣府】 (6)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法)の興味や関心が戸外にも向くようし、園児の動線に配慮した園庭や遊具を配置するよう明記されており、園児の遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるということの一つの重要な教育目標としているところ。 そのため、保育室と園庭の行き来が自由かつ容易にできる、一体となった教育のための空間が必要不可欠であることから、隣接した位置に子どもの活動のために最低限必要な広さの園庭を設置するとともに、教育の対象である満3歳以上児の保育室は2階以下、もしくは上下一階に一定の要件を満たした園庭が設けられている階に設置することを求めているところである。 (関係府省：文部科学省及び厚生労働省) ・満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を3階以上の階に設置する場合は必要とされる屋上園庭については、設置要件を見直し、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省：文部科学省及び厚生労働省) ・保育室等の設置階(同省令6条4項)については、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を2階までに確保している場合において、当該園児が使用する遊戯室を3階以上の階に設置することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省：文部科学省及び厚生労働省) ・子ども・子育て会議において検討を実施</p>	<p>通知 平成29年3月31日</p>	<p>【通知】 「幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」の一部改正について(通知) (平成29年3月31日付け府令第224号、28文科初第1838号、雇児発0331第17号)</p>	<p>子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討を行い、令和元年12月10日に対応方針の取りまとめ</p>	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
298	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施	【支障事例】番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後、療育手帳関係情報や外国人保護関係情報を、情報提供ネットワークシステムを利用して、正確かつ効率的に確認できず、住民サービスの向上につながらないとともに申請窓口の混乱を招く。 【効果】療育手帳関係情報や外国人保護関係情報を、情報提供ネットワークシステムを利用して、正確かつ効率的に確認でき、申請窓口における申請者の混乱の回避。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省	九州地方知事会	大分県提案分	千葉県、静岡県、岡山県、浜松市、豊田市、京都府、宮崎県	○療育手帳について、事務手続上同様に扱われることの多い身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳と、マイナンバー制度の運用において差が生じることで、窓口における混乱が予想され、療育手帳所持者へのサービス低下につながることを懸念される。 ○本市市営住宅では、入居申込などの際、障害者(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び療育手帳等を所持している者)及び生活保護受給者(外国人保護者も含む。)に、手帳や受給証明書の提出を求めている。 番号法第19条第7号及び別表第二の規定により、身体障害者手帳情報、精神保健福祉手帳情報及び生活保護受給情報については、情報照会が可能となるため、添付書類を省略することができるが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳情報や外国人保護情報は情報照会の対象とはなっていないため、書類の提出は省略できない。 同じ障害者や生活保護者の中で、書類の提出が省略できる者と省略できない者が生じれば、結果的に住民サービスの向上に支障が生じるとともに、申請窓口の混乱を招くこととなるため、療育手帳情報や外国人保護情報についても情報提供ネットワークを使用して照会ができるよう制度改正を求める。	マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報、別表第2において規定されています。 同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されるうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。 法律に明確な根拠を持たない事務については、マイナンバー法に規定し情報連携を可能とすることは、国民の個人情報保護に対する懸念に対応するマイナンバー法の理念に反するものであり、困難であると考えます。	【療育手帳について】平成28年3月8日の「障害保健福祉関係主管課長会議資料」において、「療育手帳に関する情報を情報連携の対象とできるよう、現在、関係省庁と調整しているところであり、その検討状況については追って連絡する」とある。 地方公共団体や情報提供ネットワークシステムの準備期間等を考慮すると今年中には結論を得なければ、平成29年7月のマイナンバーの情報連携開始に間に合わなくなるため、早急に、事務を所管する厚生労働省と番号法を所管する内閣府において調整を行い、地方自治体が条例に基づき独自利用事務とした療育手帳に関する情報について、情報連携の対象としていただきたい。 【外国人保護について】法律に根拠を持たない外国人保護関係情報については、法律に根拠を持つ生活保護関係情報と同様に様々な社会保障・税制度において幅広く利用されている重要な情報の一つと考えている。 同じ法律に根拠を持たない療育手帳に関する情報については、上述のとおり、現在、関係省庁と調整しているところと承知している。 外国人保護関係情報についても、事務を所管する厚生労働省として情報連携の必要性を認識し、早急に関係省庁と調整のうえ、条例に基づき独自利用事務とした地方公共団体については情報連携の対象としていただきたい。		

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
298	【千葉県】 一次回答は、規制緩和の可否に関する回答となっていないため、関係府省で調整のうえ明確な回答を示していただきたい。	—	【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。	○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法律に根拠がある事務を情報連携の対象とすることが必要であるが、例外として各自治体の条例で位置付けられた事務については情報連携の対象に加えていくことはあり得るとの建書の発言があったところである。このため、法律に根拠を持たない事務について、マイナンバー法に位置付けて情報連携の対象とする方策について、内閣府において早急に検討いただきたい。 ○ 療育手帳関係情報については、マイナンバー法の規定を根拠として、主務省令を早急に整備すべきではないか。 また、事務処理上の必要性や法定事務に近い事務であることを考慮すると、外国人生活保護関係情報については情報連携を可能とするように検討すべきではないか、そのために必要となる制度改正を検討すべきではないか。 これらの点について関係府省において早急に検討いただきたい。	○ 療育手帳関係情報 提案については、本来は事務の根拠法律があることを前提として、マイナンバーの利用をマイナンバー法に規定した上で情報連携の対象とし得るものであるが、現在は事務の根拠法律がないため、一部の地方公共団体が療育手帳交付の事務におけるマイナンバーの利用を条例に規定して利用事務としている状況である。 ○ 療育手帳関係情報を情報連携の対象とするためには、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、条例化している地方公共団体の状況を見ながら、現行のマイナンバー法別表第2の規定に基づいて主務省令を整備する必要がある。 なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。 ○ 外国人生活保護関係情報 国民の個人情報保護に対する懸念に対応するマイナンバー法の理念を踏まえ、事務の実施について法律に根拠を持たない外国人生活保護関係情報は、情報連携の対象とすることは困難であると考える。	<平28> 6【内閣府】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・療育手帳関係情報を情報連携の対象とする ことについては、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、平成29年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：総務省、厚生労働省及び国土交通省) <令元> 5【内閣府】 (12)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)療育手帳に関し地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)については、独自利用事務を定めた条例の制定状況等に係る調査結果を踏まえ、当該条例を制定する地方公共団体が増加するよう、その制定による効果等を、地方公共団体に令和元年度中に周知する。 なお、療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、独自利用事務を定めた条例の今後の制定状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行う。 (関係府省：総務省及び厚生労働省)	通知等	令和2年2月～3月	「平成28年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)」(平成29年1月20日開催)及び「平成28年度障害保健福祉関係主管課長会議」(平成29年3月8日開催)において、療育手帳の交付事務を行う都道府県及び指定都市に対して、療育手帳関係情報の情報連携に向けて必要となる独自利用事務条例の制定について依頼。 利用事務条例の制定等について、「療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて」(平成29年6月5日付障害保健福祉部企画課長通知)を都道府県及び指定都市に対して発出した。「マイナンバー制度に関する国と地方公共団体の推進連絡協議会」(平成29年5月14日開催)や指定都市市長会事務局を経由して、利用事務条例の制定等に関する働きかけを行った。 平成29年7月12日付け事務連絡により、都道府県等に対して独自利用事務条例の制定状況に関する調査を行った。その結果では、療育手帳の交付事務を行う67自治体のうち、10自治体で条例が制定されている状況。独自利用事務条例の制定について、「療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて」(平成30年2月26日付障企発0226第1号)を都道府県等の社会保障・税番号制度担当部局に対して発出した。 「平成29年度障害保健福祉関係主管課長会議」(平成30年3月14日開催)において、都道府県等に対して、社会保障・税番号制度担当部局と連携し、独自利用事務条例を制定することを依頼。 「療育手帳関係情報のマイナンバー利用に関するアンケートの実施について」(平成30年3月22日付事務連絡)により、都道府県等に対して独自利用事務条例の制定状況に関する調査を行った。その結果では、療育手帳の交付事務を行う67自治体のうち、11自治体で条例が制定されている状況。 「平成30年度障害保健福祉関係主管課長会議」(平成31年3月7日開催)において、都道府県等に対して、内閣府地方分庁改革推進室と連携し、独自利用事務条例を制定することを依頼。 「療育手帳関係情報のマイナンバー利用に関する調査の実施について」(平成31年3月27日付事務連絡)により、都道府県等に対して独自利用事務条例の制定状況に関する調査を行った。その結果では、療育手帳の交付事務を行う67自治体のうち、12自治体で条例が制定されている状況であり、独自利用事務条例の制定団体数が平成29年度から大きく増加していない状況。そのため、療育手帳関係情報の情報連携については、中長期的な検討課題として整理し、地方公共団体における更なる個人番号の利用促進及び独自利用事務条例の制定団体数の増加を図るため、独自利用事務条例を制定することによる効果等を周知することとした。上記を踏まえ、「療育手帳関係情報に係る独自利用事務条例の制定について」(令和2年2月21日付障企発0221第1号)を都道府県等の障害保健福祉主管部局に対して発出し、独自利用事務条例を制定することによる効果を周知した。また、「令和元年度障害保健福祉関係主管課長会議資料」(令和2年3月9日)において、独自利用事務条例の制定について再度依頼を行った。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁 厚生労働省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
300	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し	【支障事例】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定に際しては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の負担に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第31条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入院患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院患者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について(平成7年6月16日厚生省発健医第189号厚生省事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	神奈川県、静岡県、豊田市、京都府、兵庫県、高知県	○措置入院患者の家族等は高齢のため添付資料の提出が困難であったり、確定申告が未申告の場合も多く、認定事務が困難である事例もある。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを活用した市町村民税所得割額を認定基準とする制度改正は有効である。 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収は、所得税額を基礎とすることとされているが、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行っても、所得税に関する情報は情報連携の対称となっていないため、必要な個人情報を入手できない。 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収においては、所得税額を基礎とすることとされている。当該事務においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入力できず、添付書類の削減に繋がらない。	マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを活用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。 同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。	当該事務について市町村民税所得割額を基準とすることについては、引き続き、関係省庁との協議を行っていただきたい。 なお、精神保健福祉法に基づく措置入院患者の費用徴収事務は、地方税関係情報について情報連携可能とすることは国理とあるが、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月)第2章第2節1(3)②において、「番号法別表第二に規定している情報提供ネットワークシステムを利用することができる組み合わせについては、現在の地方税法上の守秘義務の運用を踏まえ、 a 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されており、本人にとってはその行政機関に情報が伝わることは秘密として保護される位置づけにないと解される場合 b 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合に限って列挙されている。」 とある。 即ち、番号法別表第二の二十三の項に規定している費用徴収事務と地方税関係情報の組み合わせについても、上記のように整理されていると考えることから、情報連携できるようしていただきたい。	—

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
300			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、今後指定都市とその他の市町村で適用される市町村住民税所得割の税率が異なることへの配慮が必要である。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、当該事務の基準を市町村住民税にできないかという点については、関係省庁との協議の上で、必要な通知改正の検討を行っていくとの趣旨の発言があったところであり、厚生労働省において早急に検討いただきたい。</p> <p>○ 精神保健福祉法による措置入院患者の費用徴収事務については、マイナンバー法に根拠規定が置かれていることから、主務省令を早急に整備すべきではないか。</p> <p>なお、第1次ヒアリングにおいて、関係府省から、地方税関係情報について情報連携を利用するためには、本人の申請に基づく事務であること、または、利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務(本人への質問検査権とそれに応じない場合の担保措置)が規定されていることのいずれかが必要との趣旨の発言があったところであるが、そもそもこの条件は本当に必要なのか、当該事務の特殊性も踏まえ改めて検討する必要があるのではないか。</p> <p>これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。</p>	<p>○ 感染症入院患者自己負担認定関係 地方税関係情報(市町村住民税所得割額)を情報連携対象とすることが可能となるよう、関係省庁において通知改正等を含め必要な対応を行うこととする。</p> <p>なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。</p> <p>○ 精神保健福祉法による措置入院患者費用徴収事務関係 地方税法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合には、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳格に解されており、 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務やその担保措置が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。</p> <p>現行では、当該事務は1)又は2)に該当しないとされているが、実務上のニーズや事務の特殊性も踏まえ、引き続き関係省庁で対応方針の検討を行う必要がある。</p>	<p><平28> 6【内閣府】 (8)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iii)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務(別表2の97)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。 (関係府省:総務省及び厚生労働省) (iv)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)による入院措置又は費用の徴収に関する事務(別表2の23)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、措置入院という制度の性質等を踏まえ、地方税法(昭25法226)上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について関係府省が連携して検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:総務省及び厚生労働省)</p> <p><平29> 6【内閣府】 (8)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置(同法29条及び29条の2)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法31条)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報別表第二の主務省令で定める事務(平26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。 (関係府省:総務省及び厚生労働省)</p>	<p>(iii)通知 平成29年3月2日</p> <p>(iv)法律、省令、通知 【法律】平成30年6月27日公布 令和元年6月1日施行 【省令】平成31年2月5日公布 令和元年6月1日施行 【通知】情報連携の本格運用に係る周知については令和2年10月2日(内閣府・総務省、6日(厚生労働省))</p>	<p>(iii)「「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の規定に基づく事務の対応について」(平成29年3月2日付け事務連絡)を各地方公共団体に對して発出し、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることについて周知した。</p> <p>(iv)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)を一部改正し、措置入院を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に關する事務について、本人又はその扶養義務者の収入状況に関する報告要求等の規定を整備。 情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報別表第二の主務省令(平26内閣府・総務省令第7号)を改正 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、療養及び向精神薬取締法による措置入院患者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」(一部改正について)(令和元年5月23日厚生労働省令第523号厚生労働事務次官通知)等を各地方公共団体に對して発出し、当該事務を処理するための基準、運用について周知。 令和元年6月17日から情報連携の試行運用を開始。その旨を、同年6月10日に内閣府及び総務省から各都道府県宛に通知。 令和2年10月8日から情報連携の本格運用を開始。その旨を、同年10月2日に内閣府及び総務省から、同年10月6日に厚生労働省から、それぞれ各都道府県宛に通知。</p>	